

令和3（2021）年度
包括外部監査報告書

令和4年3月

函館市包括外部監査人
税理士 大石俊彦

目次

第1部 外部監査の概要	1
1 外部監査の種類	1
2 選定した特定の事件（テーマ）及び監査対象期間	1
3 当該事件（テーマ）を選定した理由	2
4 監査の着眼点、方法	3
5 外部監査の実施期間	3
6 外部監査従事者	4
7 利害関係	4
第2部 監査対象（市税等）の概要	5
1 一般会計歳入額の概要	5
2 特別会計歳入額の概要	6
3 市税の概要	7
4 市税の税目別調定額の推移	9
5 国民健康保険料、介護保険料調定額の推移	10
6 収納状況の現況	12
第3部 監査結果と意見（総論）	13
1 市税等の申告及び賦課決定等について（意見）	13
2 未納・滞納対策と債権回収について（意見）	14
3 情報システム管理について（意見）	15
4 市税等の市民に対する周知・広報について（意見）	15
第4部 監査結果と意見（各論）	16
1 個人市民税	16
（1）個人市民税の概要	16
（2）個人市民税課税事務業務フロー	19
（3）個人市民税の調定額等の推移	20
（4）監査結果と意見	21
2 法人市民税	23
（1）法人市民税の概要	23
（2）法人市民税課税事務業務フロー	24
（3）法人市民税の調定額等の推移	25
（4）監査結果と意見	26

3	固定資産税（土地・家屋・償却資産）及び都市計画税	28
(1)	固定資産税（土地・家屋）の概要	28
(2)	固定資産税（土地・家屋）の業務フロー	33
(3)	固定資産税（償却資産）の概要	38
(4)	固定資産税（償却資産）の業務フロー	48
(5)	都市計画税の概要	49
(6)	固定資産税（土地・家屋・償却資産）の状況	50
(7)	都市計画税の状況	52
(8)	監査結果と意見	53
4	たばこ税	69
(1)	たばこ税の概要	69
(2)	たばこ税の業務フロー	69
(3)	たばこ税の調定額等の推移	70
(4)	監査結果と意見	70
5	軽自動車税	71
(1)	軽自動車税の概要	71
(2)	軽自動車税課税事務業務フロー	74
(3)	軽自動車税の調定額等の推移	75
(4)	監査結果と意見	77
6	入湯税	78
(1)	入湯税の概要	78
(2)	入湯税課税事務業務フロー	81
(3)	入湯税の調定額等の推移	82
(4)	監査結果と意見	82
7	国民健康保険料	83
(1)	国民健康保険料の概要	83
(2)	国民健康保険料の業務フロー	84
(3)	国民健康保険料の調定額等の推移	86
(4)	滞納整理業務	88
(5)	不納欠損	93
(6)	監査結果と意見	101
8	介護保険料	105
(1)	介護保険料の概要	105
(2)	介護保険料の業務フロー	108

(3) 介護保険料の調定額等の推移	111
(4) 滞納整理業務	115
(5) 不納欠損	116
(6) 監査結果と意見	124
9 市税の収納・滞納整理業務	127
(1) 収納・滞納整理事務の概要	127
(2) 滞納整理業務フロー	128
(3) 市税における各計数の推移等	129
(4) 監査結果と意見	133
10 収納・滞納整理事務に関する総括的監査	135
(1) 監査手続	135
(2) 監査結果	135
11 情報管理体制について	136
(1) 監査手続	136
(2) 監査結果	137
【指摘および意見の一覧】	139

第1部 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項並びに函館市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

※地方自治法

〔第252条の37〕（包括外部監査人の監査）

包括外部監査人は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理のうち、第2条第14項及び第15項の規定の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件について監査するものとする。

〔第2条第14項〕

地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

〔同 第15項〕

地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

2 選定した特定の事件（テーマ）及び監査対象期間

（1）外部監査の対象

市税及び国民健康保険料、介護保険料（以下「市税等」という。）に関する事務の執行について

（2）対象とする所属等

市税等に関する事務の執行を所管する部局

（財務部税務室、市民部国保年金課、保健福祉部介護保険課ほか）

（3）監査対象年度

令和2（2020）年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）

ただし、必要に応じて他の年度についても対象とした。

3 当該事件（テーマ）を選定した理由

令和3年度の函館市一般会計の歳入予算は、1,343億円であり、令和2年度の1,348億5,000万円と比較して5億5,000万円の減少となっている。（増減率△0.4％）。

そのうち市税の歳入予算は305億円となっており、歳入総額の22.7%を占めている。

市税については、税制改正（固定資産税等軽減の特例措置等）のほか、新型コロナウイルス感染症の影響による企業収益や個人所得の減少、さらには固定資産の評価替えなどを見込み計上したことにより、令和2年度の318億8,500万円と比較して13億8,500万円の減少となっている（増減率△4.3％）。

また、特別会計予算893億円の中で予算規模が大きい国民健康保険事業、介護保険事業においては、それぞれ277億円、311億円と大きな割合を占めている。

函館市の一般財源総額が減少傾向にある中で、大きなウエイトを占める市税等の賦課・徴収が網羅的かつ適正・公平に行われることは市にとって極めて重要な課題の一つといえる。

また市税等は、国や道から交付される歳入項目等とは異なり、直接市民等（市民及び市内に所在する法人等）に賦課・納付を求めるものであり、納付する側の市民等からも賦課の適正性や公平性が強く求められる。

本テーマは過去の包括外部監査においても取り上げられてきたところであるが、直近での包括外部監査のテーマとされてから10年以上経過しており、この間に市内経済状況及び市税等の賦課・徴収を取り巻く環境の変化も見込まれるため、課題としての重要度に鑑み、現時点で本事件を取り上げることは一定の意義が認められる。

市税等に関する事務の執行が、関係諸法令に準拠し適正に執行されているか、また公平性が保たれているか、並びに効果的、効率的かつ経済的に執行されているかの観点から監査することは有用でありその意義が大きいと思料し監査の対象として選定した。

4 監査の着眼点、方法

(1) 着眼点

- ① 市税等の賦課・徴収事務及び未納・滞納の管理事務は、法令・条例等に準拠して執行されているか・・・〔合规性〕
- ② 市税等の賦課・徴収事務及び未納・滞納の管理事務は、市民に対して公平に執行されているか・・・〔公平性〕
- ③ 市税等の賦課・徴収事務及び未納・滞納の管理事務は、効率的に執行されているか・・・〔効率性〕

(2) 方法

事務の執行手順について担当職員からヒアリングを行い、関係文書の閲覧を行うとともに、個別検討対象として抽出したサンプルについては、関係書類の閲覧及び証拠書類との照合を行った。

5 外部監査の実施期間

令和3年6月3日から令和4年3月31日まで

- ①全体レクチャー
担当課職員により6月3日に実施した。
- ②ヒアリング
監査対象全部局担当者からのヒアリング
7月6日、7日に実施した。
- ③追加ヒアリング
随時各部局の担当者から追加ヒアリングを行った。
- ④その他随時市庁舎8F会議室において資料の閲覧および確認・精査を行った。

6 外部監査従事者

包括外部監査人 税理士 大 石 俊 彦

監査補助者 税理士 野 呂 豊

監査補助者 税理士 坪 井 昌 紀

監査補助者 境 利 華

7 利害関係

包括外部監査の対象とした事件について、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第252法の29の規定により記載すべき利害関係はない。

(注1)本報告書の記載金額表示について

本報告書に含まれている表の内訳金額については、端数処理の関係で合計金額と一致しない場合がある。

また割合についても同様に一致しない場合がある。

(注2)データの出典について

本報告書に含まれている表、グラフ等における数値は、函館市から入手した資料に基づいている。各論において記載した市税等の概要等は、函館市が公表している資料に基づいている。

第2部 監査対象（市税等）の概要

1 一般会計歳入額の概要

地方自治体の会計は、一般会計と特別会計に区分され、各会計年度の収入を集計した「歳入」と支出を集計した「歳出」から構成されている。

一般会計とは、地方自治体の行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計であり、「市税」は一般会計の歳入に含まれる。

本市の一般会計歳入決算額の推移は、以下のとおり。

(単位：百万円，%)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計歳入合計	133,560	138,080	168,368
市税	33,059	33,427	32,958
地方譲与税	733	751	742
利子割交付金	43	21	25
配当割交付金	58	69	59
株式等譲渡所得割交付金	49	44	73
法人事業税交付金	-	-	199
地方消費税交付金	5,395	5,104	6,213
ゴルフ場利用税交付金	11	11	9
自動車取得税交付金	155	78	-
環境性能割交付金	-	22	49
国有提供施設等所在市町村助成交付金	2	2	2
地方特例交付金	137	316	203
地方交付税	32,216	32,281	31,564
交通安全対策特別交付金	43	41	43
使用料及び手数料	3,459	3,398	3,197
分担金及び負担金	429	380	312
国庫支出金	27,264	29,149	60,332
道支出金	7,448	7,949	8,572
財産収入	509	1,383	1,319
寄付金	569	820	1,258
繰入金	1,229	765	1,626
繰越金	1,033	443	1,363
諸収入	9,106	9,015	8,887
市債	10,613	12,611	9,363
市税割合	24.8	24.2	19.6

注：金額は調定額で記載している。調定額とは、市において歳入に係る調査を実施して、年度、納入金額、納入義務者、納期限などを調査・決定した金額のことである。

一般会計の歳入額は、1,300億円台で推移し、令和2年度は国庫支出金の増加により1,683億円となっている。

そのうち市税は、約330億円で推移しているが、歳入合計に占める割合は、24.8%から19.6%となっている。

先般発表された市の財政状況(2020年度分)によると、依存財源は、1,184億円で70%を超えており、厳しい財政が続いている現状である。

2 特別会計歳入額の概要

特別会計とは、特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区別し、特定の収入を財源として事業を行うものであり、国民健康保険事業と介護保険事業は特別会計に含まれる。

本市の一般・特別会計決算の収入済額の推移は、以下のとおり。

(単位：万円)

会 計 別		平成30年度	令和元年度	令和2年度
一 般 会 計		1,315億8,747	1,360億9,230	1,661億4,797
特 別 会 計	港湾事業	35億1,258	35億4,559	33億1,205
	国民健康保険事業	295億5,112	293億7,463	291億2,121
	自転車競走事業	138億5,710	165億6,479	120億1,759
	奨学資金	3,320	3,408	2,964
	地方卸売市場事業	4億1,322	4億481	4億564
	介護保険事業	295億8,004	304億6,721	310億6,627
	発電事業	466	501	476
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	1億7,875	2億1,389	2億5,176
	後期高齢者医療事業	42億971	42億5,034	44億6,490
	小 計	813億4,038	848億6,035	806億7,382
合 計		2,129億2,785	2,209億5,265	2,468億2,179

特別会計の収入済額は、800億円台で推移し、そのうち国民健康保険事業は約290億円、介護保険事業は295～310億円で推移、特別会計に占める割合は、国民健康保険事業約36%、介護保険事業約38%となっており、大きなウエートとなっている。

特に介護保険事業については、函館市の急速な高齢化を反映し、連年増加傾向となっている。

3 市税の概要

(1) 市税の種類

(R3.10.1 現在)

区 分		課税標準および税率	
市民税	個人	均等割	3,500 円 (道民税 1,500 円)
		所得割	課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額の 100 分の 6 (道民税 100 分の 4)
	法人	均等割	資本金等および市内従業者数により 60,000 円から 3,600,000 円の区分による
		法人税割	法人税額の 100 分の 8.4
固定資産税		課税標準の 100 分の 1.4 【免税点】 土地 300,000 円未満 家屋 200,000 円未満 償却資産 1,500,000 円未満	
軽自動車税		車種および新規登録年度により 2,000 円から 12,900 円の区分による ※ 三輪以上の軽自動車で、低排出ガスおよび燃費性能のすぐれた環境負荷の小さい車両について、一年度分に限り、燃費に応じたグリーン化特例が適用される場合がある。	
たばこ税		売渡本数 1,000 本につき 6,552 円	
鉱産税		鉱物価格の 100 分の 1.2 (鉱物価格が 200 万円以下の場合は 100 分の 0.9)	
特別土地保有税		土地の保有に対して課するもの 100 分の 1.4 土地の取得に対して課するもの 100 分の 3.0	
入湯税		入湯客 1 人 1 日につき 150 円 *但し書に該当する場合 70 円	
都市計画税		課税標準の 100 分の 0.3	

注：特別土地保有税は、平成 15 年以降、新たな課税は停止されている。

函館市が市税として課する税は、函館市税条例第 3 条に規定され、普通税 (①市民税 ②固定資産税 ③軽自動車税 ④たばこ税 ⑤鉱産税 ⑥特別土地保有税) と目的税 (①入湯税 ②都市計画税) に分類されている。

(2) 組織及び事務分掌

市税に関する担当部門及び業務内容は、下表のとおりである。

市民税、資産税、納税担当としてそれぞれが担当する業務を執行している。

部名	担当名	部門名	業務担当 (令和2年度)	
財務部	市民税担当	税制部門	<ul style="list-style-type: none"> ○市税の統計に関すること ○市税に係る条例および規則等に関すること ○税制度の調査研究および企画に関すること ○市税に係る諸証明（原動機付自転車および小型特殊自動車に係るものを除く）に関すること ○利子割交付金，配当割交付金，株式等譲渡所得割交付金，ゴルフ場利用税交付金および国有提供施設等所在市町村助成交付金に関すること 	
		法人・諸税部門	<ul style="list-style-type: none"> ○法人市民税の賦課に関すること ○軽自動車税，たばこ税，鉦産税および入湯税の賦課に関すること ○原動機付自転車および小型特殊自動車の標識交付証明書および廃車申告証明書の交付に関すること 	
		個人第1部門	○個人市民税の賦課に関すること	
		個人第2部門		
		個人第3部門		
		資産税担当	資産税賦課部門	<ul style="list-style-type: none"> ○固定資産税および都市計画税の賦課に関すること ○国有資産等所在市町村交付金に関すること ○罹災証明および罹災届出証明に関すること
			土地・家屋第1部門	○土地・家屋の評価および特別土地保有税の賦課に関すること
			土地・家屋第2部門	
			償却・非木造部門	○家屋・償却資産の評価に関すること
		納税担当	納税管理部門	<ul style="list-style-type: none"> ○市税の収納に関すること ○市税の過誤納金の還付および充当に関すること ○納税奨励に関すること ○納税貯蓄組合に関すること
	納税部門		<ul style="list-style-type: none"> ○市税の収納に関すること ○滞納処分に関すること 	
	整理第1部門			
	整理第2部門			
	特別整理第1部門			
	特別整理第2部門			

4 市税の税目別調定額の推移

本市の市税調定額の税目別推移は、以下のとおり。

[各年度 翌年5月31日現在]

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
市民税（個人）	11,543	11,484	11,573
市民税（法人）	2,513	2,708	2,183
固定資産税	12,576	12,792	12,959
軽自動車税	565	582	615
たばこ税	2,315	2,317	2,172
特別土地保有税	0	0	0
入湯税	204	236	111
都市計画税	2,397	2,430	2,481
現年分 小計	32,113	32,549	32,094
市民税（個人）	473	441	419
市民税（法人）	19	16	17
固定資産税	358	331	339
軽自動車税	14	14	14
たばこ税	0	0	0
特別土地保有税	3	2	1
入湯税	0	0	0
都市計画税	79	74	74
滞納繰越分 小計	946	878	864
市税合計	33,059	33,427	32,958

注：固定資産税は、国有資産等所在市町村交付金を含めている。

近年の税目別推移においては、大きな変動は見られないが、市民税（個人・法人）、固定資産税・都市計画税で市税全体の約90%を占めており、重要な税目である。

5 国民健康保険料、介護保険料調定額の推移

(1) 国民健康保険料収納額等の推移は、以下のとおり。

(単位：千円，%)

年度	区分	調定額	収納額	収納率	不納欠損額	収納未済額
平成28年度	現年度分	5,981,237	5,372,068	89.8	460	608,709
	滞納繰越分	2,443,053	293,844	12.0	964,004	1,185,205
	合計	8,424,291	5,665,912	67.3	964,464	1,793,914
平成29年度	現年度分	5,653,060	5,156,670	91.2	919	495,470
	滞納繰越分	1,782,102	263,132	14.8	673,919	845,051
	合計	7,435,163	5,419,802	72.9	674,838	1,340,521
平成30年度	現年度分	5,040,443	4,649,866	92.3	527	390,049
	滞納繰越分	1,334,507	233,550	17.5	508,494	592,462
	合計	6,374,951	4,883,416	76.6	509,022	982,511
令和元年度	現年度分	4,948,505	4,579,863	92.6	210	368,432
	滞納繰越分	976,142	205,064	21.0	299,982	471,094
	合計	5,924,647	4,784,927	80.8	300,193	839,527
令和2年度	現年度分	4,503,498	4,274,643	94.9	252	228,602
	滞納繰越分	818,110	189,731	23.2	259,533	368,845
	合計	5,321,609	4,464,375	83.9	259,785	597,447

国民健康保険料の調定額は、被保険者数の減少を要因として減少傾向である。

収納率については、適正な事務運営を反映し、現年度分および滞納繰越分ともに向上している。

(2) 介護保険料収納額等の推移は、以下のとおり。

(単位：千円，%)

年度	区分	調定額	収納額	収納率	不納欠損額	収納未済額
平成28年度	現年度分	4,968,733	4,912,684	98.9	0	56,048
	滞納繰越分	121,470	33,026	27.2	29,070	59,372
	合計	5,090,203	4,945,711	97.2	29,070	115,421
平成29年度	現年度分	5,056,199	5,001,756	98.9	0	54,442
	滞納繰越分	120,983	30,697	25.4	29,053	61,232
	合計	5,177,183	5,032,454	97.2	29,053	115,675
平成30年度	現年度分	6,029,302	5,976,090	99.1	0	53,212
	滞納繰越分	122,037	33,625	27.6	36,404	52,008
	合計	6,151,340	6,009,716	97.7	36,404	105,220
令和元年度	現年度分	5,821,859	5,780,103	99.3	0	41,756
	滞納繰越分	112,888	38,307	33.9	29,464	45,116
	合計	5,934,748	5,818,411	98.0	29,464	86,873
令和2年度	現年度分	5,579,396	5,551,808	99.5	0	27,588
	滞納繰越分	93,124	31,072	33.4	27,364	34,687
	合計	5,672,521	5,582,881	98.4	27,364	62,275

介護保険料の調定額は、平成30年度を境に減少傾向である。

収納率については、国民健康保険料と同様に現年度分および滞納繰越分ともに向上している。

6 収納状況の現況

令和2年度 市税決算収入未済額の件数等

(令和3年8月末現在)

現年度分	件数	金額(円)	督促件数	未納 件数	未納金額(円)
個人住民税	6,637	184,554,946	6,500	5,136	157,958,775
軽自動車税(種別割)	501	4,434,431	501	423	3,715,292
法人市民税	165	59,564,800	134	106	12,198,650
鉱産税	0	0	0	0	0
入湯税	6	2,434,640	0	0	0
たばこ税	1	29,385	1	1	29,385
固定資産税(土地家 屋)・都市計画税	3,671	305,582,412	3,558	3,122	209,602,026
固定資産税(償却資 産)	105	81,639,900	42	78	55,429,200
計	11,086	638,240,514	10,736	8,866	438,933,328

(令和3年8月末現在)

滞納繰越分	件数	金額(円)	督促件数	未納 件数	未納金額(円)
個人住民税	12,087	260,701,146	12,087	10,920	237,617,703
軽自動車税(種別割)	1,107	8,851,004	1,107	1,034	8,266,252
法人市民税	139	7,939,608	139	121	6,706,393
鉱産税	0	0	0	0	0
入湯税	0	0	0	0	0
たばこ税	0	0	0	0	0
固定資産税(土地家 屋)・都市計画税	7,410	288,055,915	7,410	6,946	271,898,421
固定資産税(償却資 産)	17	4,539,200	17	17	4,514,200
計	20,760	570,086,873	20,760	19,038	529,002,969

※現年度分督促件数は、徴収猶予の特例猶予対象で猶予期限未到来の督促状が決算時未済件数より少ない。

第3部 監査結果と意見（総論）

1 市税等の申告及び賦課決定等について（意見）

函館市の一般会計歳入予算（令和3年度）は、1,343億円であり、そのうち市税の歳入予算は305億円で歳入総額の22.7%と大きなウエートを占めている。

また、特別会計予算893億円のうち国民健康保険事業277億円、介護保険事業311億円と極めて大きな割合を占めている。

これらの市税等の事務の執行においては、国及び都道府県と同様に適正・公平な執行が最重要ポイントである。

さらに本市の人口推移を鑑みると減少の一途をたどっており、税収および市の財政にも影響が見込まれ、また、将来的には予算規模の縮小や市職員の減少に結び付く可能性もあることから、今以上に効率的・効果的な事務の執行を念頭におく必要がある。

各部局の担当職員は、法令等を理解し担当事務に関する専門知識の習得及び事務処理能力の向上に努力しているところであるが、効率性を意識したICTの利活用及びeL TAXの普及が重要と思われる。

市税等の賦課・徴収事務を進めるうえで、未申告者の把握、過少申告者の把握及び滞納者の把握においては、市役所内の各部局との情報交換・情報共有が必要であり、特に法人納税者については、法人の実態把握の観点から国（法務局・税務署等）や道との連携協調が重要と考えられる。

過去に発生した函館市の過徴収等の事例（監査時において記録が保存されていたもの。）については、平成29年度2事例（市道民税235件、金額15,476千円、および国民健康保険料55件、金額1,917千円）、平成30年度2事例（固定資産税2件、金額70千円）、令和2年度1事例（市道民税1件、金額23千円）であるが、その情報を部局内でとどめることなく、再発防止の観点からも発生した経緯や処理顛末等を各部局と情報共有することが重要となる。

北海道内の他の市町村においては、以下のような過徴収等の事例（令和3年度中の新聞報道による。）がある。

- ・札幌市～公的年金からの市民税・道民税の天引き額680万円誤徴収、対象市民938人
原因＝事務処理ミス（税額情報の日本年金機構への送信ミス）
- ・美幌町～固定資産税・都市計画税・国民健康保険税16件、404万円の過大徴収
原因＝事務処理ミス（住宅用地に建物を建てた際に適用すべき軽減措置を講じなかった。国民健康保険税は、固定資産税を基に算定する資産割額4件計37万円の過大徴収）
- ・名寄市～固定資産税・都市計画税1件、20年間合計875万円過大徴収

原因＝事務処理ミス（固定資産税の評価基準の適用誤り）

- ・ 室蘭市～固定資産税・都市計画税、2002年度から2020年度の間
3, 711万円誤徴収、対象は22法人、84個人

原因＝事務処理ミス（都市計画税非課税の市街化調整区域の土地建物に課税、固定資産税軽減特例の適用漏れ）

- ・ 旭川市～介護保険料195人、188万円の還付漏れ

原因＝事務処理ミス（年金から介護保険料を天引きする「特別徴収」の対象者が死亡した場合の還付処理漏れ）

なお、今回の包括外部監査の対象外であるが、令和3年度、函館市では後期高齢者医療保険料の軽減判定において44件の誤りがあった。原因は、軽減判定用の所得の再計算にあたっての操作ミスにより標準システムに正しいデータが反映されなかったものである。

上記の何れの事例においても事務処理ミスに起因するものであり、複数の職員によるチェック体制強化やシステム操作マニュアルの再確認が必要ではないか。

他市町村の事例を他山の石として、市民の負託に応えられるよう今一度適正・公平な事務の遂行を期待するものである。

2 未納・滞納対策と債権回収について（意見）

普通地方公共団体（地方自治体、以下「自治体」という。）の債権とは、地方自治法（以下「自治法」という。）第237条で規定している自治体の4つの財産（公有財産、物品、債権、基金）のうちの一つで、自治法第240条第1項で「金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利」と規定されているとおり金銭債権である。

具体的な事例としては、地方税、保険料、手数料や公の施設の使用料など法令または条例に基づく収入や、土地・建物の財産の貸付や貸付金など契約に基づく収入などにかかる債権がある。

債権回収については、過去の包括外部監査（平成18年度）において、滞納者の現況把握、居所不明者の調査、滞納額入金の消込み先、督促手数料、滞納処分、財産調査等の指摘項目があったが、担当部局においては現状分析とともに改善に取り組んでおり、令和2年度末においてはその成果がみられている。

市税等の滞納者に対しては、適正な申告と納税を行っている納税者とのバランス（＝公平性）の面からも、法令等に則り、引き続き厳正な債権回収を期待したい。

債権回収率については、現年度を優先し回収事務を執行した結果、非常に改善しているところであるが、過年度分については、時効の関係から不納欠損処理が行われており市税収入の減少となっている。

滞納額を回収する際には、過年度分から充当していく方法等について、法令等や事務処理要領の再構築が必要ではないか。

最近の事例（新聞報道による。）として、渡島管内森町では、滞納となって

いた土地改良事業や下水道の負担金など総額2億537万円の債権が、時効により徴収できなくなっていたことが判明。

自治法では、滞納金の時効は5年と規定されており、5年を超える場合は納付誓約や財産の差押えが必要であったが執行されていなかった。

一方で、「渡島・桧山地方税滞納整理機構」（構成市町は、函館市を除く渡島・桧山管内1市16町）では、2020年度において徹底した財産調査と早期滞納処分の実施により1億2837万円の徴収実績が認められた。

徴収できない債権があれば、直ぐに市の歳入に影響を及ぼすものであり、これらの事例を教訓としてさらに適正な執行を望むものである。

なお、函館市では、令和2年度まで債権を一元管理する債権回収対策室が存在したが、債権回収率の向上など一定の成果がみられたことから令和3年度から廃止されている。

3 情報システム管理について（意見）

現在、市税等の業務においては、①電子計算機の監視及び電算室の管理等、②電子計算機稼働計画の作成等、③電子計算機の運用及びオペレーション、④データパンチ入力、⑤プログラムの作成及び修正、⑥製本及び封入封緘の業務を外部事業者に委託している。

情報管理体制に関して、「電算室運用管理業務委託契約書」、「作業指示書」に基づき執行されているところであるが、高度情報化社会の今日においては、個人情報保護の観点からも情報漏洩には細心の注意を払う必要がある。

市としては、外部事業者からの情報漏洩を防止する観点から、定期的に立入検査を実施するなどの施策が重要である。

4 市税等の市民に対する周知・広報について（意見）

申告・納税に関する周知については、個人市道民税および固定資産税・都市計画税（償却資産）に関して、北海道税理士会函館支部、公益社団法人函館法人会、函館商工会議所、函館青色申告会など6団体に対して毎年周知依頼をしてきたところであるが、令和2年度においては、新たに固定資産税・都市計画税（土地・家屋）について21件の周知依頼を行っており、納税者に対する広報活動として評価すべき点と考える。

申告・納税は、市民（国民）の義務であるが、税に関する法令等には随時の改正があり、税制への正しい理解が浸透していない面もあることから、市当局のみならず関係団体を通じての周知・広報は意義があり、今後も継続すべきである。

広報媒体として、市ホームページは重要であるが、高齢者等の中にはIT弱者と思われる市民も一定数存在することから、市から毎月発行され全戸対象となっている「市政はこだて」を引き続き活用し、必要な情報が市民に周知されるよう期待したい。

第4部 監査結果と意見（各論）

1 個人市民税

(1) 個人市民税の概要

① 個人市民税の納税義務者

- ア 市内に住所がある人・・・均等割額と所得割額の合計額
- イ 市内に住所はないが、事務所、事業所または家屋敷がある人・・・均等割額

② 個人市民税の非課税者

- ア 賦課期日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- イ 賦課期日現在、障害者、未成年者、ひとり親、寡婦に該当し、前年中の合計所得金額が135万円以下の人

(注) 令和2年度までは、合計所得要件は125万円以下

- ウ 前年の合計所得金額が、次の算式で求めた額以下の人
 - A 同一生計配偶者および扶養親族がない場合 42万円
 - B A以外の場合 $32万円 \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養人数} + 1) + 29万円$
 - 扶養1人の場合 93万円
 - 扶養2人の場合 125万円
 - 扶養3人の場合 157万円

* 個人市民税の均等割のみの者

前年の総所得金額等が次の算式で求めた額以下の人

- A 同一生計配偶者および扶養親族がない場合 45万円
- B A以外の場合 $35万円 \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養人数} + 1) + 42万円$
 - 扶養1人の場合 112万円
 - 扶養2人の場合 147万円
 - 扶養3人の場合 182万円

③ 個人市民税の税額計算

(均等割額)

市民税 3,500円(年額)

道民税 1,500円(年額)

(所得割額)

課税所得金額×税率(一律10%)－税額控除等

(注) 税率10%の内訳は、市民税6%・道民税4%

＊ 所得の種類

- ・ 利子所得 公債、社債、預貯金などの利子
- ・ 配当所得 株式や出資の配当など
- ・ 不動産所得 地代、家賃、権利金など
- ・ 事業所得 農業、小売業、サービス業、または医師、外交員などの事業から・生じる所得
- ・ 給与所得 給料、賃金、賞与など
- ・ 退職所得 退職金、一時恩給など
- ・ 山林所得 山林を売った場合に生じる所得
- ・ 譲渡所得 土地などの財産を売った場合に生じる所得
- ・ 一時所得 クイズに当たった場合などに生じる所得
- ・ 雑所得 公的年金等、原稿料など上記の所得に当てはまらない所得

④ 主な課税資料とその概要

市民税道民税申告書

- ・ 1月1日現在、市内に所在が有る者は、前年の所得額や控除額等を3月15日までに申告しなければならない。
- ・ 確定申告をする場合や給与支払報告書（収入が給与のみの場合）、公的年金等支払報告書（収入が公的年金等のみの場合）が市に提出される場合や均等割がかからない（非課税）場合は、申告の必要はない。

確定申告書

- ・ 所得税及び復興特別所得税の額を計算し、源泉徴収額や予定納税額の過不足を精算する。
- ・ 所管は税務署で、3月15日までに申告する。

給与支払報告書

- ・ 1月31日までに給与支払者（個人や法人を問わない）から市に提出される。
- ・ 源泉徴収票と同じ様式である。
- ・ 給与所得のみの場合、年末調整で所得税および復興特別所得税の精算ができる。

公的年金等支払報告書

- ・ 1月31日までに、公的年金等支払者から市に提出される。

⑤ 減免制度

天災、貧困などにより市民税道民税の納付が困難になった場合は、その個別具体的な事情に即して減免となる場合がある。

減免を受けるためには、必要書類を添付し納期限の7日前までに申請することが必要である。

ただし、既に納期限が過ぎている税額および納付済の税額は対象とならない。

* 新型コロナ関連の減免について

新型コロナに特化した減免規定は設けていないが、市税条例に規定する要件に該当すれば減免することができる。

新型コロナの税制措置として「徴収猶予の特例」が設けられており、市ホームページで広報されている。

参考：《函館市税条例》

(市民税の減免)

第32条 市長は、次の各号のいずれかに該当するもののうち市長において必要があると認めるものに対し、市民税を減免する。

(1) 生活保護法の規定による保護を受けている者

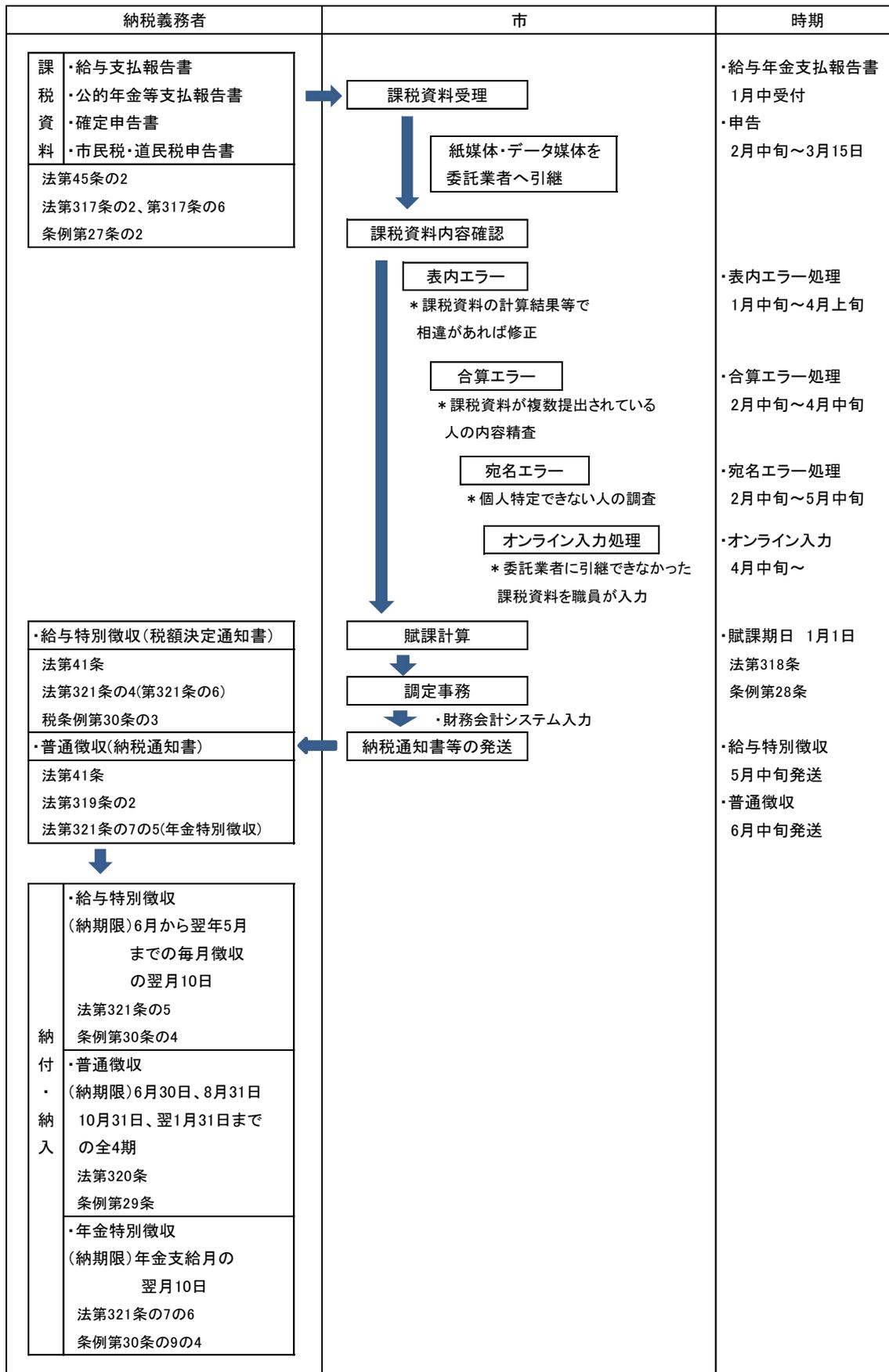
(2) 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者またはこれに準ずると認められる者

(3) 学生および生徒

(4) 公益社団法人および公益財団法人、特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人ならびに地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体またはこれらに準ずると認められるもの

(5) 災害により被害を受けた者

(2) 個人市民税課税事務業務フロー



※ 「法」：地方税法, 「条例」：函館市税条例

(3) 個人市民税の調定額等の推移

〔個人市民税〕

(単位：人、千円)

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	納税義務者数	調定額	納税義務者数	調定額	納税義務者数	調定額
給与所得者	93,094	9,690,169	92,924	9,728,414	92,745	9,839,247
営業等所得者	5,393	574,956	5,234	551,338	5,104	546,565
農業所得者	53	6,616	51	5,773	46	3,703
その他の所得者	21,040	1,111,236	20,736	1,092,668	20,441	1,110,382
(分離) 譲渡所得者及び先物取引に係る雑所得等	934	187,538	920	204,200	897	215,747
合計	120,514	11,570,515	119,865	11,582,393	119,233	11,715,644

〔個人市道民税当初税額の推移〕

(単位：千円)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
市民税額	11,078,730	11,271,728	11,371,634	11,368,210	11,439,513
道民税額	7,284,709	7,413,145	7,479,758	7,477,363	7,525,845

〔個人市民税徴収方法別当初税額の推移〕

(単位：千円)

区分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
普通徴収	課税額	2,834,179	2,668,109	2,684,972	2,618,970	2,536,006
	構成比	25.6%	23.7%	23.6%	23.0%	22.2%
給与特別徴収	課税額	8,027,362	8,369,533	8,446,802	8,515,451	8,677,085
	構成比	72.4%	74.2%	74.3%	75.0%	75.8%
年金特別徴収	課税額	217,189	234,086	239,860	233,789	226,422
	構成比	2.0%	2.1%	2.1%	2.0%	2.0%
個人市民税合計		11,078,730	11,271,728	11,371,634	11,368,210	11,439,513

〔個人納税義務者数の推移〕

(単位：人)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
普通徴収	33,059	30,472	29,598	28,659	27,403
給与特別徴収	67,505	70,202	71,075	71,402	72,285
年金特別徴収	18,288	18,653	18,852	18,788	18,905
合計	118,852	119,327	119,525	118,849	118,593
人口 (注)	265,503	262,519	258,948	255,308	251,891
人口に占める 納税義務者の割合	44.8%	45.5%	46.2%	46.6%	47.1%

注：各年度 12 月末現在

〔個人市道民税の減免額及び減免件数の推移〕

(単位：件、千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
件数	103	80	81	101	109
金額	4,157	2,875	3,546	3,547	3,835

(4) 監査結果と意見

① 監査手続

担当課より業務フローの説明を受けるとともに、課税資料の処理状況および未申告者等の把握方法についてヒアリングを行い、関係書類の閲覧を行った。

② 監査結果

ア 指摘

なし

イ 意見

(ア) 未申告者の把握

未申告者の統計的分析に関しては平成 18 年の包括外部監査において指摘されていたが、そのうち年末調整書類未提出事業所については 622 事業者の調査に至っている。

現在、給与支払報告書未提出事業所 85 件を調査し、うち 74 件から回答をもらっている (回答割合 87%)。

また、市道民税申告書の送付件数 3,038 件に対し、令和 3 年 8 月現在の申告数は 2,988 件となっている (申告割合 98.3%)。

回答割合、申告割合ともに改善されているが、未申告者がいることは課税の公平性の観点からは問題であり、引き続き課税データを基に対象者の抽出を行い、未申告者を把握し適正な課税をすることが望まれる。

(イ) ダブルチェックの徹底

総論にも記載したが、他の市町村でも発生した事例のように、過徴収等の原因の大部分は事務処理ミスであり、防止するためにはダブルチェックが必要と思われる。

(ウ) 特別徴収率の向上

特別徴収については、地方税法第321条の3、市税条例第30条の2を根拠として事務を執行している。

個人住民税特別徴収の推移は、下表のとおりであり担当部局の努力により特別徴収の実施割合も上昇している。

特別徴収が増加することにより、未納・滞納の未然防止につながるとともに滞納処分等の徴税コストの減少も期待できることから、引き続き特別徴収率の向上に取り組んでいただきたい。

〔個人住民税特別徴収実施状況〕

(単位：人、%)

	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和2 年度	
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比
給与所得者	91,664	933	92,798	1,134	93,274	476	93,323	49	93,264	△59
特別徴収対象者	69,139	4,895	72,124	2,985	73,207	1,083	73,817	610	74,952	1,135
特徴実施割合	75.43	4.62	77.72	2.29	78.49	0.77	79.10	0.61	80.37	1.27

2 法人市民税

(1) 法人市民税の概要

① 法人市民税の納税義務者および課税区分（市税条例第17条第1項）

ア 函館市内に事務所または事業所を有する法人・・・法人税割、均等割ともに課税対象

イ 函館市内に事務所等はないが、寮等を有する法人・・・均等割のみ課税対象

(注) 寮等とは、寮、宿泊所、保養所、集会所その他これらに類する施設のことをいう。

ウ 法人でない社団または財団で、代表者または管理人の定めがあり、かつ収益事業を行うものまたは法人課税信託の引受けを行うもの

② 法人市民税の計算方法

ア 法人税割

法人税額をもとにした金額×税率

イ 均等割

均等割は、下表のとおり「資本金等の額」と函館市内に有する事務所等の「従業者数」（50人以下または50人超）によって算定する。

1号	2号～9号に掲げる法人以外の法人	年額 60,000 円
2号	資本金等の額 1千万円以下、従業者数 50 人超	年額 144,000 円
3号	資本金等の額 1千万円超 1億円以下、従業者数 50 人以下	年額 156,000 円
4号	資本金等の額 1千万円超 1億円以下、従業者数 50 人超	年額 180,000 円
5号	資本金等の額 1億円超 10億円以下、従業者数 50 人以下	年額 192,000 円
6号	資本金等の額 1億円超 10億円以下、従業者数 50 人超	年額 480,000 円
7号	資本金等の額 10億円超、従業者数 50 人以下	年額 492,000 円
8号	資本金等の額 10億円超 50億円以下、従業者数 50 人超	年額 2,100,000 円
9号	資本金等の額 50億円超、従業者数 50 人超	年額 3,600,000 円

注：「資本金等の額」および「従業者数」は、事業年度の末日で判定。

③ 法人市民税の申告と納付

ア 確定申告（第20号様式）・・・事業年度終了の日の翌日から2か月

イ 中間申告（第20号様式）

・・・事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月

ウ 予定申告（第20号の3様式）

・・・事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月

エ 修正申告（第20号様式）

・・・(ア)法人税の修正申告書を提出した場合 修正申告書提出の日

(イ)法人税の更正・決定を受けた場合 更正・決定通知日の翌

日から1か月

オ 均等割申告（第22号の3様式）・・・毎年4月30日

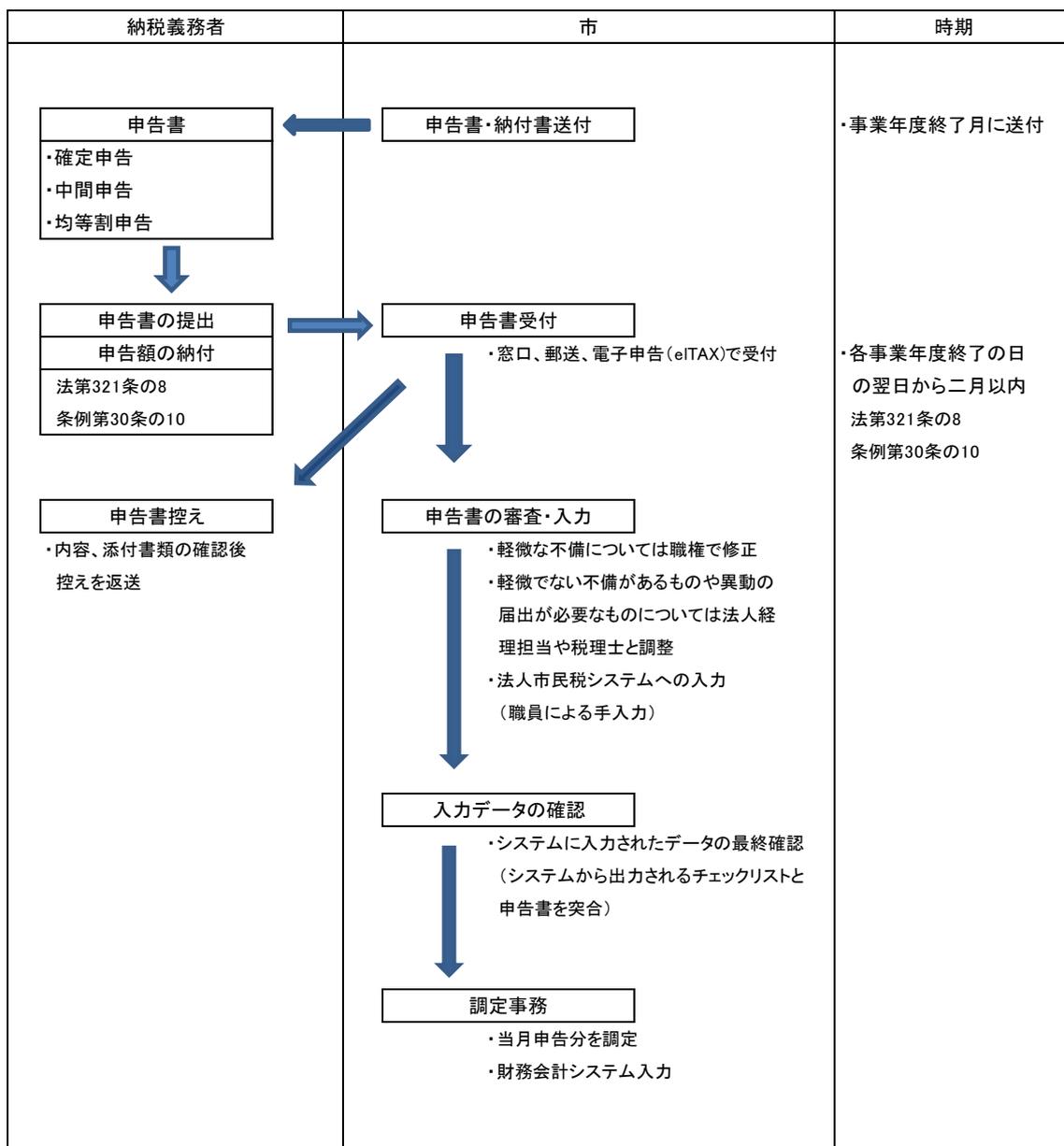
＊申告期限の延長

法人税（国税）において申告期限の延長が認められた場合は、法人市民税の申告期限も同様に延長される。

＊更正の請求

申告税額が過大だった場合、減額更正するための手続きとして、「更正の請求」があり、請求期間は法定申告期限から5年以内。

（2）法人市民税課税事務業務フロー



※ 「法」：地方税法，「条例」：函館市税条例

(3) 法人市民税の調定額等の推移

〔法人市民税調定額の推移〕

(単位：千円)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
法人税割額	1,591,518	1,657,710	1,599,431	1,791,515	1,279,361
均等割額	924,796	924,036	913,619	916,724	903,324
法人市民税額	2,516,314	2,581,746	2,513,050	2,708,239	2,182,685

注：現年・過年課税分合計を記載している。

令和 2 年度の調定額は、対前年 80.6%と大幅に減少しているが、法人税割の税率の引き下げによるものと思われる。

〔法人市民税納税義務者数の推移〕

(単位：法人)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
法人数	7,058	7,070	7,106	7,062	7,043

〔法人の区分別法人納税義務者数の推移〕

(単位：法人)

資本金等の額	従業者数	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
50 億円超	50 人超	33	33	33	30	31
10 億円超 50 億円以下	50 人超	14	14	15	15	14
10 億円超	50 人以下	401	399	395	408	397
1 億円超 10 億円以下	50 人超	42	43	44	42	41
	50 人以下	291	295	290	287	303
1 千万円超 1 億円以下	50 人超	119	120	127	122	120
	50 人以下	1,111	1,122	1,129	1,112	1,087
1 千万円以下	50 人超	44	45	38	39	37
上記以外の法人		5,003	4,999	5,035	5,007	5,013
合 計		7,058	7,070	7,106	7,062	7,043

函館市は、資本金等 1 千万円以下で従業員数 50 人以下の中小零細企業が、約 71%を占めている。

〔減免及び対象法人件数の推移〕

(単位：件、千円)

減免基準 (注1)	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
(1)	6	360	6	360	6	360	7	380	7	420
(2)	68	4,075	66	3,930	63	3,700	63	3,780	58	3,480
(3)	67	3,965	67	4,020	69	4,085	70	4,200	70	4,200
(4)	1	60	1	60	1	60	1	60	1	60
合計	142	8,460	140	8,370	139	8,205	141	8,420	136	8,160

(4) 監査結果と意見

① 監査手続

担当課より業務フローの説明を受けるとともに、課税資料の処理状況および未申告者等の把握方法についてヒアリングを行い、関係書類の閲覧を行った。

② 監査結果

ア 指摘

なし

イ 意見

(ア) 納税義務者の把握

法人市民税の納税義務者については、市内に事務所等がある法人は、法務局の登記事項や税務署等の届出等により把握しやすい状況であるが、市内に事務所等がなく寮等（社員寮、保養所、集会所等をいう。）のみの場合には把握が難しい状況である。

平成18年の包括外部監査の指摘事項にもあるが、未申告者の調査・把握については、多面的な情報収集とともに定期的な調査を行う体制作りが必要と思われる。

参考：《函館市税条例》

(市民税の申告)

第27条の2

8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第17条第1項第3号または第4号に掲げる者に該当することとなった者に、該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者または管理人の氏名、主たる事務所または事業所の所在、法人番号、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

(イ) 税に関する専門性の強化、税務署との連携

税に関する業務の執行においては、地方税法に基づいて行われているところであるが、税法・税制については随時の改正があり、また複雑な規定も多いことから、担当職員には専門知識の習得が求められている。

市の組織構成上、職員は様々な部署への異動があることから、専門性においては国税職員と同様にならないが、地方自治体間での情報交換や研修会の実施など専門性の向上に役立つ方策があるのではないか。

法人市民税の修正申告や更正の大部分は、国税の税務調査に連動して行われているのが実情と思われるが、修正申告や更正に至った内容を検証・分析することも専門性の強化となりうるので、税務署との連携も有効と考えられる。

(ウ) 法人市民税（プレプリント用紙）の送付縮小について

法人市民税の申告実態としては、納税者の代理人である関与税理士から提出されるものが大多数であり、税理士事務所においてはeLTAXまたは白紙の用紙を使用することが多く、送付されるプレプリント用紙を使用することはほとんどないと思われる。

納付書のみを送付に切り替えることにより、印刷用紙、印刷代、郵送料の削減および事務の軽減にも結び付くことから検討が必要ではないか。

3 固定資産税（土地・家屋・償却資産）及び都市計画税

(1) 固定資産税（土地・家屋）の概要

① 固定資産税とは

固定資産税は、1月1日に存在する固定資産を課税客体として、その固定資産の所有者に課せられる市町村税である

ア 固定資産税の賦課期日（地方税法第359条）

固定資産の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日である。

イ 固定資産税の課税客体（地方税法第341条）

土地・家屋・償却資産

ウ 固定資産税の課税客体（地方税法第342条）

固定資産税は、固定資産に対し、当該固定資産所在の市町村において課する。

<参考>地方税法における固定資産

地方税法では、固定資産が次のように分類・定義され（地方税法第341条第1～4号）、税務会計における固定資産の内容と一部異なります。

土地

→ 田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野等

家屋

→ 住家、店舗、工場（発電所、変電所を含む）、倉庫等

償却資産

→ ・土地及び家屋以外の事業所の有形固定資産
・その減価償却額が、法人税または所得税法上、経費扱いされる資産
・（軽）自動車税の課税客体でない資産

全て満たしている

固定資産税は、課税標準額に1.4%の税率を乗じて得た額である

エ 固定資産税の課税標準額（地方税法第349条）

土地・家屋の固定資産税の課税標準額は、原則として土地・家屋

の価格である。

オ 固定資産の価格

価格とは、適正な時価をいう（地方税法第341条第5号）。具体的には、固定資産評価基準によって評価した価格が適正な時価とされる。

カ 固定資産税の税率（地方税法第350条）

固定資産の標準税率は1.4%とする。

キ 免税点（地方税法第351条）

同一の者について、固定資産税の課税標準額が次に満たない場合においては、固定資産税を課することはできない。

土地 → 30万円

家屋 → 20万円

償却資産 → 150万円

固定資産税の徴収方法は、納税通知書を納税者に交付して行う普通徴収の方法によらなければならない

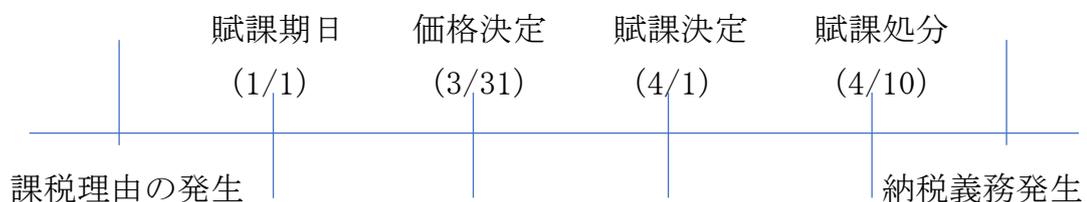
ク 納税通知書（地方税法第364条）

地方税の賦課徴収のために納税者に対して地方団体が作成して交付する文書で、賦課額を確定し、納付を命令するものである。

ケ 普通徴収

納税通知書を納税者に交付することにより地方税を徴収することであり、課税権者租税債権の内容を具体的に確定させる賦課処分を行うことによって徴収する方法である。

コ 固定資産が課税されるまで



② 固定資産税の性格

応益税（納税者が租税を負担する根拠を、納税者が地方公共団体の活動から受ける利益に求め、その利益の程度に応じて租税を負担するのが公平であるという考え方）、財産税（財産税とは、財産を所有して

いればそれに応じた税負担能力があると推定して、その財産の所有者にその財産の価格等に応じて課税する租税をいう)、物税(固定資産税の課税に当たっては、納税者の年齢、所得の多少、扶養親族の有無等といった人的な要素は考慮されず、固定資産の面積、価格あるいは、用途等の物的要素しか考慮されない)という、3つの性格がある。

③ 固定資産税の納税義務者

ア 所有者課税の原則

固定資産税は、固定資産の所有者に課する。(地方税法第343条第1項)

イ 所有者

所有者とは、土地または家屋については、土地登記簿または建物登記簿に所有者として登記されている者をいう。(地方税法第343条第2項)

また、登記されていない土地または家屋については、市町村が現実の所有者が誰であるか認定し、土地家屋補充課税台帳に登録する。よって、

固定資産税の納税義務者は、賦課期日である1月1日現在における登記簿上の名義人であることが原則である

※この場合において、所有者として登記または登録されている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記されている法人が同日前に消滅しているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいうものとする。

ウ 現に所有している者

地方税法第343条第2項後段の規定中「現に所有している者」とは、登記簿に所有者として登記された個人の死亡によって、当該個人の所有にかかる固定資産について、相続その他の事由に基づき民法その他の規定により、当該固定資産を現実に所有している者をいうものである。

※相続人が複数存在する場合

民法第898条の規定によれば、法定相続人が数人あるときは、相続財産はその共有に属することとなる。したがって、地方税法第10条の2第1項の規定により、法定相続人は連帯して納税義務を負うものである。

※（民法第898条 共同相続の効力）

相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属する。

エ 連帯納税義務

共有物、共同使用物、共同事業により生じた物件又は共同行為に対する地方団体の徴収金は、納税者が連帯して納付する義務を負う。

（地方税法第10条の2第1項）

連帯納税義務者の1人に対して、又は同時もしくは順次に全ての連帯納税義務者に対して、連帯納税義務に係る地方団体の徴収金の全部又は一部についての納税の告知、督促及び滞納処分をすることができる。（民法第436条準用）

④ 納税義務者の死亡

賦課期日後に納税義務者が死亡した場合の徴収金について、相続人が納付しなければならない

ア 納税義務の承継

納税義務者であるAが死亡した場合、Aが負っている納税義務は、法定相続人（包括受遺者を含む）に承継される。

イ 相続人不存在の場合

法定相続人が相続を放棄し、または初めから法定相続人が不存在であるときは、民法第951条の法人（相続財産法人）に承継される。

ウ 相続人が複数いる場合

相続人が複数存在する場合、各相続人に承継される納税義務は、その相続分により接分して計算した額である（地方税法第9条第2項）。実際に遺産分割がどのように行われたかは関係ない。

エ 限定承認をした相続人

限定承認をした相続人は、相続によって得た財産を限度とする。したがって、限定承認がされたときは、相続人の固有財産に対して滞納処分を執行することはできない。

⑤ 相続人の範囲や法定相続分

ア 相続人の範囲

死亡した人の配偶者は常に相続人となり、配偶者以外の人は、次の順序で配偶者と一緒に相続人になる。

第1順位（死亡した人の子供）

- ・その子供が既に死亡しているときは、その子供の直系卑属（子供や孫など）が相続人となる。子供も孫もいるときは、死亡した人により近い世代である子供の方を優先する（養子や養女も子供になる）。

第2順位（死亡した人の父母や祖父母）

- ・父母も祖父母もいるときは、死亡した人により近い世代である父母の方を優先する。
- ・第2順位の方は、第1順位の方がいないとき相続人となる。

第3順位（死亡した人の兄弟姉妹）

- ・その兄弟姉妹が既に死亡しているときは、その人の子供が相続人となる。
- ・第3順位の方は、第1順位の方も第2順位の方もいないとき相続人になる。

なお、相続を放棄した人は、初めから相続人でなかったものとされる。また、内縁関係の人は、相続人に含まれない。

イ 法定相続分

(ア) 配偶者と子供が相続人である場合

配偶者 $1/2$ 、子供 $1/2$ （2人以上の場合は $1/2$ を均等に分ける）

(イ) 配偶者と直系尊属（父母等）が相続人である場合

配偶者 $2/3$ 、父母 $1/3$ （2人以上の場合は $1/3$ を均等に分ける）

(ウ) 配偶者と兄弟姉妹が相続人である場合

配偶者 $3/4$ 、兄弟姉妹 $1/4$ （2人以上の場合は $1/4$ を均等に分ける）

なお、民法に定める法定相続分は、相続人の間で遺産分割の合意ができなかった時の遺産の取り分であり、必ずこの相続分で遺産の分割をしなければならないわけではない（民法第887条、889条、900条、907条）。

(2) 固定資産税（土地・家屋）の業務フロー

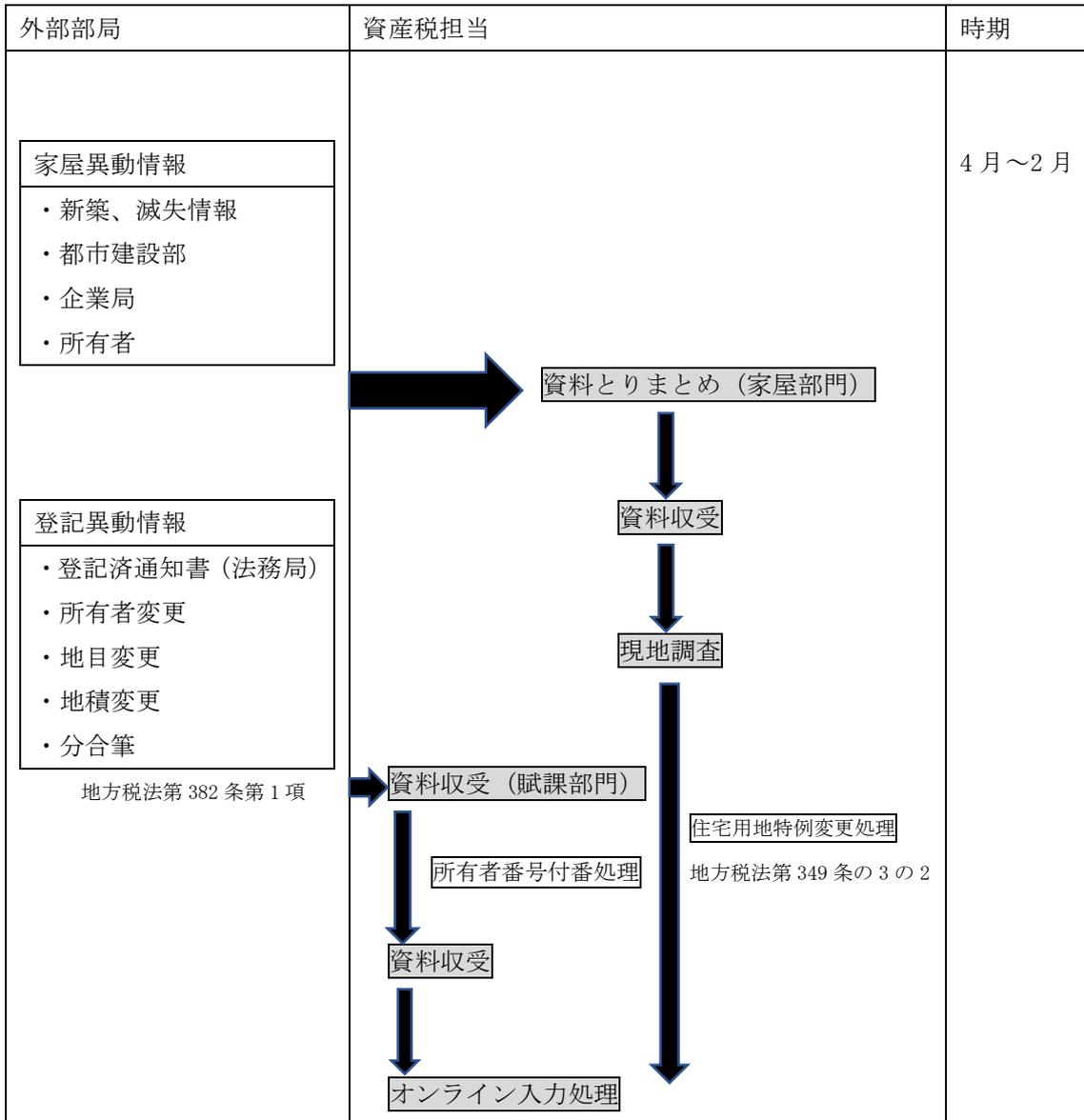
① 評価調査

ア 提出から賦課決定までのフロー

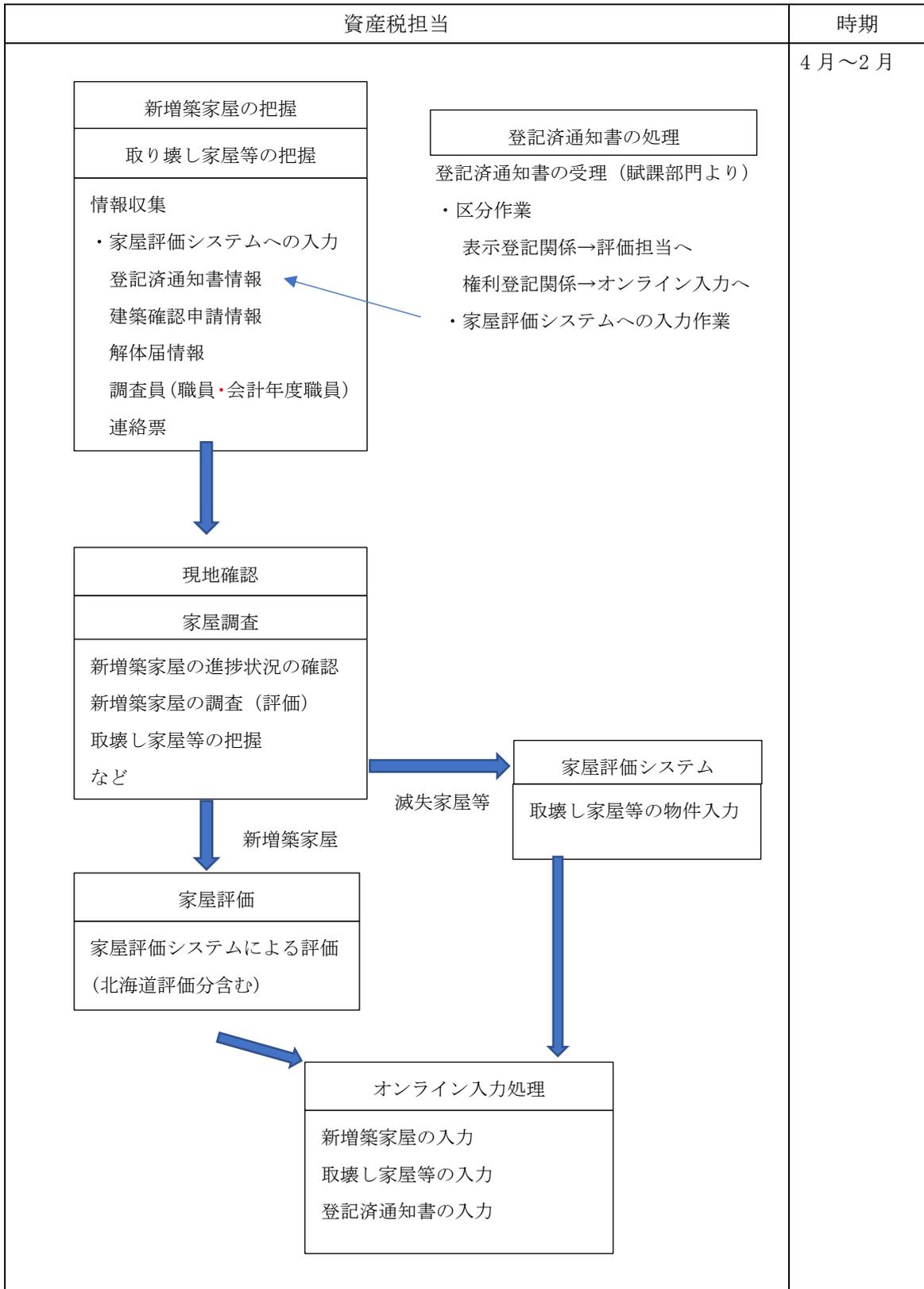
納税義務者	市	時期
	固定資産評価員 <u>評価調書</u>  評価調書の提出 地方税法第 409 条第 4 項 <u>価格等の決定</u> 地方税法第 410 条第 1 項 <u>名寄帳の作成</u> 地方税法第 387 条 <u>土地価格等、家屋価格等縦覧帳簿の作成</u> 地方税法第 415 条 	3 月 31 日
価格に対する不服 固定資産評価審査委員会へ審査申出 公示日から納税通知書交付後 3 カ月までの期間	<u>固定資産課税台帳登録の公示</u> 地方税法第 411 条第 2 項	4 月 1 日
地方税法第 416 条 土地価格等家屋価格等縦覧帳簿の 縦覧 4 月 1 日から 4 月 20 日または最初の納期 限の日まで		
地方税法第 416 条 価格以外の不服	<u>納税通知書の交付</u> 地方税法第 364 条第 9 項	納期限前 10 日まで
市長へ審査請求 納税通知書交付後 3 カ月以内		
行政不服審査法		

② 固定資産税評価

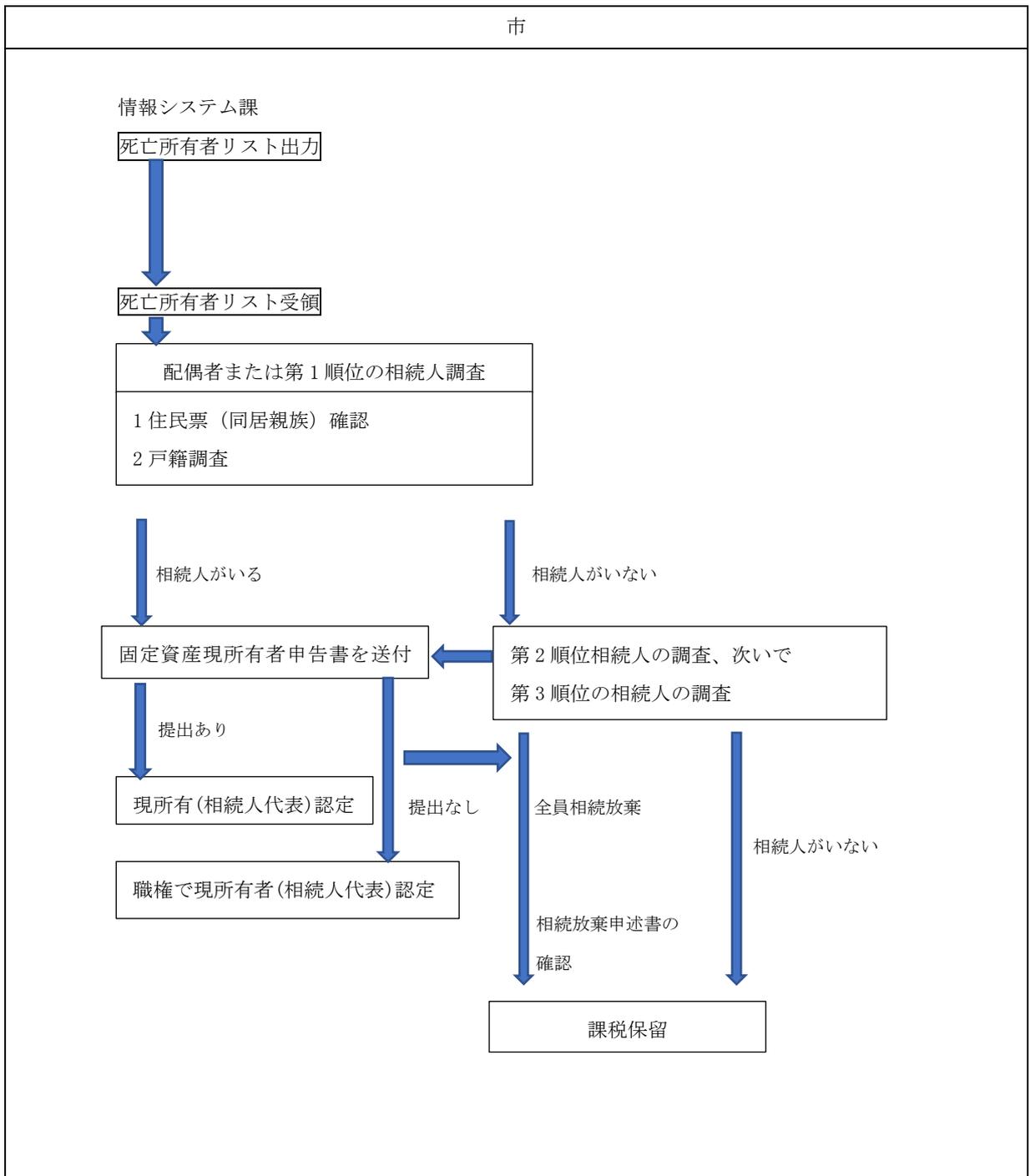
ア 土地および家屋の把握からデータ入力までのフロー



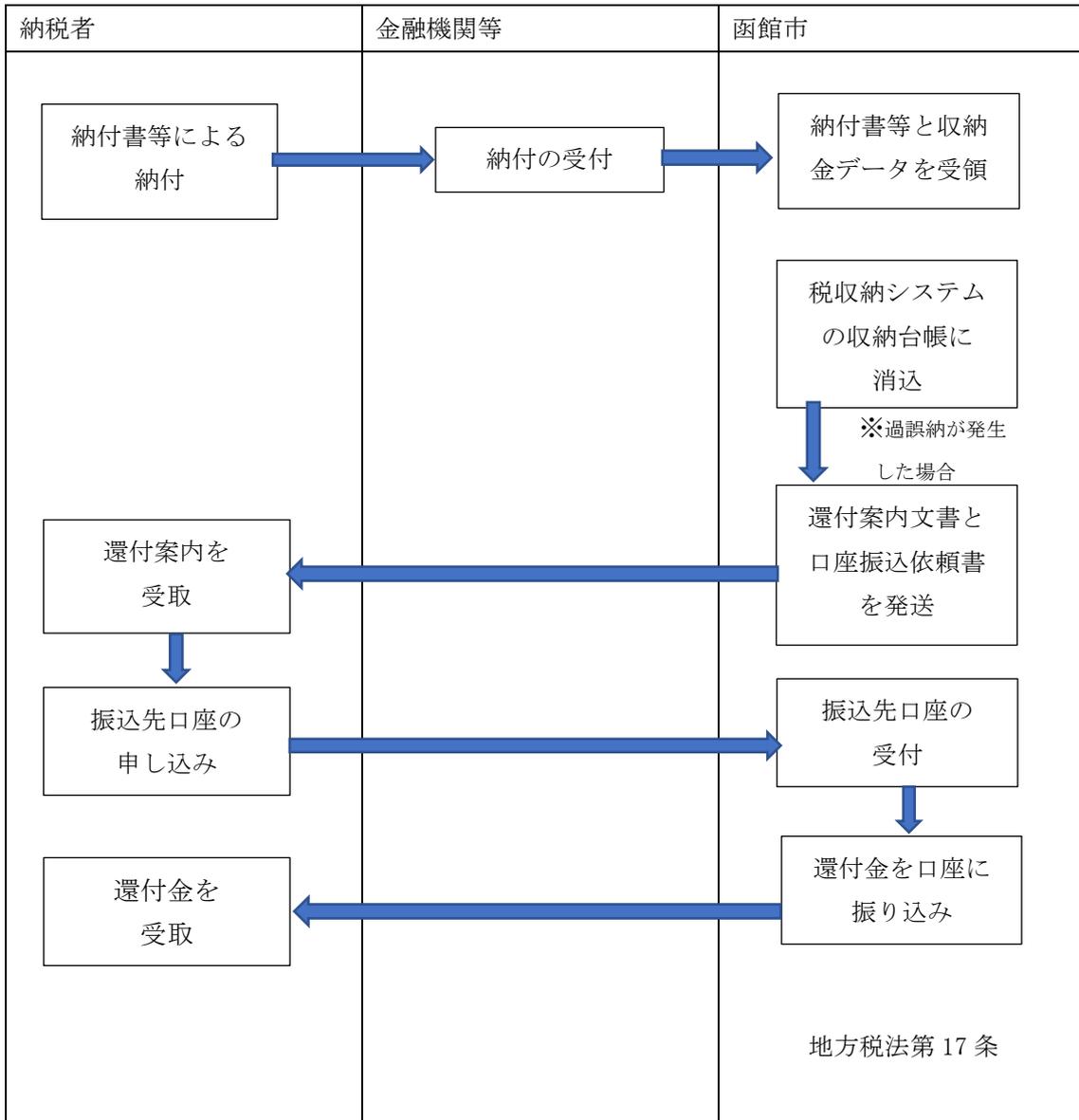
イ 家屋の状況把握からデータ入力までのフロー



ウ 所有者死亡時の現所有者の認定までについて、把握からデータ処理までのフロー



エ 納税管理（収納消込および過誤納還付）についてのフロー図



(3) 固定資産税（償却資産）の概要

① 償却資産とは

ア 税務会計における減価償却資産

税務会計における減価償却資産は、減価償却をするべき固定資産として次のようなものが定められている。(法人税法施行令第12条、所得税法施行令第6条)

有形減価償却資産 (生物以外)	建物およびその付属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両および運搬具、工具・器具・設備（計7種類）
有形減価償却資産 (生物)	動物（牛・馬・豚・綿羊・やぎ） 果樹等（かんきつ樹・りんご樹・ぶどう樹・梨樹・茶樹等）
無形減価償却資産	鉱業権、漁業権、ダム使用権、水利権、特許権、 実用新案権、ソフトウェア、営業権、工業用水道 施設利用権等（計18種類）

イ 固定資産税における償却資産

固定資産税における償却資産は、地方税法第341条第4号および関連通達（「地方税法の施行に関する取扱について」（市町村税関係）第3章第1節第1）によって定められており、ア～エの4条件全てを満たしていることが必要である

(ア) 土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産であること

土地・家屋については、それぞれに固定資産税が課税されるため、償却資産として（二重課税）することはできない。

「事業」とは、一定の行為を継続・反復して行うことであり、収益を得ることを必要としない。このため、公益法人の行う活動であっても事業に該当する。

「事業の用に供する」とは、事業を行ううえで実際に使用しているということである。このため、商品・貯蔵品や家庭専用資産（冷蔵庫、エアコン等）は償却資産に該当しないが、企業が所有する社宅・寮等における設備等も事業を行う上で所有し・使用している資産であるから償却資産に該当する。また、資産の所有者

自身が使用していなくても、これを借り受けた者が事業に使用している場合（リース・レンタル等）は償却資産に該当する。

「事業の用に供することができる」とは、事業で使用する目的で所有され、使用可能な状態にあるということである。したがって、一時的に活動を休止している資産（遊休資産）やまだ稼働していない資産（未稼働資産）も償却資産となる。

(イ) 無形減価償却資産ではないこと

鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産は、償却資産の範囲から除外されている。これは、有形固定資産のように具体的に存在する資産ではないため価格評価が困難なこと等がその理由とされている。

(ウ) その他減価償却額（費）が法人税又は所得税法において損金または必要な経費に算入される資産であること

これは、法人税または所得税の申告において、その減価償却額（費）を経費に算入しうる資産であれば該当するということである。

したがって、次のような資産であっても、本格的にその減価償却額を経費へ参入すべき資産であれば、償却資産に該当することになる。

- 赤字決算のため減価償却費を経費へ参入しなかった資産
- 固定資産台帳等の帳簿に記録されていないため減価償却を行っていない資産（簿外資産）
- すでに耐用年数が経過し、帳簿上は残存簿価（1円＝備忘価格）が計上されている資産（償却済資産）

なお、次のようないわゆる少額資産については、法人税法および所得税法において、減価償却は行わずにその取得価格相当額を直接損金へ算入することが認められているため、固定資産税においても償却資産から除外されている。

- 使用可能期間が1年未満または取得価格が10万円未満の減価償却資産
- 取得価格が20万円未満の減価償却資産のうち、3年間で減価償却（一括償却）することを選択した資産
- リース用資産のうち、一定のリース形式（ファイナンス・リース）で取得された取得価額20万円未満の減価償却資産

また、法人税法および所得税法において減価償却資産とされている生物（牛、馬、果樹等）についても、その資産特性から

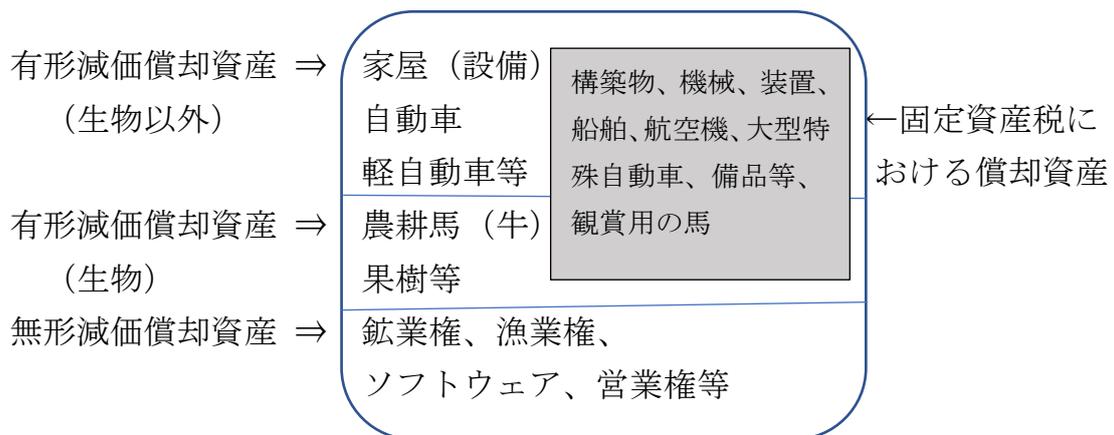
一部（観賞用・興行用生物）を除き償却資産から除外されている。

(エ) 自動車税または軽自動車税の課税客体でない資産であること
土地・家屋と同様に、自動車税または軽自動車税の課税客体となる自動車および軽自動車等（ナンバー取得の有無は関係しない。）については、二重課税を避ける必要性から、償却資産が除外されている。

なお、ホイール・ローダやタイヤ・ローラ等の大型特殊自動車（道路運送車両法第3条）は自動車というよりは移動可能な建築用機械という性格が強いため、自動車税の課税客体となっていない。したがって、固定資産税（償却資産）の課税客体となる。

※税務会計における減価償却資産と固定資産税における償却資産の範囲を比較すると、次の図のとおり。

税務会計における減価償却資産



② 償却資産の土地区分

ア 土地とは

固定資産税の課税客体となる土地は、田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野その他の土地である。（地方税法第341条第1項第2号）

イ 償却資産の対象となる資産

土地に付加されている次のような資産は、償却資産として取り扱う。

- 土地に定着する岸壁、橋、さん橋、ドック、軌道、貯水池、坑道、煙突等
- 道路の塗装部分、工場の構内・駐車場・飛行場滑走路等の塗装部分
- 庭園、緑化施設、人工芝

ウ 土地との区分が紛らわしい資産

(ア) 土地の造成・改良等の費用

土地の埋立て、地盛り、地ならし等に要した費用の額は、税務会計上その土地の取得価格として取り扱うこととされていますので、一般には償却資産とならない。

(イ) 砂利道等

表面に砂利、碎石等を敷設した道路及び路面は、税務会計上減価償却資産とされていますので、償却資産となる。

(ウ) 土木工事に要する費用

原野、山林等を切り開いて工業用地や道路の建物等に要した土木工事の費用は、税務会計上土地の取得価格として取り扱うこととされていますので、一般には償却資産とならない。

(エ) 野球場、陸上競技場、ゴルフコース等の施設

野球場、陸上競技場等の暗きょ（地下に設けられた排水路）やアンツーカー等の施設は、償却資産となる。

ゴルフコース上の築山、池等については、一体となってゴルフコースを構成する場合は、土地に含めて評価することとされていますので、償却資産とはならない。

また、ゴルフコース上の芝については、芝植え付け費（修繕費）として処理されますので、土地および償却資産のいずれにも該当しない。

③ 償却資産と家屋の種類

ア 家屋とは

固定資産税の課税客体となる家屋は、住家、店舗、工場、倉庫その他の建物である（地方税法第341条第1項第3号）。また、不動産登記法上の建物と同意義である（「地方税法の施行に関する取扱いについて」（市町村税関係）第3章第1節第1-2）。

具体的には次の3要件を満たすものである。

I 土地への定着性

Ⅱ 外気遮断性

Ⅲ 用途性

イ 家屋に含まれる附帯設備とは

家屋の附帯設備とは、家屋に取り付けられた電気・ガス設備、給・排水設備、衛生設備、冷暖房設備、空調設備、防災設備、清掃設備等の建物設備のことである。これらの設備は、家屋に含めて評価するものと償却資産として取り扱うものがあり、その判定が困難な場合がある。

家屋に含めて評価する附帯設備は、固定資産評価基準（第2章第1節7）により次のように定められており、(ア)～(ウ)の3条件の全てを満たしている必要がある。

(ア) 家屋の所有者が所有する設備であること

家屋の所有者以外の者が施工した附帯設備であっても、家屋とその附帯設備の結びつきが非常に強い場合、その附帯設備の所有権は家屋の所有者が取得することになる（民法第242条）が、このような場合も「家屋の所有者が所有する」に該当する。

※テナント施工にみられるように、家屋の所有者以外の者が取り付けした家屋の附帯設備（特定附帯設備）については、取り付けした者の事業の用に供される場合に限り、当該取り付けした者を所有者とみなすことができる。この場合は、家屋に含まれる附帯設備であっても、これを償却資産とみなして課税できるものとされる。（地方税法第343条第9項）

(イ) 家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となっていること

家屋の特定の場所に固定されていること（埋込方式）が必要である。取り外しが可能で容易に移動できるものは家屋に含めない。

(ウ) 家屋の効用を高めるものであること

例えば、工場のように物の生産加工を行うために使用する家屋では、通常の家屋に設置される設備のほかに、生産加工用の設備が設置されるが、このような設備は家屋の効用を高める設備とはいえないため、家屋に含めない。

ウ 償却資産となる附帯設備の例

家屋の附帯設備のうち、一般的に償却資産と考えられる事例を示すと次の通り。

(ア) 内装工事

可動（移動）間仕切り、パーテーション、ブラインド、カーテ

ン、郵便受け、宅配ボックス、駐輪機等

(イ) 特定の生産用・業務用設備

生産活動を行うために必要な各種設備（製造用機械を動かすための動力配線設備、工業用水道配管、汚水処理装置等）、受変電設備、蓄電池設備、発電機設備、業務用倉庫内の冷凍設備、ホテルや病院における暖房設備、洗濯設備等

(ウ) 屋外構築物

屋外にある外灯、門、塀、花壇、ネオンサイン、広告塔、列車バス等の発着表示板、証券会社の株式価格表示板設備等

(区分については、下表参照)

建物附属設備の家屋と償却資産の主な区分表

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係				
			同じ場合		異なる場合		
			家屋	償却資産	家屋	償却資産	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等 工事一式	○			◎	
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備・無停電 電源設備		◎		◎	
	中央監視設備	設備一式		◎		◎	
	電灯照明設備	屋外設備一式			◎		◎
		屋内設備一式	○				◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎	
	動力配線設備	特定の生産または業務用設備			◎		◎
		上記以外の設備	○				◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器			◎		◎
		配管・配線、端子盤等	○				◎
	LAN設備	設備一式		◎		◎	
	放送拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等 の機器			◎		◎
		配管・配線等	○				◎
	インターホン設備	集合玄関機器			◎		◎
		上記以外の設備	○				◎
	監視カメラ設備	受像機（テレビ）、カメラ			◎		◎
配管・配線等		○				◎	
避雷設備	設備一式	○				◎	
火災報知設備	設備一式	○				◎	
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生 産または業務用設備		◎		◎	
		配管、高架水槽、受水槽、ポン プ等	○			◎	

	給湯設備	局所式給油設備（電気温水器・湯沸器）		◎		◎	
		局所式給油設備（ユニットバス用、床暖房等）	○			◎	
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産または業務用設備		◎		◎	
		屋内の配線等	○			◎	
	衛生設備	設備一式（洗面器・大小便器等）	○			◎	
	消火設備	消化器、避難用具、ホースおよびノズル、ガスボンベ		◎		◎	
消火栓設備、スプリンクラー設備等		○			◎		
空調設備	空調設備	ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産または業務用設備		◎		◎	
		エアコン（ビルトイン）、上記以外の設備	○			◎	
	換気設備	特定の生産または業務用設備		◎		◎	
		上記以外の設備	○			◎	
その他の設備工事	運搬設備	工場用ベルトコンベア		◎		◎	
		エスカレーター、ダムウェーター等	○			◎	
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		◎		◎	
		上記以外の設備	○			◎	
	洗濯設備	洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器、顧客の求めに応じるサービス設備（ホテル等）、寮・病院等の洗濯設備		◎		◎	
		上記以外の設備	○			◎	
			冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、広告塔、レジスター、ネオンサイン、看板、簡易間仕切、駐輪設備、ごみ処理設備、カーテン・ブラインド等		◎		◎
	外構工事	外構工事	工事一式（門・塀・緑化施設等）		◎		◎

※表は、主な設備等の例示

(エ) 固定資産税（償却資産）の納税義務者

通常の場合の納税義務者

固定資産税（償却資産）の納税義務者は、賦課期日（1月1日）現在における償却資産の所有者である。（地方税法第343条第1項同条第3項、同法第359条）

償却資産の所有形態が共有の場合は、共有者が連帯納税義務を負うことになり（地方税法第10条の2第1項）、民法の連帯債務に関する規定が準用される。

(オ) 償却資産の申告

a 申告義務

償却資産には土地・家屋にみられるような登記制度がないため、市町村が課税対象となる償却資産を把握することは非常に困難である。

このため、償却資産所有者には、毎年1月1日現在において所有する償却資産を1月31日までに、償却資産所在の市町村へ申告する義務が課せられている。（地方税法第383条）

b 申告の形態

償却資産の申告は、償却資産申告書に資産明細書を添付して行われる。申告の方法は、前年度の申告済資産に対して増加または減少した資産のみを申告する方法（増減申告）と毎年度全ての所有資産を申告する方法（全資産申告）がある。

申告書類の提出は、窓口（税務室）への提出または郵送により行われるが、本市でも平成23年12月からは、電子申告（eLTAx）が可能となった。

(カ) 償却資産の評価

償却資産の評価額は、償却資産の取得時期（前年・前年度）に応じて次のように計算する。（固定資産評価基準第3章第1節1）

- ・ 前年中に取得された償却資産

$$\text{評価額} = \text{取得価額} \times \frac{(1 - (\text{原価率} / 2))}{2}$$



「減価残存率」

- ※1 取得価額は、一般的には購入価格であり、取得時の必要経費も含まれる。
- ※2 原価率は、償却資産の耐用年数に応じた原価率（固定資産評価基準別表第15）を用いる。前年中取得の場合は、取得月にかかわらず半年分を減価される取り扱いとなる。

(下表参照)

原価率表

耐用年数	原価率	減価残存率		耐用年数	原価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
	r	$1 - r / 2$	$1 - r$		r	$1 - r / 2$	$1 - r$
2	0.684	0.658	0.316	31	0.072	0.964	0.928
3	0.536	0.732	0.464	32	0.069	0.965	0.931
4	0.438	0.781	0.562	33	0.067	0.966	0.933
5	0.369	0.815	0.631	34	0.066	0.967	0.934
6	0.319	0.840	0.681	35	0.064	0.968	0.936
7	0.280	0.860	0.720	36	0.062	0.969	0.938
8	0.250	0.875	0.750	37	0.060	0.970	0.940
9	0.226	0.887	0.774	38	0.059	0.970	0.941
10	0.206	0.897	0.794	39	0.057	0.971	0.943
11	0.189	0.905	0.811	40	0.056	0.972	0.944
12	0.175	0.912	0.825	41	0.055	0.972	0.945
13	0.162	0.919	0.838	42	0.053	0.973	0.947
14	0.152	0.924	0.848	43	0.052	0.974	0.948
15	0.142	0.929	0.858	44	0.051	0.974	0.949
16	0.134	0.933	0.866	45	0.050	0.975	0.950
17	0.127	0.936	0.873	46	0.049	0.975	0.951
18	0.120	0.940	0.880	47	0.048	0.976	0.952
19	0.114	0.943	0.866	48	0.047	0.976	0.953
20	0.109	0.945	0.891	49	0.046	0.977	0.954
21	0.104	0.948	0.896	50	0.045	0.977	0.955
22	0.099	0.950	0.901	51	0.044	0.978	0.956
23	0.095	0.952	0.905	52	0.043	0.978	0.957
24	0.092	0.954	0.908	53	0.043	0.978	0.957
25	0.088	0.956	0.912	54	0.042	0.979	0.958
26	0.085	0.957	0.915	55	0.041	0.979	0.959
27	0.082	0.959	0.918	56	0.040	0.980	0.960
28	0.079	0.960	0.921	57	0.040	0.980	0.960
29	0.076	0.962	0.924	58	0.039	0.980	0.961
30	0.074	0.963	0.926	59	0.038	0.981	0.922
				60	0.038	0.981	0.922

(キ) 償却資産の賦課

a 償却資産の税額計算

償却資産に対する固定資産税の税額は、次により計算されます。(都市計画税は課税されません。)

$$\text{税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率} \quad (1.4 / 100)$$

↑
評価額

× 特例割合 (一部の償却資産)

免税点 = 課税標準額 150万円

b 課税標準の特例

電力施設、鉄軌道、船舶、航空機や各種の公害防止施設等の償却資産については、公共料金抑制や公害対策充実等の社会政策的配慮から、評価額に対して一定の特例割合(3/4、2/3、1/2等)を乗じた額が課税標準額となり、固定資産税の軽減が図られている。(地方税法第349条の3、同法附則第15条他)

c 配分資産

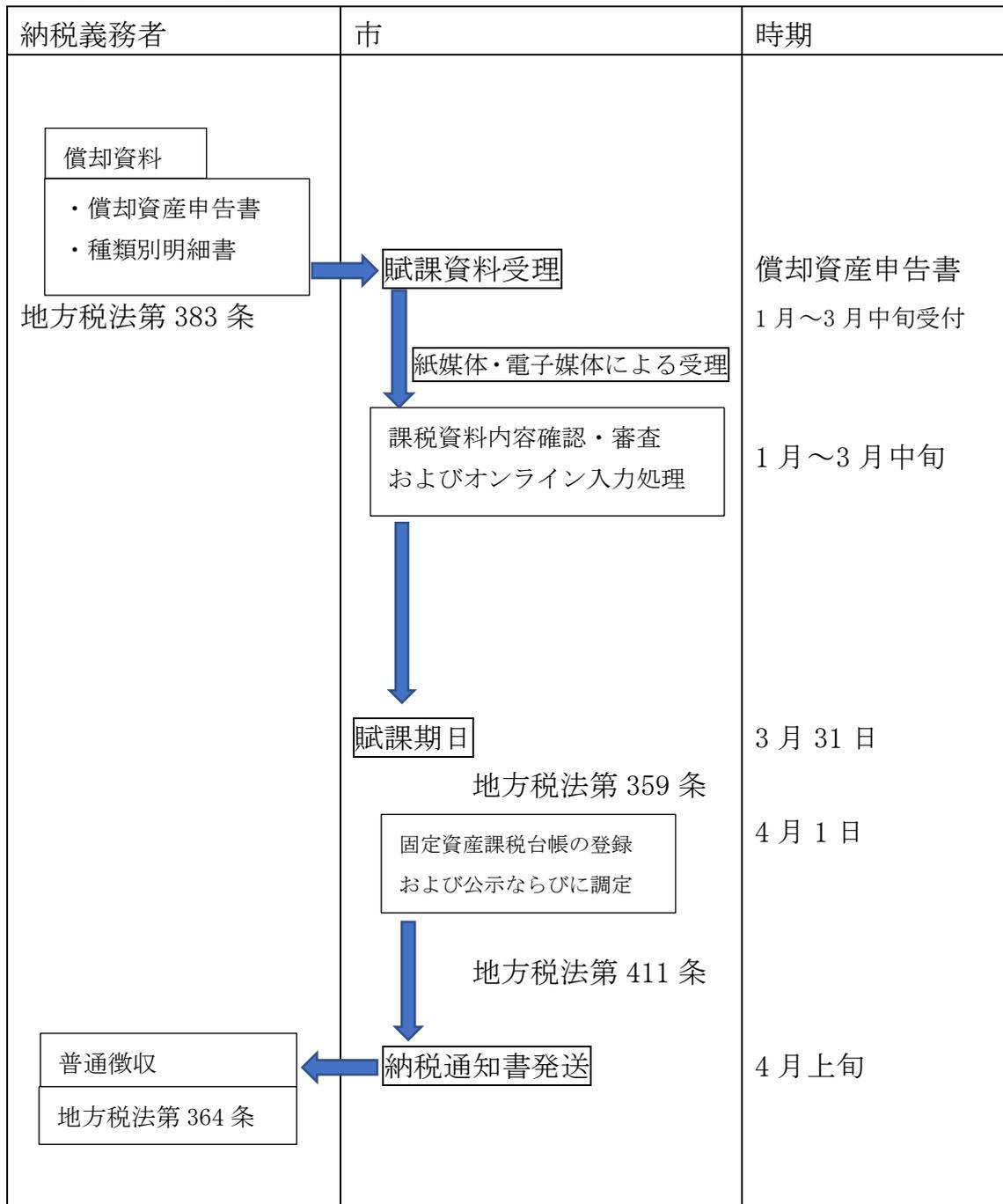
配分資産とは、その資産の使用範囲または所在範囲が2以上の市町村にわたるため、その資産の決定価格が、道府県知事または総務大臣から関係市町村へと配分される償却資産をいう。

具体的には、船舶、航空機等の移動性償却資産や鉄軌道、送電線等のいわゆるまたがり資産がこれに当たる。

配分資産の所有者は、配分資産の申告を、(関係市町村ではなく)道府県知事または総務大臣へ行うこととされている。(地方税法第394条)

(4) 固定資産税（償却資産）の業務フロー

①申告から通知まで

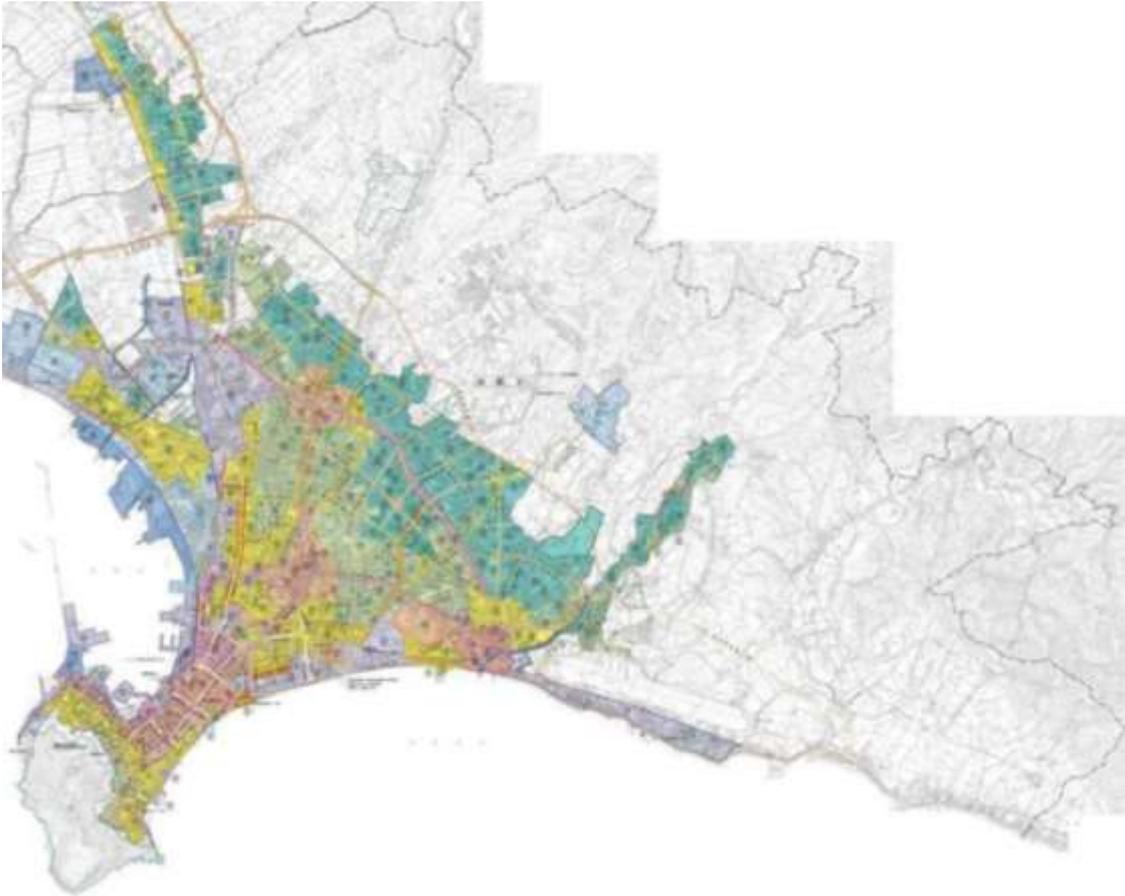


(5) 都市計画税の概要

① 都市計画税とは

都市計画法第5条の規定により指定された「都市計画区域」のうち、同法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地または家屋の所有者に課する（函館市税条例第118条）ものである。税率は0.3%である。

具体的には、「都市計画区域」について、函館市ホームページにおいて、都市計画図閲覧サービスで、下図のとおり広報している。



② 都市計画税が非課税となるケース

ア 固定資産税において非課税とされる土地及び家屋

イ それぞれの固定資産税の課税標準額の合計が免税点に満たないもの（土地30万円、家屋20万円）

ウ 「市街化調整区域」と「都市計画区域外」に所在する土地及び家屋

(6) 固定資産税（土地・家屋・償却資産）の状況

① 固定資産税課税標準額の推移

(単位：千円)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
課税標準額	907,759,293	918,865,872	910,996,344	925,617,135	942,681,181
(土地)	264,479,518	262,840,564	261,510,134	260,954,187	260,706,552
(家屋)	526,789,092	534,470,921	524,994,385	537,292,753	554,420,650
(償却資産)	116,490,683	121,554,387	124,491,825	127,370,195	127,553,979

※固定資産の価格等の概要調書等報告書より。

※各数値は免税点以上のもの。

近年の地価が横ばい傾向にあり、土地の課税標準額に大きな変化は見られないが、家屋及び償却資産の課税標準額は、ここ数年増加している。

② 令和 2 年度の土地の課税状況

区分	評価総地積 (㎡)	決定価格総額 (千円)	評価総筆数 (筆)
田	2,061,526	99,341	829
畑	24,632,721	4,313,879	7,889
宅地	31,631,557	684,246,572	168,340
鉱泉地	236	93,698	52
池沼	-	-	-
山林	118,430,925	428,543	11,865
牧場	1,141,485	4,604	47
原野	22,962,701	127,382	8,344
雑種地	11,182,544	26,923,729	15,801
合計	212,043,695	716,237,748	213,167

※固定資産の価格等の概要調書等報告書より

決定価格総額では、宅地及び雑種地が大きな割合を占め、田及び畑といった農地は、全体の 1%にも満たない。

評価総地積では、山林が半分以上を占める。

③ 令和2年度の家屋の課税状況

区分	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	棟数 (棟)
木造	10,897,631	211,632,935	93,463
非木造	6,458,886	344,408,931	27,008
合計	17,356,517	556,041,866	120,471

※固定資産の価格等の概要調書等報告書より

※免税点以上で抽出。

棟数では、木造が8割近くを占めるが、決定価格では、鉄筋鉄骨コンクリート造等を含む非木造の割合が高い。

④ 令和2年度の償却資産の課税状況

(単位：千円)

区分	課税標準額
市長が価格等を決定したもの	87,200,050
総務大臣が価格等を決定し配分したもの	27,467,627
都道府県知事が価格等を決定し配分したもの	12,886,302
合計	127,553,979

※固定資産の価格等の概要調書等報告書より

※数値は免税点以上を抽出。

約7割が市である。

⑤ 納税義務者と調定額の状況

(単位：人、千円)

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	納税義務者数	調定額	納税義務者数	調定額	納税義務者数	調定額
土地	66,421	3,628,913	66,470	3,624,167	66,546	3,625,902
家屋	78,183	7,063,265	78,169	7,222,966	78,169	7,413,107
償却資産	2,010	1,743,144	2,140	1,802,456	2,189	1,780,268
合計	146,614	12,435,322	146,779	12,649,589	146,904	12,819,277

※土地・家屋の納税義務者数は土地と家屋の両方を所有している者はそれぞれにカウントしており、計欄は単純合計のため、納税義務者数は重複。

近年の地価が横ばい傾向にあり、土地の調定額におおきな変化は見られないが、家屋は微増している。償却資産は、納税義務者の増加があるが調定額では増減している。

⑥ 令和2年度の固定資産税の減免額の推移

(単位：千円)

市税条例 第79条 (注)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1号生活扶助	8,933	9,224	9,423	9,411	9,777
2号公益施設	58,365	57,950	58,688	65,393	63,074
3号災害	330	241	177	162	86
4号その他	2,408	10,175	8,622	2,119	2,727
合計	70,036	77,590	76,910	77,085	75,664

注：減免理由は、「固定資産税の減免規定」と対応。

公益施設の減免額が8割を超える状況である。

(7) 都市計画税の状況

① 都市計画税額の調定額の推移

(単位：千円)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
土地課税標準額	327,522,620	325,810,451	324,866,202	324,289,786	324,319,827
家屋課税標準額	480,839,532	487,971,680	480,487,402	492,401,256	508,880,462
調定見込額	2,425,086	2,441,346	2,416,061	2,450,073	2,499,601

※固定資産の価格等の概要調書等報告書

※数値は免税点以上のものです。

固定資産税の増減の状況と酷似した推移である。

② 都市計画税の減免額の推移

(単位：千円)

市税条例 第79条	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1号生活扶助	1,492	1,569	1,653	1,643	1,717
2号公益施設	11,362	11,311	11,130	12,795	12,215
3号災害	65	52	31	35	14
4号その他	455	2,129	1,796	449	579
合計	13,374	15,061	14,610	14,922	14,525

公益施設の減免額が約8割を占める状況である。

(8) 監査結果と意見

① 未評価家屋調査について

ア 監査手続

未評価家屋があると、課税客体自体が漏れているということになる。そこで令和2年度における「在来家屋実地調査実施要領」に基づき調査し、適正に処理されていた結果が下表のとおりであった。

令和2年度の未評価家屋調査による新規課税物件

所在	事由	構造	用途	築年	面積	評価額	固定 資産税	都市 計画税	合計
計	新築	木造	倉庫	S35, H5,	—	計	—	—	—
11地区	14件	14件	14件	H17		22,270			
計	増築	他	他	他		千円			
19件	5件	非木造	5件	H21~R2					
合計	19 件	—	—	—	1,432.50 ㎡	—	311 千円	5 千円	317 千円

イ 監査結果

(ア) 指摘

なし

(イ) 意見

古い建物が未だに新規課税される現状であり、特に倉庫の割合が高い。未評価とならぬよう、新規把握の際に、航空写真等で効率的な突合作業ができるような、ソフト開発や突合作業事務の仕組みの確立が必要である。

なお、航空写真の活用について、課税の網羅性を担保するために、平成26年度から3年毎の評価替年度前年に、航空写真を撮影し、その結果を課税業務に反映させているとしていたが、不十分だったといえる。

その他、未評価物件の課税に関する周知活動は引き続き行っていく必要がある。

② 土地家屋等の情報収集について

ア 監査手続

課税客体となる土地家屋等の情報収集では、登記電子データの活用として、前記フロー図のように、土地・建物の登記情報を法務局から紙データで情報を入手し、その後に入力作業がある。

現状は、データの取得から課税台帳の一部に未登記物件が含まれている場合など登記通知に関連し、課税台帳の修正の可否などのチェックに紙媒体が必要なことなどを理由に導入に至っていなかった。

イ 監査結果

(ア) 指摘

なし

(イ) 意見

コストダウンにつながる可能性があるので、電子化の検討が望まれる。

また、法務局からの入手データの取り込み作業方法について、他市町村の情報を収集し（どのメーカーのシステム会社を利用して効率化を図っているのか等）、システム導入等については、毎年度、継続して検討する必要がある。

③ 相続人不存在への対応

ア 監査手続

相続人不存在（相続人全員が相続放棄または死亡）による課税保留件数について確認したところ、下表のとおりであった。

（上段：件 下段（税額）：円）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
新規	15	3	3	4	7
	492,600	90,200	89,000	49,400	258,000
継続	63	73	89	94	108
	2,161,900	2,318,300	3,982,600	3,134,300	3,696,500
合計	78	76	92	98	115
	2,654,500	2,408,500	4,071,600	3,183,700	3,954,500

相続人不存在の場合、利害関係者、債権者または検察官などから家庭裁判所に相続財産管理人の選任申立てがなされ、選任された相続財産管理人が相続財産を管理して精算手続きを進めていく場合がある。

この手続きは、一般的に、①相続財産の調査と管理、②債権者等への支払い、③特別縁故者への財産分与、④残余財産の国庫への帰属という流れで完結するが、相続財産管理人の選任申立ての段階で、相続財産が少ない場合や換価価値が低い場合などには、相続財産管理人の報酬など申立人が当初に予納金として裁判所に納める数十万円以上の負担が、回収する未納固定資産税等と天秤にかけた場合に、確実に回収できる可能性を考え、監査対象年分に案件は存在しない状況であった。

つまり、いったん、相続人不存在による課税保留が行われると、処理を進めないものであるから、ずっと課税されない状況になっている。

一方、相続人が把握でき、未納であった場合については、「連帯納税義務に係る納税通知書」及び「連帯納税義務に係る督促状」で、未納税金の回収するための事務は、適切に行われていた。(地方税法第10条、同法10条の2関連事務)

なお、通知等の状況は、下表のとおりであった。

(単位:件)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
通知書	82	168	99	46	51
督促状	60	104	29	31	45

イ 監査結果

空き家問題とも関連性があり、重要性が高い分野であるから、関連がある部署との連携を視野に早急に取り組む必要がある。

(ア) 指摘

課税客体があるにも関わらず、課税保留され続けることは、公平な課税の実現ができていないことになる。

また、継続件数も増加傾向にあることから、積極的に相続財産管理人の選任申立を行い、適正な課税に向けて注力すべきである。

課税を行うことにより、租税債権回収の執行が可能となり、課税保留の解消だけではなく、次の固定資産の所有者への確実な課税が見込めるのであるから、優先的に取り組む必要がある。

(イ) 意見

相続人の把握等（相続人の確定や相続人不存在の確定）については、事務量がかかるケースがある。外注できるものは、行政書士会等への協力要請を行い、市職員は、課税留保を減少させるための質の高い業務に従事すべきである。

また、相続財産管理人の選任申立てについては、弁護士会等に協力を要請するなどし、効率よく、毎年の着手が可能な体制を構築することが望まれる。

④ 償却資産未申告者への対応

ア 監査手続

償却資産税の未申告者への対応について、事務の状況について資料等の提示を求め監査した。

令和2年度の申告及び催告等の状況については次のとおりである。

(単位：件)

NO		合計	個人	法人	残	時期
①	申告書発送数	3,344	622	2,722	3,344	12月上旬
②	申告数	2,551	297	2,254	793	2月末
③	1次催告数	793	325	468	-	
④	申告数	626	257	369	167	3月～5月中
⑤	2次催告数	167	68	99	-	
⑥	申告数	43	21	22	124	
⑦	みなし課税者	57	20	37	67	
⑧	免税点の者	26	7	19	41	
⑨	3次催告数	7			-	
⑩	申告数	7			34	最終未申告数

残り41件のうち、税務署における国税資料の調査や事業者のホームページ等の調査によって課税見込みである7件に対し3次催告を行い、申告があったものである。最終未申告者は34件。

このほか、申告される償却資産の網羅性の確保について、申告書添付時に固定資産明細書の添付依頼文書を同封しており、申告内容との突合はもとより、添付件数の集計を行っていた。

令和2年度固定資産明細書添付件数は、147件だった。

さらに、循環方式のサンプル調査により税務署における国税資料の閲覧を行い貸借対照表と固定資産台帳の照合を実施し、新規課税対象者の把握のため、下記の取り組みを行っていた。

(ア) 市民税担当資料の閲覧

(イ) 飲食業、理容・美容業、クリーニング業、旅館業、医療業等について保健所の許認可資料の閲覧

(ウ) 税務署における国税資料の閲覧

(エ) 太陽光発電などの再生可能エネルギー設備について経済産業省からの情報収集および現地調査

イ 監査結果

償却資産の市民税担当資料とのマッチングについては、市民税担当資料の閲覧ではなく、効率性の観点からも、個人番号等とのマッチングも含め、早急にマッチング作業の機械化を進める必要がある。各種施策等の取組等については、限られた事務量の中で、最大限の事務を行っているものであると評価でき、引き続き実施できるよう、事務量の確保に努める必要がある。

- (ア) 指摘
なし
- (イ) 意見
なし

⑤ 償却資産申告内容調査等の状況

ア 監査手続

償却資産の申告内容の調査等の状況について監査したところ、次のとおりであった。

- (ア) 申告書入力の際に、疑義がある場合に電話等確認による訂正。
- (イ) 国税資料（固定資産台帳・減価償却明細）提出者についての照合。

照合件数等については下記のとおり。

H28	H29	H30	R元	R2
297件	235件	245件	186件	147件

- (ウ) 未登録者を中心に毎年、決算期を決めて、地方税法第354条の2の規定による税務署での閲覧による調査を行い、次年度に文書及び申告書を送付していた。

	H28	H29	H30	R元	R2
決算期	a・b月	c・d月	e月	f・g月	c・d月
税務署調査件数	244件	207件	250件	195件	102件
申告書発送件数	64件	47件	40件	31件	14件

※調査した決算月については、調査手法の関係上、監査人の判断でアルファベット表記としている。

イ 監査結果

(ア) 指摘

償却資産の実地の調査がないから、税務署の実地調査のような強いけん制効果が、全く期待できない状況と言える。毎年度、実地調査を実施する必要がある。

また、未登録者を中心に毎年、税務署での閲覧による調査を行っているが、5年間で1巡できておらず、5か月分の調査が脱落している。計画がずさんであるから、3～4年で12か月分を網

羅した計画を立て、実施する必要がある。

(イ) 意見

償却資産の国税資料の照合については、「法人税申告書における減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」の記載が合計表記のものについては、的を得た確認や調査にならない。

精度を上げた審査等が行えるような仕組みの構築が望まれる。

⑥ 申告や納税の周知について

ア 監査手続

固定資産税および都市計画税についての申告や納税に関する周知について、関係団体等への取り組み状況はどのようなものか、実際に送付しているリーフレット等も提示を求めて監査した。

課税漏れの防止や期限内納付等を徹底するための周知のためのリーフレット等の配付などの取り組みは、下表のとおりであった。

科目	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	依頼先 件数	主な 依頼先 (数件)	依頼先 件数	主な 依頼先 (数件)	依頼先 件数	主な 依頼先 (数件)
固定資産税・ 都市計画税 (土地・ 家屋)	—	—	—	—	21件	・北海道税理士会 函館支部 ・函館青色申告会 ・函館商工会議所 など
固定資産税・ 都市計画税 (償却資産)	6件	同右	6件	同右	6件	・北海道税理士会 函館支部 ・函館青色申告会 ・函館商工会議所 など

イ 監査結果

固定資産税および都市計画税の申告や納税に関する周知については、取り組むべき対策は講じていると評価できる。

しかし、依頼先に変化がなく、マンネリ傾向にある。依頼時期到来の都度、依頼に関する決裁時に、新規施策等も含めた新規依頼先の検討を行い、その検討結果を明確に事績にして、年々改善を図る必要がある。依頼自体は、継続していくべきである。

- (ア) 指摘
なし
- (イ) 意見
なし

⑦ 評価計算の監査

ア 監査手続（監査内容）

土地評価について、サンプル監査のため、本町・大門地区・美原地区の3地区における「最高基準地」の評価計算の適否について監査を行った。

担当課より、固定資産税の評価額算定については、「固定資産評価基準 令和2年11月6日総務省告示第322号」に基づいて算定されている旨の説明があったので、この評価基準によって適正に計算されているのかを提示された評価資料に基づき精査した。

なお、評価に際して基となった土地ごとの計算資料等の原始記録の提示はなく、不整形地補正等に関する重要な計算においても、担当課で「不整形地等について、該当になった場合の形状や距離をどのように取り、どのように計算したのかについての原始記録の保存はしていない。」との回答があった。

一方、「不整形地等の検討が必要な形状であったが、最終的には不整形地等の評価減額を行わなかった場合、評価減額が不要であると判定した場合の判定資料の保存もしていない。」との回答があった。

担当課に対して再度のヒアリングを行い、個々の事案についての評価方法を確認したところ、「評価の都度、課内で協議のうえ決定しており、協議した内容についての書類は保存していない。」旨の回答があった。

固定資産評価基準でも判定が難しい場合については、固定資産評価基準に関する解説された参考書を参考にするか、土地評価路線価敷設等業務を委託している「一般財団法人日本不動産研究所」の意見を参考に、課内協議のうえ決定している現状である。

これらを踏まえて提示された資料（評価計算の計算式等、図面、固定資産台帳（黒塗り有り））を基に評価計算の適法性について監査を行った。

<「固定資産評価基準 / 第1章 土地 / 第12節 経過措置 / 別表第3 画地計算法 / 7 不整形地、無道路地、間口が狭小な宅地等評点算出法」から抜粋>

7 不整形地、無道路地、間口が狭小な宅地等評点算出法

不整形地（三角地及び逆三角地を含む。以下同様とする。）、無道路地（路線に接しない画地をいう。以下同様とする。）、間口が狭小な宅地等については、その形状等に応じ、次によって評点数を求めるものとする。

(1) 不整形地の評点算出法

① 不整形地の価額については、整形地に比して一般に低くなるものであるので、奥行価格補正割合法等によって計算した単位当たり評点数に「不整形地補正率表」（附表4）によって求めた不整形地補正率を乗じて当該不整形地の単位地積当たり評点数を求めるものとする。

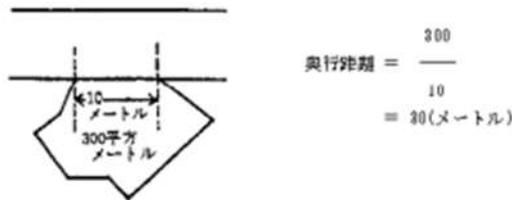
この場合において、当該画地が「間口狭小補正率表」（附表5）、「奥行長大補正率表」（附表6）の適用があるときは、間口狭小補正率、奥行長大補正率、両補正率を乗じた結果の率、間口狭小補正率と不整形地補正率を乗じた結果の率及び不整形地補正率のうち、補正率の小なる率（下限0.60）を乗じて評点数を求めるものとする。

② なお、奥行価格補正割合法の適用に当たっては、その画地の不整形の程度、位置及び地積の大小に応じ、次のいずれかの方法によって求めることとする。

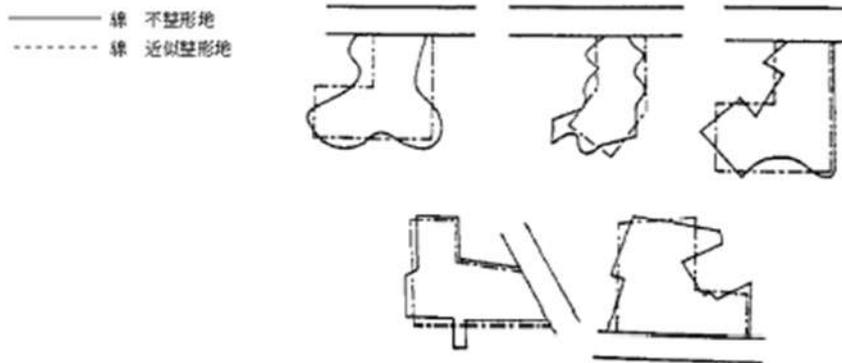
ア 次の図の例のように、不整形地を区分して整形地が得られるときは、その区分して得られた整形地について評点数を求める。



イ 次の図のような不整形地については、不整形地の地積をその間口距離で除して得た計算上の奥行距離を基礎として評点数を求める。



ウ 次のような不整形地については、これに近似する整形地について評点数を求める。



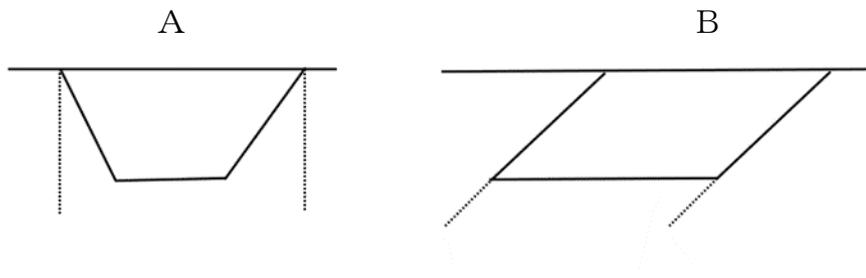
<担当課が参考とした書籍の要旨抜粋>

(注) 監査人判断で、著作権の都合を踏まえ要旨の抜粋とした。

※不整形地に関する解説である。

下図AまたはBのような「間口の両端により画地側に引いた2本の平行線内に「画地の全体が入るような場合」には、通常不整形地補正の必要性は認められない。

しかし、当該地区の用途、間口と奥行きの関係、平行線と路線との角度、地積等を総合的に判断して、不整形地補正の必要性を判定することが適当である。



イ 監査結果

(ア) 指摘

なし

(イ) 意見

美原地区の固定資産税評価額の不整形地補正計算として、減額計算した評価計算書等の書類および不整形地補正等が必要なのかを検討した書類（減額計算できない理由がわかるもの）を、今後保存し、蓄積していくべきである。

3地区における「最高基準地」の評価計算の適否について、うち1地区においては、見解の相違はあるものの違法性は認められなかった。

函館市には不整形地が多数存在するため、対象地の把握とともに評価計算の精度の向上が望まれる。

⑧ 都市計画税に関する監査

ア 監査手続

都市計画法第53条第1項の許可申請が、函館市都市計画法第54条の許可の基準に関する要綱に基づき、適正処理され、かつ、その対象物が、従来通りの固定資産税の評価及び税額の計算となっているのかの監査を実施した。

固定資産税担当及び都市計画課に対し、監査対象となる許可申請書、都市計画道路がわかる現況図や地番図、固定資産税評価額の計算根拠等の提出を求め、監査した。

【参考：都市計画法第53条第1項の許可（いわゆる53条許可）】

都市計画道路等の区域内に建築物を建築しようとする場合に必要な許可のことで、当該許可により、都市計画施設等の区域内における建築物の建築に一定の制限を加え、将来における都市計画事業の円滑な執行を確保することを目的としている。

つまり、やむを得ず道路の区域内に建築する場合に、53条許可申請書を提出する必要がある。

イ 監査結果

直近1年とした対象地は6件あり、従来から課税である5物件及び非課税である1物件については、従来から課税と非課税おける判定は、適正であり、申請にかかる適正処理を確認ができた。

(ア) 指摘

なし

(イ) 意見

課税5物件の固定資産税評価額について、図面等を基に監査したところ、1物件の不整形地の評価計算において見解の相違があった。

評価事務に当たり「固定資産税評価基準」で、詳細について不足している部分については、参考書に頼るのではなく、要綱等による規定の制定が望まれる。

固定資産税評価額の算定および資料の蓄積方法について、システム上で構築する方法がベストと思われるが、早期の導入が難しい場合は、少なくとも紙ベースで資料を蓄積しておき、毎年的人事異動によって引継ぎ担当者が前任の評価に関する判定を確認できるようにすべきである。

なお、土地の評価計算は極めて難しい業務であるから、適用する法令等については、拡大解釈にならないよう細心の注意を払う必要がある。

⑨ 非課税物件の適否

ア 監査手続

非課税物件の適否について確認するため、非課税物件のうち、登記地目は、宅地・雑種地・原野であるが、非課税となっている土地を抽出し、サンプル監査を実施した。

この抽出条件では、約27,000筆あるため、所有者が国・道・市を除いたとしても約6,000筆ある。そこで、公衆用道路が多く含まれていると予想される地域を5つに絞り抽出した全305筆（全体の約5%の件数）について、サンプル抽出した。

全305件について、地図及び地番図を固定資産税担当から提供を受け、これらをもとに、非課税として判定していることの適否を監査した。

町名	地目	地番数	国・道・市	左記以外	台帳地積 (㎡)
松風町	宅地	47	6	41	417,255
	雑種地	0	0	0	0
	原野	0	0	0	0
		47	6	41	417,255
本町	宅地	79	15	64	1,054,568
	雑種地	0	0	0	0
	原野	1	0	1	115,700
		80	15	65	1,170,268
花園町	宅地	156	143	13	9,052,355
	雑種地	9	9	0	60,854
	原野	67	59	8	1,047,982
		232	211	21	10,161,191
中道 1丁目 2丁目	宅地	302	248	54	5,812,084
	雑種地	144	122	22	2,059,200
	原野	76	55	21	1,930,800
		522	425	97	9,802,084
鍛冶 1丁目 2丁目	宅地	214	165	49	2,510,531
	雑種地	58	39	19	462,462
	原野	19	6	13	124,978
		291	210	81	3,097,971
合計	宅地	798	577	221	18,846,793
	雑種地	211	170	41	2,582,516
	原野	163	120	43	3,219,460
		1,172	867	305	24,648,769

イ 監査結果

(ア) 指摘

過去のブルーマップや住宅図において、月極駐車場と表示されている土地について、賦課期日時点でもブルーマップどおり駐車場になっていることを確認したが、公衆用道路としての非課税が適用されていた。

現状把握については、現地確認や登記情報による所有者の確認などが必要と思われるが、併せて駐車場等を経営する事業者の確定申告内容の確認等により、適正に課税する必要がある。

なお、過年度分からの課税が見込まれるものについては、市税条例に則り適正に処理していただきたい。

(イ) 意見

なし

⑩ 土地評価の適否

ア 監査手続

土地評価について、次の条件で抽出した。

「ビル等が建っている敷地の土地で、且つ、土地は複数の筆数があり、所有者が異なる」もの。

・若松町 評価額の高額順で、上位 5 箇所

・本町 評価額の高額順で、上位 5 箇所

サンプル監査のため、2 地区、計 10 か所を抽出し、評価額計算の適否について、特に、それぞれ所有者ごとの割合計算が適正かどうか重点を置き監査した。

イ 監査結果

(ア) 指摘

なし

(イ) 意見

なし

⑪ 宗教法人等の非課税特例の適否

ア 監査手続

宗教法人、学校法人、社会福祉法人、医療法人、各種組合等に対する「非課税物件の調査」について「固定資産税非課税事務処理要領」に基づいて、平成 25 年度から平成 27 年度に渡り、全非課税対象物件の調査を実施した後、定期的な調査については、行われていなかった。

前回の状況について決裁文書等の提示を求め監査したところ、課税から非課税、または非課税から課税へ変更すべき物件が多数あり、一定の効果があつた内容となっていた。

イ 監査結果

(ア) 指摘

なし

(イ) 意見

大きな作業量がかかるものの、定期的な調査が必要な分野であるから、前回と同様に、下記のような循環式調査体制で、実施すべきである。

併せて、償却資産税の簡易確認等も実施すべきである。

1 年目 旧函館市宗教法人

(前回 231 法人、家屋 458 棟、土地 742 筆)

2 年目 旧函館市学校法人

(前回 27 法人、家屋 103 棟、土地 255 筆)

3 年目 旧 4 町村の宗教法人、社会福祉法人、医療法人、
各種組合等 (前回 144 法人)

非課税成 (家屋 2、土地 8)

課税成 (家屋 5、土地 22)

内容変更等（家屋 1 1 7、土地 1 6 5）

3年に1度の固定資産税の評価替えの年度で事務負担が増加することを踏まえ、循環式の年度で強弱をつけて、事務計画に盛り込むべきである。

⑫ 相続税評価額との関係

ア 監査手続

土地評価について、相続税評価額が0.9倍となっている地域の固定資産税評価額の適否等を検討するため、まず、国税局で公表されている倍率表の中から、市役所よりも評価額が低く算出される「宅地0.9倍」となっている地域を抽出し、それらの地域の固定資産税の基礎となる「標準宅地価格」及び、その「1㎡当たりの標準価格」の算出根拠の基となった不動産鑑定士による「鑑定評価書」の提示を求め、監査した。

なお、固定資産税標準宅地価格等は、下表のとおりであった。

固定資産税標準宅地と価格

(単位：円/㎡)

所在（町名）	標準宅地番号	1㎡当たりの標準価格	左記×70% (参考)	標準宅地価格
米原町	350	5,200	3,640	3,600
東畑町	351-1	5,600	3,920	3,900
赤坂町	362	8,400	5,880	5,800
中野町	368	6,800	4,760	4,700
新湊町	369	11,300	7,910	7,900
古川町①	370	10,900	7,630	7,600
古川町②	371	5,400	3,780	3,700
古川町③	371-1	5,300	3,710	3,700
豊原町	372	1,750	1,225	1,200
石崎町①	373	10,400	7,280	7,200
石崎町②	373-1	6,300	4,410	4,400
石崎町③	374	4,400	3,080	3,000

近隣地価公示地点と価格

所在（町名）	標準宅地番号	価格
高松町	函館一3	14,700円

<参考：監査の着眼点>

そもそも、公示価格を100とした場合、国税の相続税評価額は80の水準、地方税の固定資産税評価額は70の水準である。

(相続税評価額 > 固定資産税評価額 という意)

これは、固定資産税評価額を約1.14倍すると、相続税評価額の水準であるということになる。もちろん、農地の評価などは、政策的なものがあるため、単純にはこうならない場合があるが、おおむね、宅地については、一定の参考ラインになり得る。

国税の倍率表で、0.9倍という値である場合は、国が算出した地価額は、地方で算出した地価額より安い、逆に、地方が算出した地価額は、国で算出した地価額より高いということになる。

つまり、水準的には、逆転現象が起きている地域と言える。

言うまでもなく、それぞれの評価方法（補正率や地区区分などを含む）は異なるから、一物一価とはなり得ない。

ポピュラーな例では、公示価格における角地の場合は、そのまま単価を構成し、税務署の路線価での角地評価は、正面路線価を基に、後で角地の評価増を加算して算出することなどの評価方法などにも、違いがある。

そこで、算定根拠が正しく、かつ、関連する公示価格や路線価評価額（倍率）と比較検討され、決定されているのかを検証したものである。

イ 監査結果

不動産鑑定士による鑑定評価書を基に、1㎡当たりの標準価格の算出が行われ、標準宅地価格が算出されており非違はなかった。

また、近隣地価公示価格との比較検討は、鑑定評価書の中で行われている。

しかし、国税との評価に関するすり合わせ作業等は、全く実施されていなかった。

もし、同一の不動産鑑定士が、相続税評価と固定資産税評価について、同一の地域の鑑定を行った場合には、相続税評価における倍率が0.9倍という数値になるのか、疑問は残る。

(ア) 指摘

なし

(イ) 意見

なし

⑬ 家屋評価の適否

ア 監査手続

家屋の評価の適否について、市の評価分は、家屋計算表、図面等を、振興局の評価分は、不動産価格決定通知書、不動産価格決定内

訳書、不動産価格決定調書、再建築費評点算出表、再建築費評点算出内訳表、図面などのサンプルの提示を求め監査した。

なお、建物の新規評価件数等（市と振興局）は、下表のとおりであった。

（単位：件）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
市評価件数	1,117	1,194	1,148	1,130	962
渡島評価件数	7	9	17	16	9
合計	1,124	1,203	1,165	1,146	971

イ 監査結果

(ア) 指摘

なし

(イ) 意見

課税の基礎である計算書類は、課税の時効（減額更正期間も含む）まで、保存すべきである。

文書保管の年限についての見直しが必要である。保管庫がなければ、増設等の予算計上をすべきであり、将来的には電子保存すべきか、電子保存化への事務量過多であれば紙保存が望ましいので、検討を進めるべきである。

万が一、数年後に減額請求があった場合や、計算の取り扱いに誤りがあって一斉是正すべき場合には、課税資料がなくては、過年分の同一誤り案件への対応が、できなくなる。大事な課税の基礎資料をすぐに廃棄すべきではない。

<参考：渡島総合振興局の評価対象となる家屋>

(1) 次の要件すべてを満たすもの

- ・非木造家屋
- ・住宅用以外
- ・延べ床面積1,000㎡以上

(2) 上記(1)のほか、固定資産税の非課税家屋のうち、不動産取得税が非課税にならないもの（構造・規模等に無関係）。

⑭ 増改築に係る評価の適否

ア 監査手続

増築又は改築による固定資産税評価及び課税について。

把握については、登記通知情報、建築確認申請および在来家屋調査などにより把握されていた。

建築確認申請情報は、月に1度、都市建設部建築行政課から固定資産税担当へデータ引継ぎされ、評価されていた。

データ、家屋平面図、立面図、課税状況がわかる固定資産税台帳の該当部分の写し等の提示を求め監査を実施した。

なお、過去5年間の課税状況は、下表のとおりであった。

(単位:件、円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
把握件数	48	50	56	50	47
調査件数	48	50	56	50	47
課税件数	48	50	56	50	47
未済件数	0	0	0	0	0
課税金額	7,121,282	11,937,394	5,794,040	42,007,672	2,604,868

【参考：参考とした書籍】

財団法人地方財務協会発行「損耗の状況による減点補正率適用の手引き」

イ 監査結果

(ア) 指摘

なし

(イ) 意見

なし

4 たばこ税

(1) たばこ税の概要

① 納税義務者

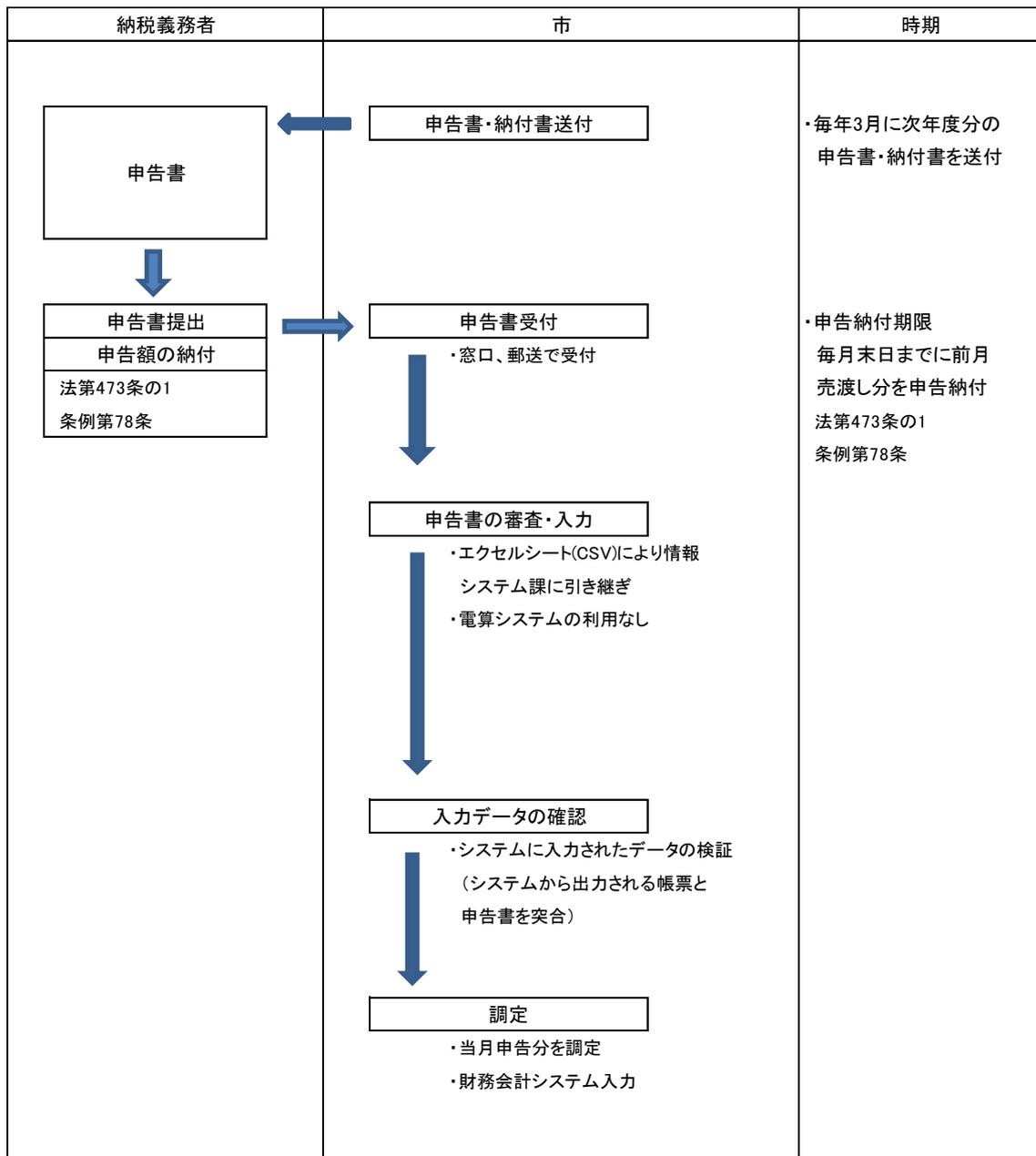
令和2年度の納税義務者数は10人となっている。

② たばこ税の課税標準および税率

売渡本数1,000本につき6,552円

注：令和元年10月1日から旧3級品の特例税率は廃止となり、製造たばこの税率は一本化された。

(2) たばこ税の業務フロー



※ 「法」：地方税法, 「条例」：函館市税条例

(3) たばこ税の調定額等の推移

[たばこ税区分別の本数と調定額]

(単位：千本、千円)

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	本数	調定額	本数	調定額	本数	調定額
旧3級品以外	411,307	2,239,692	400,641	2,280,451	369,514	2,172,539
旧3級品	19,269	75,972	8,956	36,229	-	-
合計	430,576	2,315,664	409,597	2,316,680	369,514	2,172,539

[たばこ税調定額の推移]

(単位：本、円)

年度	本数	税額	人口一人当たりの消費本数
平成27年度	507,341,513	2,566,740,627	1,907.55
平成28年度	491,178,136	2,502,233,278	1,868.59
平成29年度	464,720,048	2,391,575,798	1,792.32
平成30年度	430,575,448	2,315,664,368	1,683.47
令和元年度	409,597,583	2,316,679,392	1,624.11
令和2年度	369,514,227	2,172,538,256	1,484.58

(4) 監査結果と意見

① 監査手続（監査内容）

担当課より業務フローの説明を受けるとともに、調定額等についてヒアリングを行い、関係書類を閲覧し検討した。

② 監査結果

ア 指摘

なし

イ 意見

なし

5 軽自動車税

(1) 軽自動車税の概要

① 軽自動車税の納税義務者

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日（賦課期日）現在で原動機付自転車・軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車を所有している者に課税。

② 軽自動車税の税率

ア 四輪以上および三輪の軽自動車

車 種		税 率 (年額)					
		旧税率(ア)	新税率(イ)	グリーン化特例(軽課)(ウ)			重課税率(エ)
四輪 以上	乗用・営業用	6,200円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	8,200円
	乗用・自家用	7,900円	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	12,900円
	貨物・営業用	3,400円	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	4,500円
	貨物・自家用	4,400円	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	6,000円
三 輪		3,400円	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	4,600円

(ア) 車検証の初度検査年月が平成27年3月以前の車両で、新規登録後13年を経過していない車両。

(イ) 車検証の初度検査年月が平成27年4月以後の車両。ただし、(ウ)に該当する車両を除く。

(ウ) グリーン化特例（軽課）に適合する車両。

令和元年度税制改正によって、軽四輪車等のグリーン化特例（軽課）については、特例の対象車を見直した上で、適用期間が2年間延長された。

(エ) 新規登録後13年を経過した車両。

イ 原動機付自転車・二輪車および小型特殊自動車等

車種		税率(年額)
原動機付自転車	総排気量が50cc以下のもの	2,000円
	総排気量が50ccを超え90cc以下のもの	2,000円
	総排気量が90ccを超え125cc以下のもの	2,400円
二輪の軽自動車	ミニカー	3,700円
	総排気量が125ccを超え250cc以下のもの	3,600円
二輪の小型自動車	総排気量が250ccを超えるもの	6,000円
軽自動車	被けん引車	3,600円
	雪上走行用	3,600円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	その他のもの	5,900円

③ 軽自動車税（種別割）の減免について

税制改正に伴い、令和元年10月1日より減免の対象が一部変更となった。

下記ア～ウに該当する車両、エ、オの方が所有する車両およびカの軽自動車等で障がい者等のために使用される車両は、申請により軽自動車税（種別割）が減免される場合がある。

ア 公益のため直接専用する軽自動車等

- (ア) 消防専用、救急専用またはレントゲン専用軽自動車等
- (イ) 私立学校が所有する軽自動車等のうち、専ら学生または生徒の教育練習の用に供する軽自動車等
- (ロ) 児童福祉法に規定する児童発達支援センターその他これに類する施設で次の各号に掲げる施設において、専ら入所者の通園の用に供する軽自動車等
 - a 児童福祉法に規定する障害児入所施設および児童心理治療施設
 - b 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業（同法に規定する療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を行う事業に限る。）、一般相談支援事業または特定相談支援事業を行う施設ならびに同法に規定する障害者支援施設、地域活動支援センターおよび福祉ホーム
 - c 生活保護法に規定する救護施設および医療保護施設
 - d 老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホームおよび特別養護老人ホーム
 - e 身体障害者福祉法に規定する身体障害者福祉センターおよび盲導犬訓練施設
 - f 介護保険法に規定する介護老人保健施設（社会福祉法第2条3項第10号に規定する事業を行うものに限る。）
 - g 前各号に掲げる施設に類する施設
- (ハ) 公的医療機関の開設者その他これに類する者で次の各号に掲げる者が所有する救急軽自動車等または巡回診療もしくは保健指導の用に供する軽自動車等
 - a 公益財団法人北海道肢体不自由児者福祉連合協会（昭和37年1月17日に財団法人北海道肢体不自由児福祉協会という名称で設立された法人をいう。）
 - b 公益財団法人結核予防会（昭和14年5月22日に財団法人結核予防会という名称で設立された法人をいう。）
 - c 公益財団法人北海道対がん協会
 - d 上記(a)～(c)に掲げる者に類する者
- (ニ) 専ら交通安全の指導、防犯思想の普及または青少年の補導の用に

供する軽自動車等で市長の認めるもの

(カ) 届出自動車教習所の設置者等が所有する軽自動車のうち、専ら教習を受ける者の教習の用に供するもので市長の認めるもの（(イ)に該当するものを除く。）

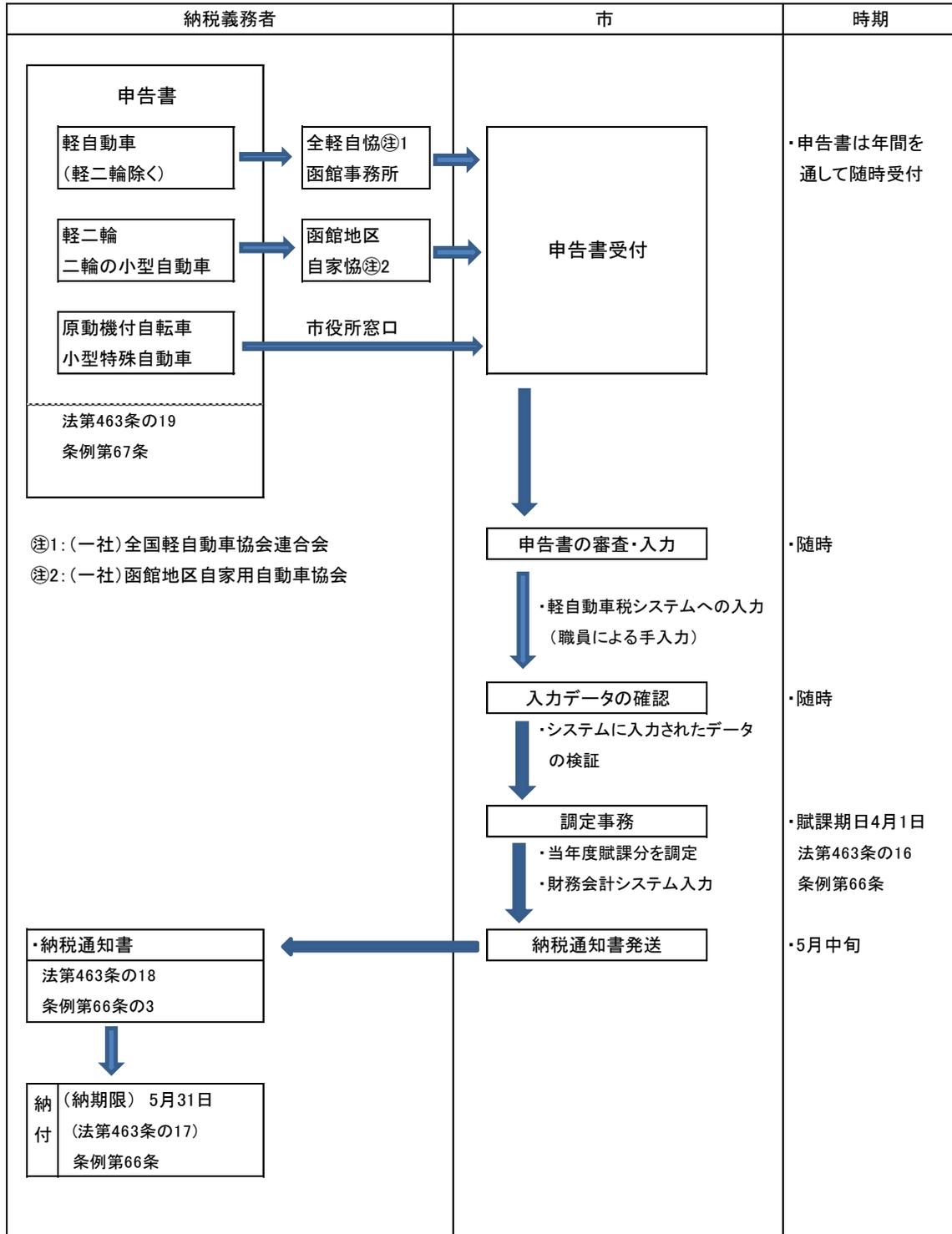
- イ 生活保護法の規定によって生活扶助を受ける者が所有し、または使用する軽自動車等で生活保護認定者より所有許可等を受けているもの
- ウ 災害等により著しい損害を受けた軽自動車等（交通災害は除く。）
- エ 身体障害者等
- オ 上記エの者と生計を一にする方
- カ 身体障害者等が利用するため、車いすの昇降装置、固定装置、もしくは浴槽を装着する等特別な仕様のもの

④ 商品中古車に係る軽自動車税（種別割）の課税免除について

自動車販売業者等が所有する軽自動車等で、次のア、イ両方に該当する車は申請により軽自動車税（種別割）が課税免除される場合がある。

- ア 販売を目的とした商品であること（貸付を目的としたものは除く）
- イ 使用されていない車両であること（一定の場所に置かれたもので、試乗車または代用車やリース車は除く）

(2) 軽自動車税課税事務業務フロー



※ 「法」：地方税法, 「条例」：函館市税条例

(3) 軽自動車税の調定額等の推移

〔車種別課税台数の推移〕

(単位:台)

年度		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	
原 動 機 付 自 転 車	総排気量 50 cc 以下	2,473	2,354	2,246	2,108	2,015	
	総排気量 50 cc 超 90 cc 以下	322	329	327	316	315	
	総排気量 90 cc 超 125 cc 以下	532	544	579	585	623	
	ミニカー (三輪以上)	86	83	81	80	77	
	小計	3,413	3,310	3,233	3,089	3,030	
	軽 自 動 車	二輪	1,663	1,646	1,684	1,680	1,665
	三輪	1	1	1	-	-	
	四輪以 上	乗用	50,862	51,385	52,086	52,126	52,135
		貨物車	10,651	10,413	10,323	10,217	10,101
	小計	63,177	63,445	64,094	64,023	63,901	
専ら雪上を走行するもの		1	1	1	2	2	
小 型 特 殊 自 動 車	農耕車	688	687	692	685	686	
	小型特殊車	1,007	1,042	1,059	1,125	1,197	
	小計	1,695	1,729	1,751	1,810	1,883	
二輪の小型自動車		2,083	2,121	2,191	2,195	2,213	
合計		70,369	70,606	71,270	71,119	71,029	
前年度からの伸び率		100.7%	100.3%	100.9%	99.8%	99.9%	

課税台数については車種別に状況は異なるものの、合計ベースでは若干の減少傾向にある。

〔車種別調定額の推移〕

(単位：千円)

年度		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	
原 動 機 付 自 転 車	総排気量 50 cc以下	4,941	4,708	4,492	4,216	4,030	
	総排気量 50 cc超 90 cc 以下	644	658	654	632	630	
	総排気量 90 cc超 125 cc 以下	1,277	1,305	1,390	1,404	1,495	
	ミニカー（三輪以上）	318	307	300	296	285	
	小計	7,180	6,978	6,836	6,548	6,440	
軽 自 動 車	二輪	5,984	5,925	6,062	6,048	5,994	
	三輪	5	5	5	-	-	
	四輪以上	乗用	441,184	460,494	481,335	492,999	507,177
		貨物	50,302	49,806	49,765	49,703	49,553
小計	497,475	516,230	537,167	548,750	562,724		
専ら雪上を走行するもの		4	4	4	7	7	
小型特殊自動車		7,592	7,797	7,909	8,281	8,708	
二輪の小型自動車		12,488	12,723	13,146	13,170	13,278	
合計		524,739	543,732	565,062	576,756	591,157	
前年度からの伸び率		112.5%	103.6%	103.9%	102.1%	102.5%	

〔軽自動車税の減免額及び減免件数の推移〕

(単位：件、千円)

減免 事由	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
身体 減免	1,319	10,967	1,381	11,796	1,410	12,499	1,460	13,484	1,501	14,042
構造 減免										
公益 減免	52	357	51	374	53	399	47	367	50	397
合計	1,371	11,324	1,432	12,170	1,463	12,898	1,507	13,851	1,551	14,439

- ・身体減免 函館市税条例第 6 9 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく
- ・構造減免 函館市税条例第 6 9 条の 2 第 2 項第 2 号に基づく
- ・公益減免 函館市税条例第 6 9 条に基づく

なお、構造減免と公益減免が重複する場合は、構造減免で申請することとなっている。

(4) 監査結果と意見

① 監査手続

担当課より業務フローについて説明を受けるとともに、減免制度、課税免除等についてヒアリングを行い、関係書類を閲覧した。

② 監査結果

ア 指摘

なし

イ 意見

なし

6 入湯税

(1) 入湯税の概要

① 納税義務者

入湯税は、鉱泉浴場所在の市町村が、環境衛生施設、消防施設等の整備、観光の振興費用などに充てるために設けられた目的税で入湯客に課税される。

② 鉱泉浴場の定義

温泉法にいう温泉を利用する浴場、および社会通念上鉱泉浴場と認識されるものも含む。

③ 課税対象

ア 公衆浴場および共同浴場以外の鉱泉浴場への入湯行為

イ 公衆浴場および共同浴場のうち宿泊または貸室を伴う鉱泉浴場への入湯行為

ウ 公衆浴場のうち次のいずれかの条件を満たす鉱泉浴場への入湯行為
 (ア) 利用料金が、統制額（４５０円）の２倍（９００円）を超える場合
 (イ) 家族風呂のうち、その利用料金を定員で除した金額が、統制額（４５０円）の２倍（９００円）を超える場合

※統制額とは、北海道が告示して定める１２歳以上の者の公衆浴場料金をいう。

※課税対象の判断に際しては、当該年度の初日の属する年の１月１日時点の統制額を基準とする。

④ 税率

区分		税率（１人１日）	備考
一般客	宿泊	１５０円	旅館等の招待客も対象となります。
	日帰り		
修学旅行等	小・中学校	引率教師	７０円
		児童・生徒	免除
	高等学校等	引率教師	７０円
		生徒	７０円
ユースホステルを利用する会員		７０円	
療養のため引続き７日以上滞在のもの		７０円	自炊客が対象。
年齢１５歳未満の者		免除	

○宿泊は、１泊を１日とする。

○修学旅行等には、学校教育の一環とみなされる各種大会に参加する場合も含む。

○引率教師には、保健師や看護師も含む。

⑤ 特別徴収

旅館やホテル等の鉱泉浴場の経営者を特別徴収義務者として指定し、特別徴収義務者がその鉱泉浴場の入湯客から入湯税を徴収する。

特別徴収義務者は、毎月徴収すべき入湯税にかかわる納入金を納入する義務を負うので、入湯客が特別徴収義務者に入湯税を支払わなかった時には、その税金に相当する部分について当該入湯客に対して、支払いを求める権利（求償権）を有する。

⑥ 申告納入期限

ア 申告と納入の期限は、毎月15日（土、日、祝日にあたる場合はその翌日）。特別徴収義務者は、前月1日から末日までに入湯した入湯客数や入湯税額、その他、必要事項を記載した納入申告書を提出するとともに、その納入すべき税額を納入書により納入しなければならない。

イ 延滞金

特別な理由がなく、納入期限までに入湯税を納入しなかった場合には、次の割合を乗じた額の延滞金がかかる。

令和3年中の延滞金の割合については、次のとおり。

- (ア) 法定納期限の翌日から1か月を経過する日まで 年2.5%
- (イ) (ア)の翌日以降 年8.8%

ウ 加算金

過少の申告をした場合には過少申告加算金が、特別な理由がなく申告期限までに申告しなかった場合には不申告加算金が、次の割合でかかる。

区分	加算金が課される場合	加算金の割合
過少申告 加算金	期限までに申告があり、その税額が実際の税額より少ないため、更正があった場合。	不足税額×10% (不足税額のうち、期限までに申告した税額または50万円のいずれか多い金額を超える部分については、5%を加算)
不申告 加算金	期限後に申告があった場合または期限までに申告がないため、決定があった場合	納入すべき税額×15% (納入すべき税額のうち、50万円を超える部分については、5%を加算)
	期限後に申告があり、その税額が実際の税額より少ないため、更正があった場合	
	決定後に、その税額が実際の税額より少ないため、更正があった場合	
	期限後に申告があった場合で、決定があるべきことを予知したものでないとき	納入すべき税額×5%

⑦ 特別徴収義務者の経営申告

旅館やホテル等の鉱泉浴場の経営を始める場合や再開する場合はその前日までに、また、経営内容等に変更があった場合には直ちに、「特別徴収に関する申告書」を提出しなければならない。

⑧ 特別徴収義務者に係る帳簿の記載事項

入湯税の特別徴収義務者は、毎日の入湯客数、利用料金及び入湯税額を帳簿に記載しなければならない。ただし、これらの事項を記載した業務用の帳簿がある場合は、これに代えることができる。

なお、帳簿はその記載の日から1年間保存しなければならない。

⑨ 特別徴収義務者の調査及び更正

開業した場合や経営内容等に変更があった場合等には、徴税吏員の質問検査権に基づき立ち入り調査する場合がある。

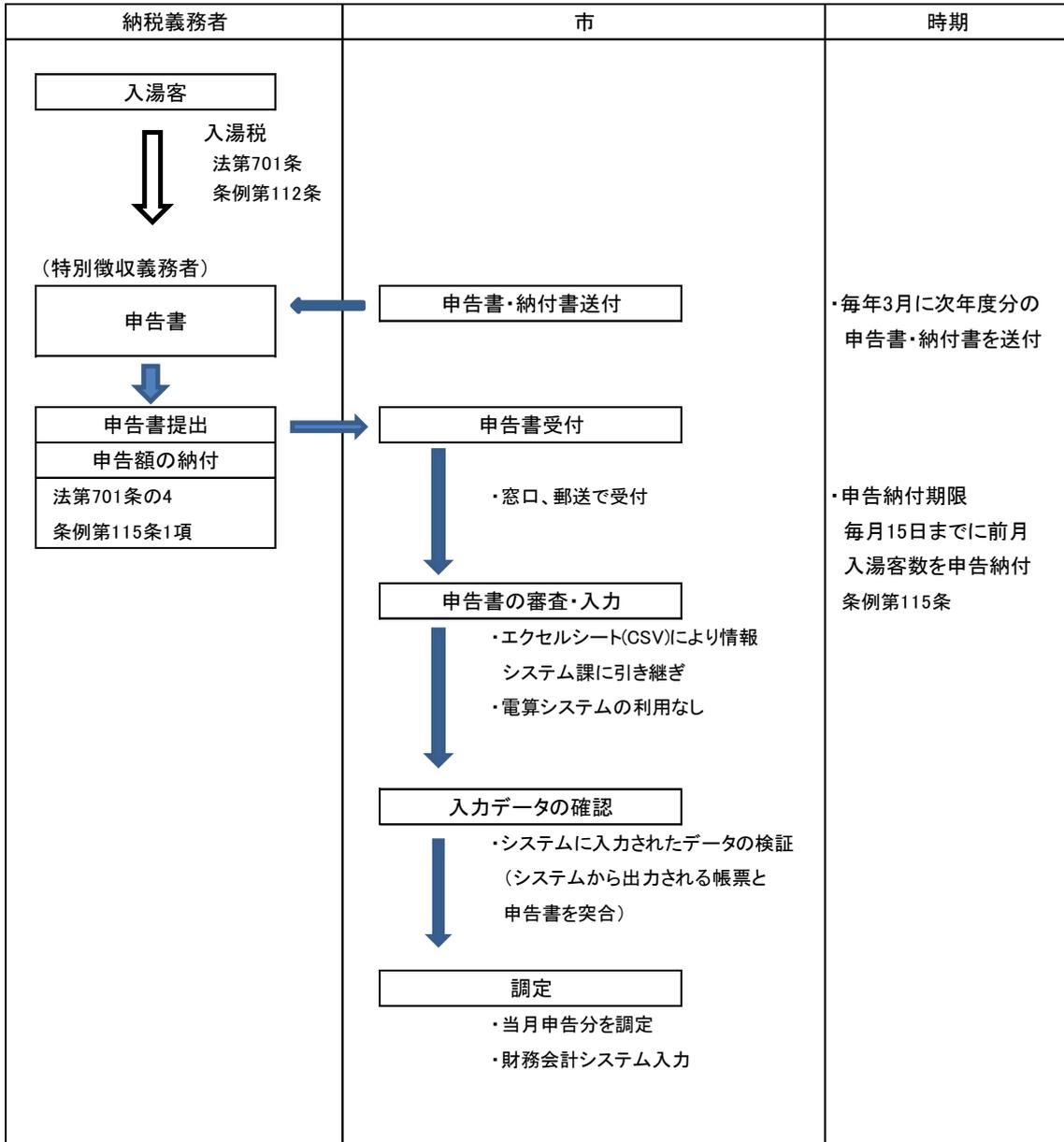
提出済の納入申告書の課税標準額または税額が、調査したところと異なるときは、更正する場合がある。

また、特別徴収義務者が、入湯客から徴収した入湯税を納入しなかった場合は、入湯税の脱税に関する罪の適用を受けることになる。

⑩ その他

本市の会計年度は、4月1日から翌年3月末（2月利用分）なので、3月利用分から新しい年度になる。新年度分の納入申告書と納入書は3月中に送付するので、3月利用分から必ず、新年度の用紙を使用する。

(2) 入湯税課税事務業務フロー



※ 「法」：地方税法, 「条例」：函館市税条例

(3) 入湯税の調定額等の推移

(単位：人、千円)

平成30年度		令和元年度		令和2年度	
入湯者数	調定額	入湯者数	調定額	入湯者数	調定額
1,365,797	203,679	1,583,166	236,119	741,779	110,747

(4) 監査結果と意見

① 監査手続

担当課より業務フローについて説明を受けるとともに、課税対象および特別徴収についてヒアリングを行い、関係書類の閲覧を行った。

② 監査結果

ア 指摘

なし

イ 意見

なし

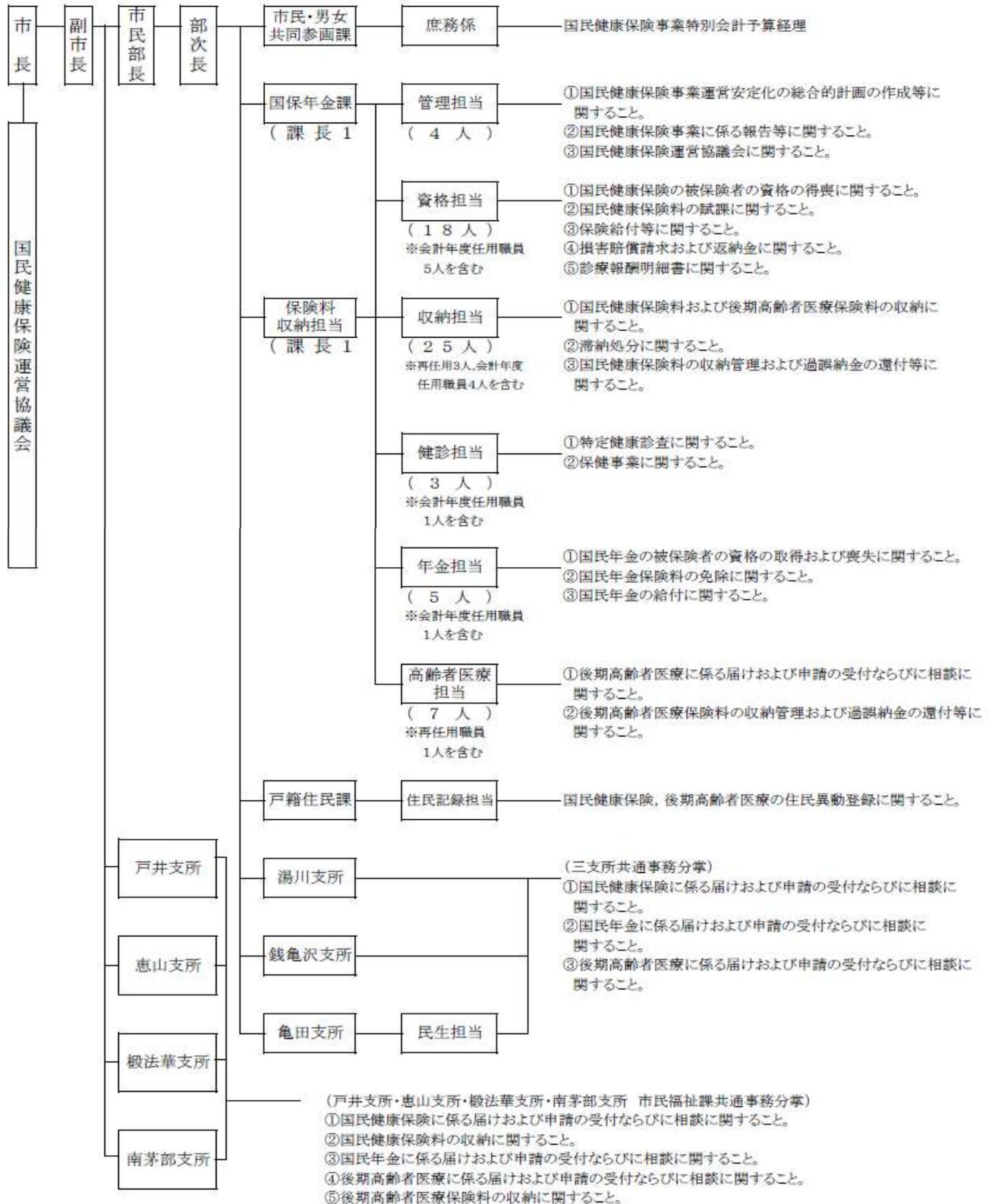
7 国民健康保険料

(1) 国民健康保険料の概要

① 業務の概要

ア 事務機構および事務分掌

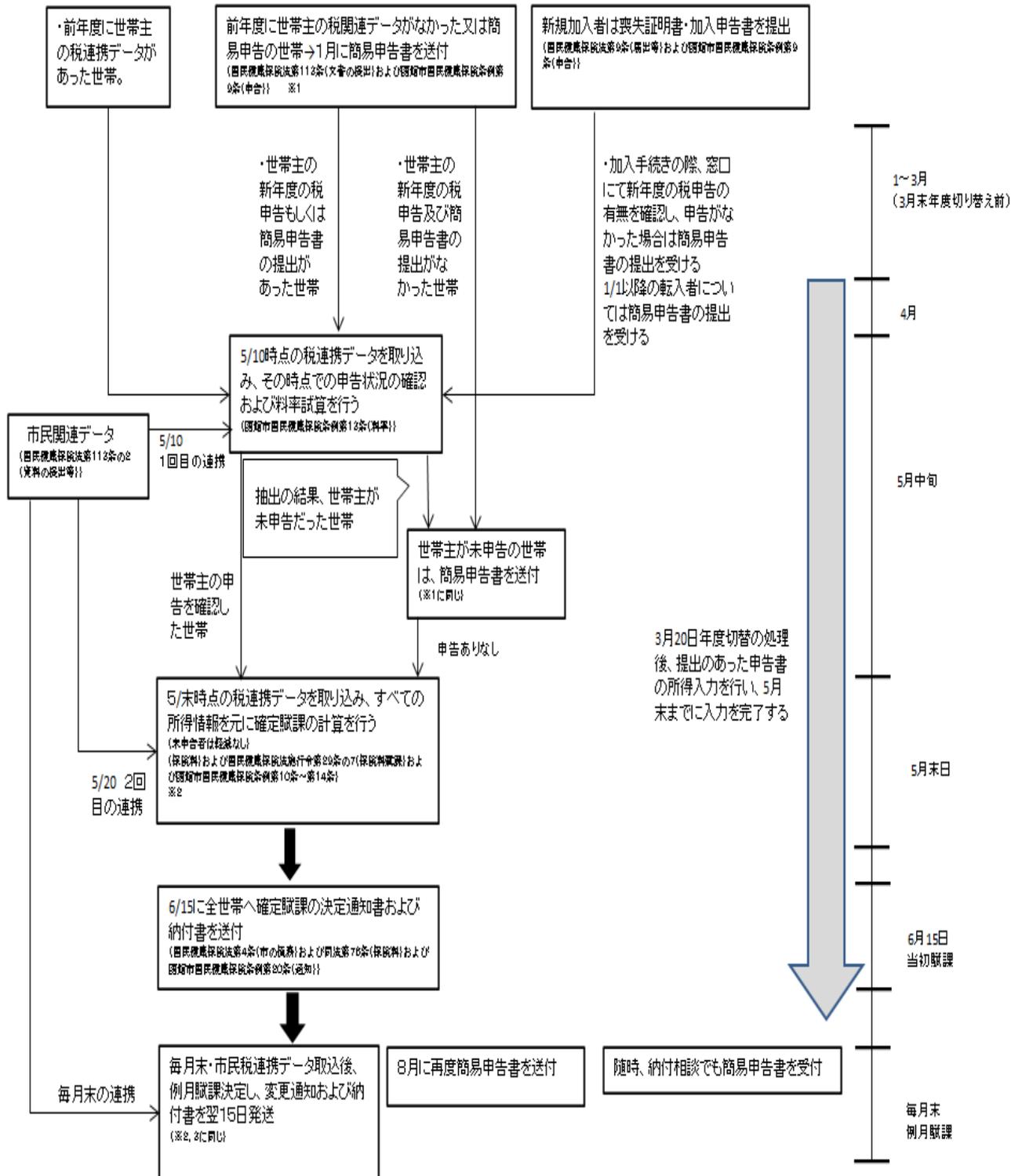
(令和3年6月1日現在)



(2) 国民健康保険料の業務フロー

① 賦課業務

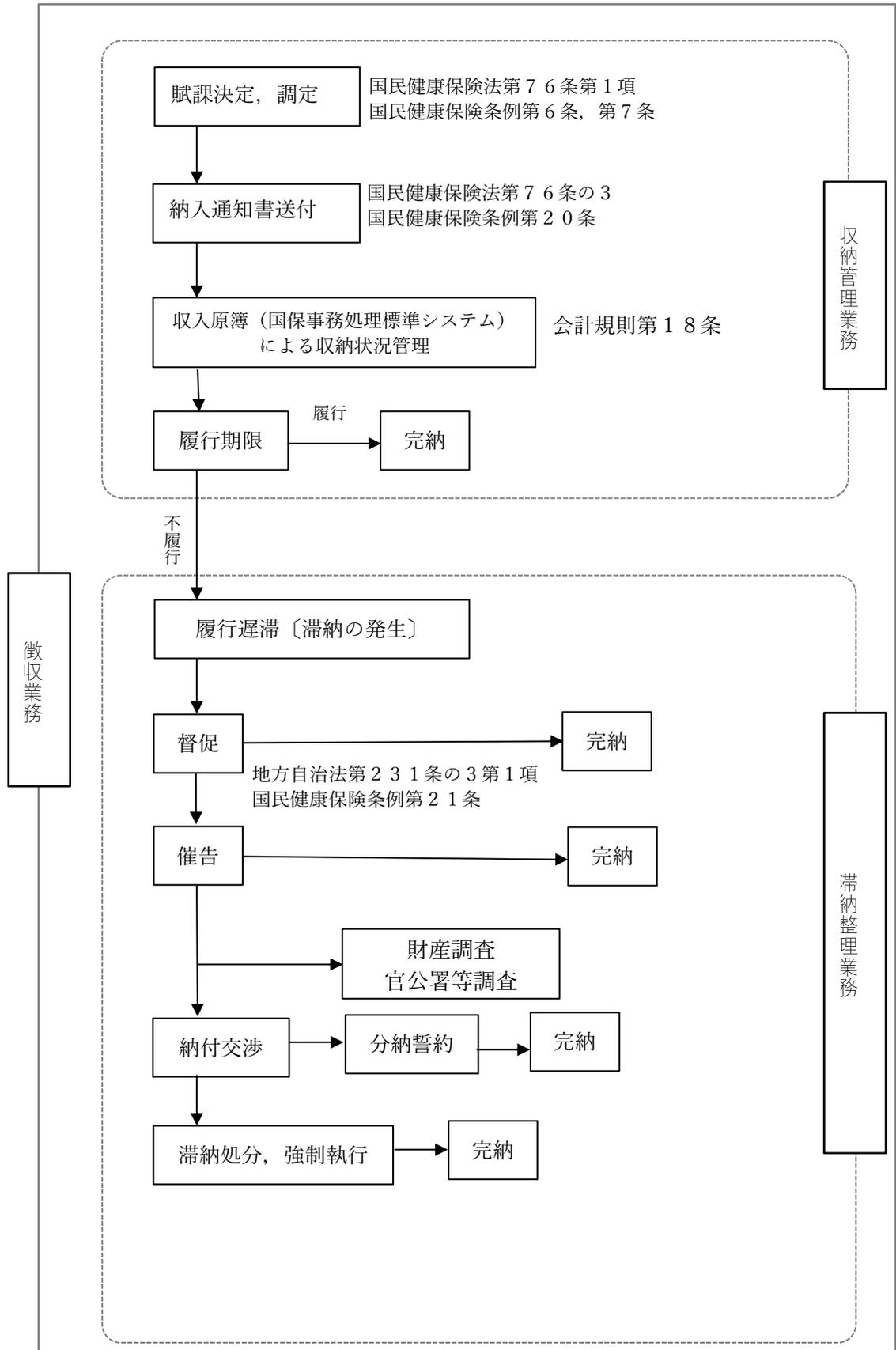
国民健康保険料の賦課業務を図示すると、以下のようになる。



※簡易申告と税連携データが重複した場合は税連携データを優先してデータを上書き
 ※当初賦課後、所得額の変更があった場合は例月更新処理で対応

② 徴収業務

国民健康保険料の徴収業務を図示すると、以下のようになる。



(3) 国民健康保険料の調定額等の推移

① 収納額および収入未済額の推移

平成28年度から令和2年度の5年間の調定額、収納額、収納率、不納欠損額および収入未済額の推移は、下記のとおりである。

(単位:円,%)

年度	区分	調定額	収納額	収納率	不納欠損額	収入未済額
平成28年度	現年度分	5,981,237,707	5,372,068,042	89.82	460,190	608,709,475
	滞納繰越分	2,443,053,942	293,844,371	12.03	964,004,321	1,185,205,250
	合計	8,424,291,649	5,665,912,413	67.26	964,464,511	1,793,914,725
平成29年度	現年度分	5,653,060,430	5,156,670,178	91.22	919,870	495,470,382
	滞納繰越分	1,782,102,579	263,132,126	14.77	673,919,104	845,051,349
	合計	7,435,163,009	5,419,802,304	72.89	674,838,974	1,340,521,731
平成30年度	現年度分	5,040,443,560	4,649,866,416	92.25	527,512	390,049,632
	滞納繰越分	1,334,507,671	233,550,536	17.50	508,494,937	592,462,198
	合計	6,374,951,231	4,883,416,952	76.60	509,022,449	982,511,830
令和元年度	現年度分	4,948,505,519	4,579,863,119	92.55	210,190	368,432,210
	滞納繰越分	976,142,390	205,064,489	21.01	299,982,941	471,094,960
	合計	5,924,647,909	4,784,927,608	80.76	300,193,131	839,527,170
令和2年度	現年度分	4,503,498,816	4,274,643,904	94.92	252,560	228,602,352
	滞納繰越分	818,110,437	189,731,973	23.19	259,533,029	368,845,435
	合計	5,321,609,253	4,464,375,877	83.89	259,785,589	597,447,787

調定額および収納額については、現年度分および滞納繰越分いずれも年々減少している。

収納率については、現年度分および滞納繰越分いずれも年々増加している。

不納欠損額については、年々減少している。

収入未済額については、現年度分および滞納繰越分いずれも年々減少している。

② 被保険者の推移

函館市民全体に占める、国民健康保険の被保険者世帯数および被保険者は、下記のとおりである。

区分	全市民		国保被保険者					
	年度末(3月31日)現在		年度末(3月31日)現在		年間平均		加入割合 (B ÷ A)	
	A		B		世帯数	被保険者数	世帯数	被保険者数
年度	世帯数	人口	世帯数	被保険者数	世帯数	被保険者数	世帯数	被保険者数
H28	142,974	263,706	41,554	62,211	42,826	64,499	29.06	23.59
H29	142,389	260,174	40,005	59,061	40,894	60,670	28.10	22.70
H30	141,807	256,772	38,632	56,280	39,367	57,702	27.24	21.92
R1	141,221	253,340	37,448	53,976	38,213	55,340	26.52	21.31
R2	140,972	250,022	36,983	52,868	37,454	53,705	26.23	21.15

国民健康保険の被保険者世帯と被保険者は、全市民の世帯と人口に比例して漸減している。

また、全市民に占める国民健康保険加入割合についても、世帯数・被保険者数いずれも減少している。

③ 所得段階別世帯数の推移

函館市の国民健康保険料の平成28年度から令和2年度の所得段階別の世帯数の推移は下記のとおりである。

(単位：世帯、%)

区分	所得の無い世帯	33万円以下	33万円～50万円	50万円～100万円	100万円～150万円	150万円～200万円	200万円～300万円	300万円以上	合計	
		H28	世帯数	16,541	4,482	2,503	6,776	5,631		3,127
	割合	37.84	10.26	5.73	15.51	12.89	7.16	5.76	4.85	100.00
H29	世帯数	15,788	4,325	2,437	6,464	5,254	2,845	2,238	2,062	41,411
	割合	38.13	10.44	5.88	15.61	12.69	6.87	5.40	4.98	100.00
H30	世帯数	16,095	4,600	2,512	6,270	5,142	2,694	2,143	2,118	41,574
	割合	38.72	11.06	6.04	15.08	12.37	6.48	5.16	5.09	100.00
R1	世帯数	15,035	4,329	2,306	5,979	4,935	2,491	2,004	1,959	39,038
	割合	38.51	11.09	5.91	15.32	12.64	6.38	5.13	5.02	100.00
R2	世帯数	14,867	4,294	2,282	5,912	4,942	2,470	2,075	1,995	38,837
	割合	38.28	11.06	5.88	15.22	12.72	6.36	5.34	5.14	100.00

所得のない世帯については、平成30年まで上昇傾向にあったが、その後減少している。

④ 年度別保険料調定額の推移

函館市の国民健康保険料の平成28年度から令和2年度の年度別保険料調定額の推移は、次のとおりである。

(単位:千円)

年度	区分	算定額内訳				B	C	D	調定額
		所得割	均等割	平等割	計A	保険料軽減額	限度額を超える額	増減額	A-(B+C+D)
H28	医療	2,914,068	1,496,301	994,426	5,404,795	942,495	380,368	178,518	3,903,414
	後期	1,188,595	595,446	394,534	2,178,575	374,586	182,092	72,876	1,549,021
	介護	395,407	203,490	135,739	734,636	118,119	46,779	40,936	528,802
H29	医療	2,775,887	1,440,180	960,072	5,176,239	923,600	336,138	151,149	3,765,352
	後期	1,010,173	521,423	347,572	1,879,168	334,383	127,681	66,318	1,350,786
	介護	427,967	210,549	140,369	778,885	125,495	68,028	48,439	536,923
H30	医療	2,561,609	1,330,528	888,329	4,780,466	865,413	294,072	113,519	3,507,462
	後期	831,692	432,346	288,704	1,552,742	281,229	94,342	36,033	1,141,138
	介護	281,943	147,694	98,445	528,082	93,803	28,823	13,612	391,844
R1	医療	2,576,465	1,337,558	893,398	4,807,421	903,194	310,467	64,521	3,529,239
	後期	780,301	407,182	271,882	1,459,365	274,915	90,796	18,593	1,075,061
	介護	252,273	130,995	87,322	470,590	84,344	29,242	12,798	344,206
R2	医療	2,375,313	1,316,382	850,921	4,542,616	886,213	251,170	228,745	3,176,488
	後期	762,299	417,683	270,165	1,450,147	281,265	87,497	73,622	1,007,763
	介護	242,129	136,702	88,284	467,115	88,279	20,952	38,635	319,249

※ A算定額内訳は、減免前の内訳を集計することが困難なため、減免後の内訳を記載しております。

保険料の内訳である医療給付費分・後期高齢者支援金等分・介護納付金分(それぞれ所得割、均等割および平等割から構成される)については、いずれも年々減少傾向にある。

(4) 滞納整理業務

① 滞納処分(函館市債権管理事務処理要領)

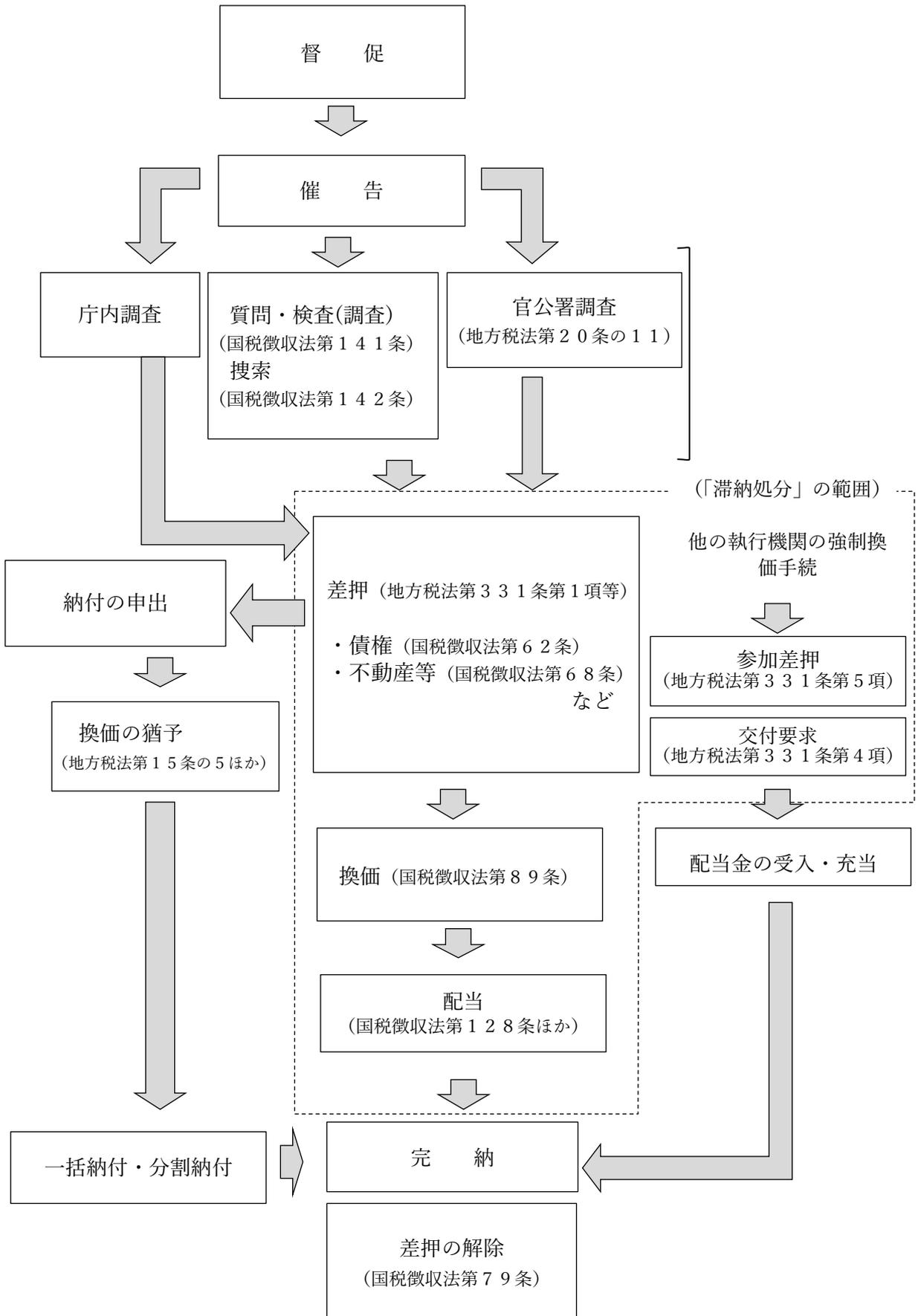
ア 滞納処分とは

滞納処分とは、地方団体等が自力執行権に基づいて行う租税等の債権の強制徴収手続を総称したもので、国税徴収法第5章「滞納処分」に定める、「差押」「交付要求」「換価」「配当」等、一連の手続がこれに該当する。

地方税法では、各税目において「国税徴収法に規定する滞納処分の例によること」が定められているが、「強制徴収公債権」に分類される地方税以外の債権については、それぞれの徴収の根拠となる法令において、「地方税の滞納処分の例により滞納処分することができる」等の規定が設けられており、各債権の根拠規定に基づき滞納処分を行うこととなる。

なお、滞納処分の流れは、次のとおりである。

滞納処分フロー



イ 財産調査とは

徴収職員は、滞納者に対する差押に先立ち、差押の対象となる財産の有無などを把握するため、下記の方法により調査を行うことができる。

- ・任意の調査・・・質問・検査（徴収法第141条および第147条）
- ・強制調査・・・搜索（徴収法第142条から第146条および第147条）

これらの調査は、差押に先だって行われるため、いわゆる「滞納処分」にはあたらないが、より多くの財産を発見することにより、効率的、効果的な差押等を執行することが可能となるため、滞納処分を行う上で非常に重要である。

また、財産調査は、上記の質問および検査の権限を行使して行うほか、必要に応じ、庁内および各官公署等に対する照会等（地方税法第20条の11）も行い、財産の把握に努める。

なお、調査に際しては、「滞納者に帰属する債権か」、「債権の性質・成立原因」、「債権譲渡、相殺、消滅していないか」などに留意し調査を行う。

ウ 質問および検査（徴収法第141条ほか）

徴収法第141条の規定に基づく質問調査は、強制力を持たない任意調査と解されており、相手方が回答を拒否した場合は実施できない。

一方で、正当な理由なく調査を拒否した場合の罰則規定（徴収法第188条ほか）が設けられており、間接的に調査に応じる義務が課されている。

なお、官公署を除く金融機関等に対しては、本規定に基づいて照会を行うこととなる。

○国税徴収法

（質問及び検査）

第四百四十一条徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者に質問し、又はその者の財産に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第四百四十六条の二及び第四百八十八条第二号において同じ。）を検査することができる。

- 一 滞納者
- 二 滞納者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者
- 三 滞納者に対し債権若しくは債務があり、又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者
- 四 滞納者が株主又は出資者である法人

調査は書面によることを原則とし、照会文には、照会事項、根拠法等を必ず記載する。

また、徴収職員は、財産調査をする場合には、「調査権限がある身分を証明する徴収職員証票を携帯し、質問、検査および捜索を受ける者などから請求があったときはこれを呈示しなければならない（徴収法第147条第1項）」とされていることから、関係先を訪問し調査を行う場合には、必ず徴収職員証票を携帯すること。

調査対象および調査すべき事項には、次のようなものがある。

(7) 金融機関調査

一般的に、個人・法人を問わずほとんどの者が金融機関と取引を行っていると考えられ、また、預貯金については金融機関側が反対債権（預金者に対し金融機関が保有している債権＝貸付等）を有していない限り、即時差押・取立が可能な換価性の高い資産であることから、財産調査の中でも、特に重要性の高い調査である。

調査にあたっては、口座を有する金融機関に直接訪問して行う方法と、各金融機関に照会文書を送付して行う方法の2種類があるが、過去の交渉経過や調査などで口座開設先が特定できている場合や、即時差押を執行する場合には訪問調査を、口座開設の有無を含めて調査が必要な場合は郵送による調査を選択するのが一般的である。

a 訪問調査の方法および留意点

訪問調査は、あらかじめ「金融機関の預貯金等の調査証」を作成しておき、金融機関の窓口で調査証を呈示して調査協力を求める（基本的に呈示のみで提出不要であるが、金融機関によっては写しを求められる場合があるので事前に用意しておく）。

残高は取引の状況によって大きく変動するので、必要に応じ1か月～数か月程度の取引履歴が確認できる明細の交付を受ける。入金にあわせ差押を執行するなど、特に必要がある場合は入出金の時刻も確認する（金融機関によって明細に記載がない場合もあるが、口頭で質問すれば回答が得られる）。

b 郵送による調査

郵送による調査は、各金融機関に照会文を郵送することにより行う。

照会文は、金融機関の本店等に直接送付しても差し支えないが、通常は各金融機関に担当部署が設けられているので、あらかじめ送付先を確認の上、当該部署に送付した方が迅速な回答が得られる。

また、照会にあたっては、照会文に照会の根拠（徴収法第141条および対象債権が滞納処分できる債権であることの根拠法）を明示し、調査対象者については、氏名（フリガナも）、住所、生年月日、性別を記載するほか、転居をしている場合は、住所履歴など

をあわせて記載することにより、回答が得られ易くなる。

なお、回答を郵送してもらうため、返信用封筒（切手貼付）を必ず同封すること。

(イ) 生命保険契約調査

生命保険契約とは、「当事者の一方が一定の事由が生じたことを条件として財産上の給付を行うことを約し、相手方がこれに対して当該一定の事由の発生の可能性に応じたものとして保険料を支払うことを約する契約（保険法第2条）」をいい、契約内容によって各種保険給付が発生するほか、掛け捨ての保険を除く多くの保険で解約時の返戻金が生じる場合がある。

特に生命保険契約の場合、通常、長期間契約が継続されることが多く、返戻金が高額となっている場合も多いので、預貯金と同様、重点的に調査を行う必要がある。

調査は各生命保険会社に照会文を郵送することにより行うが、調査上の留意点等については、前述の金融機関調査と同様である。

② 滞納額上位者の滞納状況

令和2年度末の滞納額上位10名の滞納状況は、次のとおり。

滞納者	不納欠損額 (円)	滞納額 (千円) (翌年度繰越額)	差押 調書	不納 欠損	保険 証 種類	分納	分納 額/月	誓約 書の 有無	実態 償還 見込 月数	滞納 処分 の実 績	滞納 処分 見込
1	3,047,790	2,548	○	○	普通	有	10	有	255	有	回収 困難
2	—	2,538	○	×	普通	無	—	無	—	有	回収 困難
3	1,169,580	2,359	○	○	短期 証	有	70	有	34	有	回収 困難
4	—	2,176	○	×	短期 証	無	—	無	—	有	回収 困難
5	—	1,760	○	×	普通	無	—	無	—	有	回収 困難
6	365,060	1,625	×	○	普通	無	—	無	—	無	回収 困難
7	—	1,581	○	×	普通	有	15	有	105	有	回収 困難
8	191,823	1,547	○	○	短期 証	無	—	無	—	有	回収 困難
9	—	1,538	○	×	短期 証	無	—	無	—	有	回収 困難
10	584,380	1,536	○	○	短期 証	無	—	無	—	有	回収 困難

(5) 不納欠損

① 不納欠損処理（函館市債権管理事務処理要領）

ア 不納欠損とは

不納欠損とは、既に調定された歳入が徴収し得なくなったことを表示する決算上の取扱いをいう。不納欠損処理は、消滅時効が完成して債権が消滅した場合（私債権において、民法第145条の規定に基づく時効の援用があった場合も含む）や、滞納債権について一定の調査を行った結果、納付が困難な事情等が判明し徴収の見込みがない場合に行うが、これは滞納繰越の長期滞留事案の縮減を図ることを目的としている。

なお、強制徴収公債権および非強制徴収公債権は、時効の完成により債権が消滅するため、債権放棄することなく不納欠損処理ができるが、私債権においては、債務者から時効の援用がない場合は、債権管理条例第6条の規定に基づき、債権の放棄をしたうえで不納欠損処理をする必要がある。

イ 不納欠損処理の方法

(ア) 不納欠損の要件の確認

次の a、b に該当する債権が不納欠損の対象となる。

a 債権が弁済および弁済に準ずる行為（相殺、代物弁済等）以外の理由により消滅した場合

- ・強制徴収公債権、非強制徴収公債権について、時効が完成したとき。
 - ・私債権について、消滅時効完成後、時効の援用があったとき。
 - ・法人の破産が終了したとき。
 - ・民事再生で弁済計画どおり弁済されたとき。
 - ・会社更生、特別清算等の手続完了に伴い債権が消滅したとき。
- 保証人が 履行責任を負う保証債務が存続している限り、不納欠損処理はできない。

b 債権は存在するが、法律上または手続上の理由により、徴収が不納または困難と認められる場合

- ・私債権について消滅時効が完成したとき。
- ・破産免責決定が確定したとき。
- ・債務者が死亡、または所在不明となり、徴収の見込みがないとき。

なお、これらの事由により不納欠損する場合は不納欠損処理に先立って、債権放棄（債権管理条例第6条）を行い、債権を消滅させる必要がある。

(イ) 事務処理手続

不納欠損処理については、次のとおり決裁に付す。

a 時期

当該年度に不納欠損処理をする債権について、原則として3月

3 1日付けで決裁に付すこととする。

b 決裁区分

債権管理者である市長の専決事項となっていることから、市長決裁（財務部合議）となる。

c 記載事項

不納欠損する債権の名称、数量名称、数量（年度、件数、人数、金額）など。

d 添付資料等

総括説明資料、不納欠損に関する個別調書（債権管理条例第4条に規定する台帳に基づき作成し、残債権額、時効起算日（最終の時効起算日）、時効完成日、時効完成に至った事由または債権放棄をした場合にはその事由（債権管理条例第6条各号）などを記載したもの）など。

なお、総括説明資料については、不納欠損の内容、これまでの取り組み、直近3か年の収納率の状況（現年・滞納繰越別、当該年度は決算見込み）、滞納額の推移に関する分析および今後の取り組みについて記載し、原則1枚にまとめること。

また、時効完成に至った事由については、居所不明、納付資力なし、相続人不明（相続人がいない場合も含む）など、個別調書の内容と相違ない事由を記載すること。

② 令和2年度の不納欠損処理の総括

ア 不納欠損の内容について

国民健康保険料に滞納があるが、督促・催告に応じない者、居所不明者、納付資力を有しない生活困窮者に対する債権のうち、「納付交渉が進展せず、また、滞納処分が可能な財産の発見もできないままに時効期間の2年が経過して徴収権が消滅した債権（国民健康保険法第110条第1項、地方税法第15条の7第1項の規定により、滞納処分の停止をした債権も含む）」および「滞納処分の停止をした債権のうち、徴収できないことが明らかで、直ちに納付する義務を消滅させた債権（地方税法第15条の7第1項および第5項）」について不納欠損するものである。

	不納欠損事由	調定 件数	世帯数	不納欠損額	
時効により消滅	納付交渉が進展せず、また、滞納処分が可能な財産の発見もできないままに時効期間の2年が経過	12,281件	3,522世帯	248,505,669円	
	処分停止執行(地方税法第15条の7)	滞納処分をする財産がない(地方税法第15条の7第1項第1号)	389件	144世帯	4,257,223円
		滞納処分すると生活が困窮する(地方税法第15条の7第1項第2号)	12件	3世帯	77,278円
		滞納者の所在、財産が不明(地方税法第15条の7第1項第3号)	154件	45世帯	1,714,783円
	小計(時効により消滅)		12,836件	3,714世帯	254,554,953円
即時消滅	処分停止を執行した債権のうち、徴収できないことが明らかで、直ちに納付義務を消滅させた(地方税法第15条の7第1項および第5項)	433件	107世帯	5,230,636円	
合 計		13,269件	3,821世帯	259,785,589円	

イ これまでの取り組みについて

国保年金課では、平成27年度に収納担当を増員配置して収納体制を強化した結果、財産調査や滞納処分の早期着手など、収納率向上対策に取り組むことが可能となり、現年度分保険料、滞納繰越分保険料ともに収納率が向上してきたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大するなか、令和2年度は収入が大幅に減少した加入者に対する保険料減免や納付困難者に対するきめ細やかな納付相談を実施したほか、財産がありながら納付も相談もない不誠実な滞納者に対しては従来どおり滞納処分を行い、858件の差押えを執行した。

また、保険料の納期内納付を促進するため、口座振替キャンペーンを実施した結果、令和2年度は1,005人の新規口座振替申込みがあった。

(ア) 現年度分保険料の徴収強化

a 催告業務の強化

会計年度任用職員(事務補助員4名)を雇用して、現年度分保険料未納者に対する電話による納付勧奨を実施し、それでも未納が続く者に対しては、文書による催告を実施する。

b 完納指導の徹底

滞納額増加の要因となっていた納付相談時における少額分納を認めず、納期内納付を原則とした納付指導を徹底する(平成23年度から)。

c 新規滞納の抑止

現年度分のみの未納者でも納付誓約不履行や納付意識が希薄の場合は、差押えなどの滞納処分を行う。

(イ) 滞納繰越分保険料の徴収強化

a 滞納繰越事案の圧縮

財産がありながら特別の理由もなく滞納している等、納付誠意の見られない滞納者に対しては、徹底した財産調査および滞納処分を行う。

b 滞納整理支援システムの活用

収納状況や納付交渉の経過などの情報を滞納整理支援システムの経過記録に登録し情報共有することで、効率的な事案の進行管理を行う。

(ウ) 口座振替の推進

新規加入者等に対して口座振替の勧奨を行い、納期内納付の促進を図る。

- ・市役所、各支所および口座振替勧奨業務を委託契約している金融機関の窓口で、新規加入者等に対して口座振替の勧奨を実施
- ・口座振替キャンペーンの実施（平成23年度から）
- ・口座振替促進チラシを保険料決定(変更)通知書へ同封し発送（平成30年度から）

(エ) 資格適正化対策

a 保険資格の適正な把握

長期間接触の機会が得られない資格証明書交付世帯の実態調査を進めるとともに、年金資格喪失者リストによる国保資格有無の調査や加入、脱退の届出の督促および職権喪失処理を行い、資格に伴う不要な調定額の減額に努める。

b 居所不明者への対応強化

保険料決定通知書、被保険者証、督促状等の返戻、訪問時における常時不在等の状況から居所不明者を把握し、戸籍住民課との連携により、不現住認定や職権消除をし、保険料の適正賦課に努める。

(オ) その他

納付義務者が保険料を納めやすい環境を整備するため、納付方法の多様化および相談機会の拡充を図っている。

- ・24時間いつでも納付が可能なコンビニ収納を実施（平成22年度から）
- ・平日の日中に納付相談に来庁できない納付義務者のために、毎月第2・4木曜日に夜間納付相談窓口、また新年度の保険料の決定が通知される6月後半の日曜日に休日納付相談窓口を開設（平成23年度から）

ウ 直近3か年の収納率等の状況

(ア) 現年度分

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
調定額	5,040,443,560円	4,948,505,519円	4,503,498,816円
収納額	4,649,866,416円	4,579,863,119円	4,274,643,904円
還付未済額	3,949,255円	2,981,470円	5,539,241円
不納欠損額	527,512円	210,190円	252,560円
未収額	393,998,887円	371,413,680円	234,141,593円
収納率	92.25%	92.55%	94.92%

(イ) 滞納繰越分

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
調定額	1,334,507,671円	976,142,390円	818,110,437円
収納額	233,550,536円	205,064,489円	189,731,973円
還付未済額	116,420円	331,676円	1,253,360円
不納欠損額	508,494,937円	299,982,941円	259,533,029円
未収額	592,578,618円	471,426,636円	370,098,795円
収納率	17.50%	21.01%	23.19%

エ 今後の取り組みについて

収納率向上対策の取り組みの結果、未収金の圧縮が図られてきているところであるが、令和3年度については、これまでの取り組みを基本としながら、電話による納付勧奨を強化することとし、この業務に従事する会計年度任用職員4名の雇用期間を令和2年度の11か月から通年雇用に拡大して、初期末納者への納付指導を徹底する予定である。

また、被保険者の利便性の向上に繋がり、収納率の向上も期待できる。新たな納付方法として、スマートフォンを利用したキャッシュレス決済を令和4年度から導入するため、令和3年度においては、システム改修など必要な準備を進める。

【関係法令】

○国民健康保険法

(時効)

第百十条 保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び保険給付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によって消滅する。

2 保険料その他この法律の規定による徴収金の徴収の告知又は督促は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第五十三條の規定にかかわらず、時効中断の効力を生ずる。

○地方税法

(滞納処分の停止の要件等)

第十五条の七 地方団体の長は、滞納者につき次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

- 一 滞納処分をすることができる財産がないとき。
- 二 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
- 三 その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。

2 地方団体の長は、前項の規定により滞納処分の執行を停止したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。

3 地方団体の長は、第一項第二号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その停止に係る地方団体の徴収金について差し押さえた財産があるときは、その差押えを解除しなければならない。

4 第一項の規定により滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が三年間継続したときは、消滅する。

5 第一項第一号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その地方団体の徴収金が限定承認に係るものであるとき、その他その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、地方団体の長は、前項の規定にかかわらず、その地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させることができる。

令和2年度 不納欠損額総括表

1 国民健康保険料

(単位：円)

年度	区 分						計
	医療分		後期支援分		介護分		
	一般	退職	一般	退職	一般	退職	
H22	65,530	0	18,150	0	6,180	0	89,860
H25	1,216,707	23,530	415,914	8,325	244,649	8,533	1,917,658
H26	1,765,542	31,042	616,460	10,978	342,259	10,433	2,776,714
H27	3,379,171	38,544	1,295,913	14,995	622,161	13,274	5,364,058
H28	7,533,624	15,644	2,724,860	6,368	1,186,260	5,453	11,472,209
H29	42,572,638	200,170	14,533,975	72,717	9,062,968	71,951	66,514,419
H30	112,589,074	87,820	37,080,056	28,521	18,844,533	27,647	168,657,651
R1	1,955,808	0	600,307	0	184,345	0	2,740,460
R2	188,778	0	60,302	0	3,480	0	252,560
計	171,266,872	396,750	57,345,937	141,904	30,496,835	137,291	259,785,589

2 適用条項別

(単位:円)

年度	適用条項					
	国民健康保険法第110条第1項 (時効2年)				地方税法第15条の7第5項処分停止(即時消滅)(処分停止したものうち、徴収できないことが明らかで、直ちに納付する義務が消滅)	計
	地方税法第15-7-1-1 処分停止 (滞納処分 する財産が 無い)	地方税法第15-7-1-2 処分停止 (滞納処分 すると生活 が困窮する)	地方税法第15-7-1-3 処分停止 (滞納者の 所在、財産 が不明)	国民健康保 険法第110条 (時効2年)		
H22	0	0	0	89,860	0	89,860
H25	0	0	0	1,917,658	0	1,917,658
H26	29,760	0	0	2,746,954	0	2,776,714
H27	116,130	5,908	19,058	5,222,962	0	5,364,058
H28	41,337	0	7,900	11,415,772	7,200	11,472,209
H29	1,089,916	0	299,195	64,851,068	274,240	66,514,419
H30	2,980,080	71,370	1,388,630	162,261,395	1,956,176	168,657,651
R1	0	0	0	0	2,740,460	2,740,460
R2	0	0	0	0	252,560	252,560
計	4,257,223	77,278	1,714,783	248,505,669	5,230,636	259,785,589

令和2年度 国民健康保険料不納欠損状況について

令和2年度の不納欠損の年度別事由別内訳は次ページのとおりである。
また、当該帳票に記載されている不納欠損事由については、次のとおりである。

・ 2号 納付義務の消滅による欠損

地方税法第15条の7第1項の規定により滞納処分の停止をした債権のうち、地方税法第15条の7第5項の規定により納付義務を即時消滅させた債権

・ 3号 執行停止中の時効完成による欠損

地方税法第15条の7第1項の規定により滞納処分停止をした債権のうち、国民健康保険法第110条第1項の規定により時効が完成した債権

・ 4号 時効完成による欠損

国民健康保険法第110条第1項の規定により時効が完成した債権(地方税法第15条の7第1項の規定による滞納処分の停止をした債権は含まない)

令和2年度 国民健康保険料不納欠損 年度別事由別内訳

区分	年度	2号 納付義務の消滅による欠損 (地方税法第15条の7第5項)			時効完成による欠損 (国民健康保険法第110条第1項)								
					3号 執行停止中の時効完成による欠損								
					地方税法第15条の7第1項第1号			地方税法第15条の7第1項第2号			地方税法第15条の7第1項第3号		
		(即時消滅)			(財産無し)			(生活困窮)			(所在・財産不明)		
		世帯数	件数	金額(円)	世帯数	件数	金額(円)	世帯数	件数	金額(円)	世帯数	件数	金額(円)
滞納 繰越 分	H22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H26	0	0	0	2	2	29,760	0	0	0	0	0	0
	H27	0	0	0	1	1	116,130	1	1	5,908	1	1	19,058
	H28	1	1	7,200	3	3	41,337	0	0	0	1	1	7,900
	H29	15	30	274,240	83	94	1,089,916	0	0	0	24	32	299,195
	H30	26	155	1,956,176	55	289	2,980,080	2	11	71,370	19	120	1,388,630
	R1	55	221	2,740,460	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	97	407	4,978,076	144	389	4,257,223	3	12	77,278	45	154	1,714,783
現年度分	R2	10	26	252,560	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		107	433	5,230,636	144	389	4,257,223	3	12	77,278	45	154	1,714,783

区分	年度	時効完成による欠損 (国民健康保険法第110条第1項)			不納欠損合計		
		4号 時効完成による欠損					
		世帯数	件数	金額(円)	世帯数	件数	金額(円)
滞納 繰越 分	H22	1	3	89,860	1	3	89,860
	H25	13	47	1,917,658	13	47	1,917,658
	H26	28	82	2,746,954	30	84	2,776,714
	H27	80	182	5,222,962	83	185	5,364,058
	H28	203	469	11,415,772	208	474	11,472,209
	H29	1,611	2,809	64,851,068	1,733	2,965	66,514,419
	H30	1,586	8,689	162,261,395	1,688	9,264	168,657,651
	R1	0	0	0	55	221	2,740,460
	小計	3,522	12,281	248,505,669	3,811	13,243	259,533,029
現年度分	R2	0	0	0	10	26	252,560
合計		3,522	12,281	248,505,669	3,821	13,269	259,785,589

③ 不納欠損額上位10名の滞納状況

令和2年度末の不納欠損額上位10名の滞納状況は、次のとおり。

(単位:円、月)

滞納者	不納欠損額	滞納額 (翌年度繰越額)	差押調書	不納欠損	保険証種類	分納	分納額/月	誓約書の有無	実態償還見込月数	滞納処分の実績	滞納処分見込
1	3,047,790	2,547,588	○	○	普通	有	10	有	255	有	回収困難
2	1,801,850	310,804	×	○	普通	無	—	無	—	無	回収困難
3	1,422,430	646,410	○	○	普通	無	—	無	—	有	回収困難
4	1,297,530	641,500	×	○	普通	無	—	無	—	無	回収困難
5	1,169,580	2,358,950	○	○	短期証	有	70	有	34	有	回収困難
6	1,129,660	1,087,030	×	○	普通	無	—	無	—	無	回収困難
7	1,074,100	20,400	×	○	普通	無	—	無	—	無	回収困難
8	1,017,318	382,360	○	○	普通	無	—	無	—	有	回収困難
9	1,006,930	197,900	×	○	普通	無	—	無	—	無	回収困難
10	960,250	1,268,600	×	○	普通	有	20~100	無	20~60	無	回収困難

(6) 監査結果と意見

① 監査手続

国民健康保険料の賦課業務が、要綱等に準拠しているか関係書類を閲覧し、必要に応じて担当者への質問等を行い、事務手続きが適正に行われているか検証した。

また、国民健康保険料の滞納額上位者への滞納整理業務が、要綱等に準拠しているか関係書類を閲覧し、必要に応じて担当者への質問等を行い、事務手続きが適正に行われているか検証した。

② 監査結果

ア 指摘

(ア) 不納欠損に関する個別調書の未作成

不納欠損処理が適正に行われているか確認するために、市長決裁の添付書類である「不納欠損に関する個別調書」の閲覧を求めたところ、年度および納期ごとの不納欠損事由（４号 時効完成による欠損）の記載がある債権残額の内訳表を受領した。

函館市債権管理事務処理要領に記載されている添付書類の「不納欠損に関する個別調書」の記載内容としては、①債権残額、②時効起算日（最終の時効起算日）、③時効完成日、④時効完成に至った事由などが求められている。

受領した資料では、①債権残額、③時効完成日しか確認できないが、②時効起算日（最終の時効起算日）、④時効完成に至った事由などについては、システムで一覧表に表示できないため別の帳票で要件に該当するか確認しているようだ。

そこで、現況のシステムでは「不納欠損に関する個別調書」の要件を満たす帳票を作成できないため、システム改定をして、滞納者各人の「不納欠損に関する個別調書」を作成していただきたい。

また、形式としては、④時効完成に至った事由を簡潔な文書により記載した後に、①債権残額、②時効起算日（最終の時効起算日）、③時効完成日を別紙一覧表示すると分かり易いと思われる。

(イ) 現年度分の優先納付指導の是正

滞納額上位10名のうち4名の経過記録を閲覧すると、納付相談の際、現年度分の納付を優先し、現年度分完納後に滞納繰越分の納付をするよう指導していた。

国民健康保険料の時効は2年のため、市税の5年より相当短い期間で回収できなくなる。

現年度分保険料は、国保の財政運営の責任主体である北海道から目標収納率が示されていることから、徴収を強化してきたことも現年度分の収納を優先している一因と考えられるが、結果的に時効完成を促進し不納欠損額を増加させることになるので控えるべきである。

また、延滞金についても古い年度から収納するほうが安くなるため、滞納者にとっても有利である。

今後は、滞納繰越分の古い年度から収納し、完納後に現年度分を収納するよう指導し、時効完成を避けて不納欠損額を減らすことによって、本来市の収入になるべき国民健康保険料を少しでも多く徴収するようにしていただきたい。

不納欠損額は、国・北海道から補填されず、滞納者に対して実質的に寄付・債権放棄したことになるので、期限内納付者に不公平感を抱

かせないために、可能な限り減少させるような対応をすべきである。

イ 意見

(ア) 預貯金の取引履歴調査の強化

徴収職員は滞納者に対する差押に先立ち差押の対象となる財産の有無などを把握するため、任意調査である質問・検査を行うことができる。

滞納者のほとんどの者が金融機関と取引を行っていると考えられ、また、預貯金については金融機関側が反対債権（預金者に対し金融機関が保有している債権＝貸付等）を有していない限り、即時差押・取立が可能な換金性の高い資産であるから、財産調査の中でも、金融機関調査は特に重要性の高い調査である。

函館市債権管理事務処理要領では「必要に応じ1か月～数か月程度の取引履歴が確認できる明細の交付を受ける。」こととされ、国民健康保険料においても3か月分の取引履歴の明細の交付を受けている。

また、取引履歴調査により判明した財産の事例について質問したところ、生命保険や勤務先の名称等の情報が記載されることにより、預金以外の財産が判明する可能性があるとのことである。

しかし、取引履歴の精査により、例えば、年一回の株式の配当等の入金、年払いの満期返戻金のある損害保険料の出金などから差押対象財産が判明する可能性も考えられるので、取引履歴の入手期間については「1年以上」に変更するよう検討していただきたい。

また、財産があるのに保険料を納付しない悪質な滞納者については、2年間の短い時効期間内に、親族名義の預貯金口座に預け替えたり、預貯金を引き出して現金で保管したりして、本人名義の預貯金口座の残高を減らすことも考えられるため、取引履歴のうち内容が不明の入出金について調査するよう検討していただきたい。

(イ) 納付相談時の滞納者財務状況把握の充実

滞納者の現況については、「電話による納付勧奨を強化し、また、休日・夜間納付相談窓口を開設し、納付交渉の機会の拡大に努め、納付相談時には詳細な収入状況を把握し、納付分割など、個々の生活実態に即した方法による納付指導を行っている。」状況である。

滞納者の滞納額を減らすには、「納付相談時の状況把握」がポイントになるため、限られた相談時間内でより良い効果を得るため、事前準備が重要になる。そこで、預貯金通帳コピー、自営業者の確定申告書一式、会社役員の子会社の確定申告書一式など事前準備に必要な書類を予め郵送、難しければ当日持参してもらうよう検討していただきたい。

例えば、自営業者の所得税確定申告書には、利子、配当、不動産、事業、給与、退職、山林、譲渡、一時および雑の10種類の所得ごと

に記載されているので、発生原因である財産を発見しやすい。また、会社役員の子会社の法人税申告書には、重要科目の内訳書があり、滞納者と会社に関する金銭・不動産貸付取引などが把握できるので、差押対象財産が判明する可能性も考えられる。

(ウ) 不定期収入者の前納制度等の検討

滞納額上位10名のうち6名が、A地域のB業を営む自営業者である。これらの者との経過記録を閲覧すると、収入が不定期で全く収入がない月があり、税金も未納で、借入金の返済も滞っている、という共通点がある。税金や借入金を優先して支払っているため、収入がある時期に可能な範囲で納付する状態になっている。

B業を営んで発生した所得に対して国民健康保険料が賦課されているので、その収入があったときであれば納付できるのであるが、制度上翌年6月以降に毎月納付するためタイムラグが生じるのが、滞納に陥りやすい原因とも考えられる。

給与所得者や年金所得者のように定期的に発生する収入から天引きされて、支払者が納付してくれれば滞納にならないのであるが、収入が不規則な自営業者については、納付額も確定していないし、特別徴収の制度もないので、収入があっても自ら納付予定を自覚し金銭管理ができなければ、滞納に陥りやすい状況になってしまう。

そこで、A地域B業の関連団体と連携して、支払い時に取り決めた金額を天引きして前納してもらったり、または、提携金融機関の納付用口座に積み立てて前納または期限内納付をしてもらうなど、収入時と納付時のタイムラグが生じないで納付資金を確保する方法を提案するよう検討していただきたい。

8 介護保険料

(1) 介護保険料の概要

① 業務の概要

ア 介護保険料担当業務

概要 65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料は、介護保険事業計画に基づき3年ごとに見直しを行っている。

函館市の保険料は所得水準に応じて9段階に設定している。

資格管理事務

- ・被保険者資格取得・喪失(65歳到達、転出入、死亡等)および世帯員異動の管理
- ・住所地特例者、適用除外者の資格管理
- ・生活保護受給者の資格管理
- ・被保険者証の交付管理

賦課事務

保険料は、市民税担当から介護保険システムに市税情報を取り込み、賦課期日(4月1日)における

(イ) 本人の当該年度の市民税の課税の有無と前年中の課税年金収入額と合計所得額の合計

(ロ) 本人の属する世帯員の当該年度の市民税課税の有無により算定する

- ・未申告者・転入者・他市町村課税者等の収入、所得および課税状況の調査を実施

- ・災害、失業、その他の事由で納付困難な者および低所得者の減免制度あり

a 特別徴収

年金保険者に保険料を徴収させ、市町村に納入させる方法
対象者は、年金の年額が18万円以上であるもの

- ・市町村と国保連との間で情報交換や連絡調整を行う

(年次分は年1回(5月(国保連→市)、7月(市→国保連)、次月分は毎月)

b 普通徴収

市町村が納付義務者に納入の通知をして納付義務者から直接徴収する方法

対象者は特別徴収以外のもの

- ・口座振替者、生活保護受給者の代理納付管理

収納管理事務

- ・保険料の調定、還付、充当管理（死亡、転出、所得更正等）
- ・保険料その他の収納管理

督促・滞納処分事務

市町村長は、保険料を納期限までに納付しない者があるときは、期限を指定し督促をしなければならない。また、督促を受けた者が指定期日までに納付しないときは滞納処分を行うことができる。

- ・督促および催告の実施
- ・預貯金調査および差押の執行
- ・滞納者に対する保険給付の制限（支払方法変更、支払いの一時差止、保険給付の減額）
- ・時効管理

イ 機構表および介護保険課の事務担当

		【会計年度任用職員数】				
		【主査数】	【担当数】	【員数】		
保健福祉部 【部長 1】	保健福祉部 (次長 1)	管理課 (課長:1)	庶務係	1	6	
			社会援護担当	1		1
			苦情処理担当	1	①	2
		地域福祉課 (課長:1)	地域福祉担当	2	2	
			福祉推進担当	1	1	
		指導監査課 (課長:1)	社会福祉法人担当	1		1
			社会福祉施設担当	2		
			障がい等担当	1	2	
			高齢者担当	2	4	
		地域包括ケア推進課 (課長:1)	企画・管理担当	2	2	
支援体制・人材育成担当	1		3			
医療・介護連携担当	1		1			
福祉拠点整備担当 (担当課長:1)	福祉拠点整備担当	1	1			
	困窮者自立支援担当	1		4		
介護保険課 (課長:1)	介護サービス担当(注1)	1	6			
	介護認定担当(注2)	1	7	16		
	介護保険料担当(注3)	1	7	6		
高齢福祉課 (課長:1)	介護予防・認知症担当	1	5			
	家族介護支援担当	1				
	高齢者・介護総合相談窓口	2	5	2		
健康増進課 (課長:1)	健康増進担当	5	9	3		
障がい保健福祉課 (課長:1)	社会参加・事業担当	1	3			
	給付管理担当	1	3			
	公費医療等担当	1	5	1		
	相談支援・精神保健担当	2	11	8		
生活支援第1課 (課長:1)	管理担当	1	8	1		
	第1担当		6			
			⑤	7		
	第2担当	1	7			
不正受給対策担当	1		2			

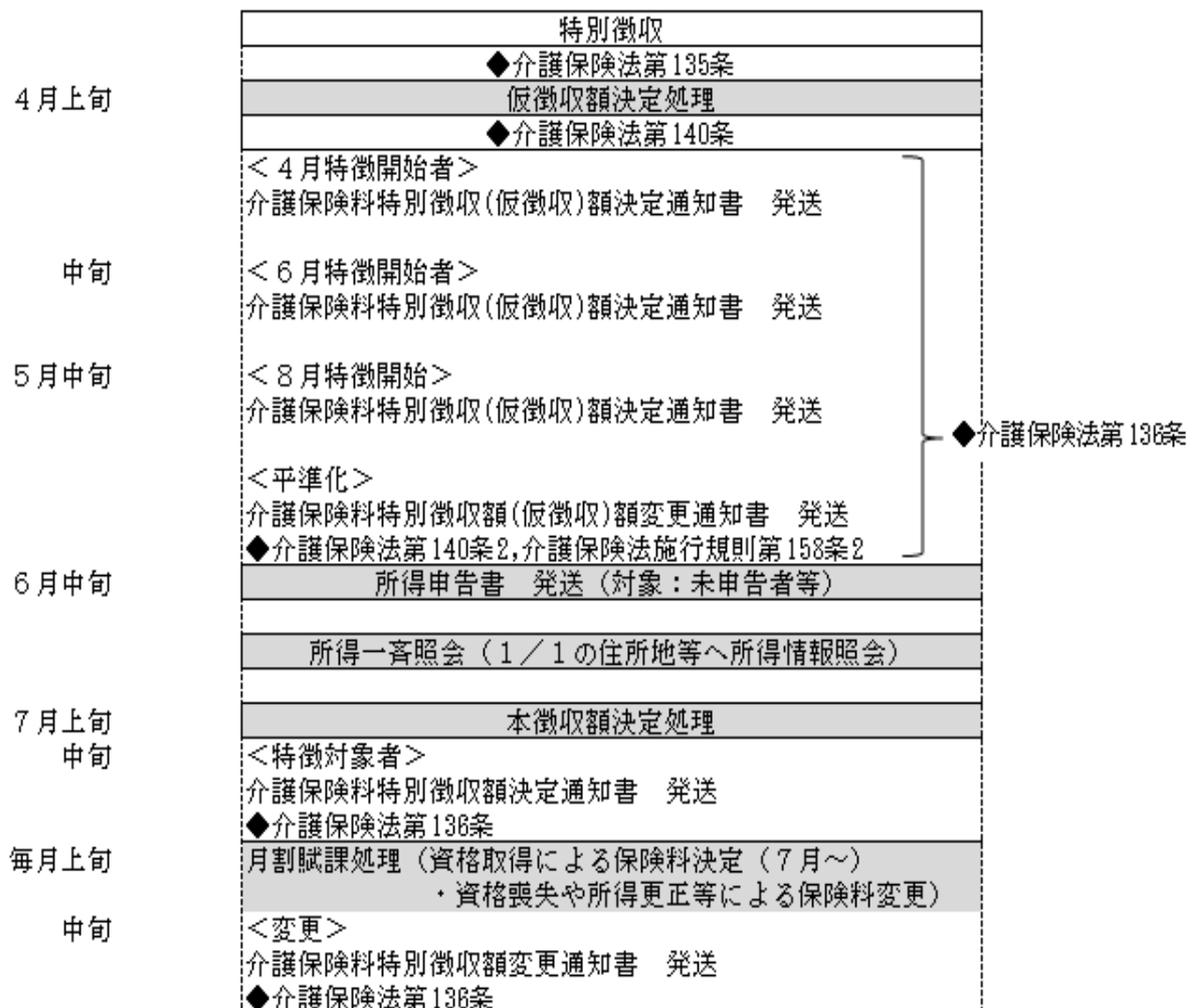
- (注1) 介護給付等費用適正化事業に関する事
 保険給付等に関する事
 損害賠償請求および返納金に関する事。
 } (サービス)
- (注2) 要介護認定および要支援認定に関する事。
 介護認定審査会に関する事。
 } (認定)
- (注3) 介護保険料の収納管理及び過誤納金の還付等に関する事。
 介護保険事業に係る報告等に関する事。
 被保険者の資格の取得および喪失に関する事。
 介護保険料の賦課および収納に関する事。
 滞納処分に関する事。
 } (保険料)

(2) 介護保険料の業務フロー

① 賦課業務

介護保険料の賦課業務を図示すると、以下のとおり。

【特別徴収】

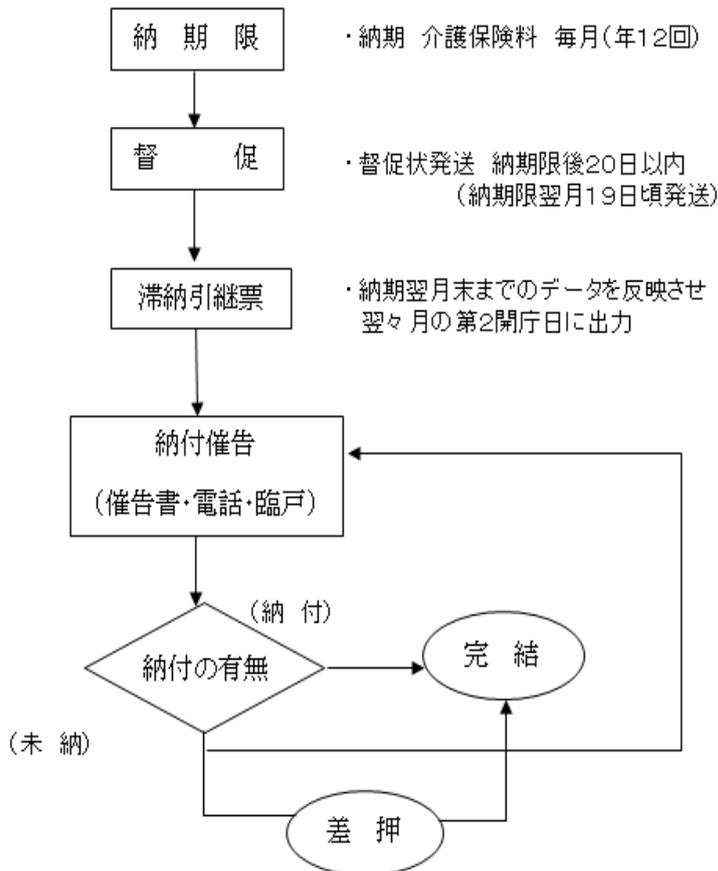


【普通徴収】

普通徴収	
4月上旬	◆介護保険法第132条 仮徴収額決定処理
	◆介護保険法第140条
	<p><資格取得日が3/31以前(※)で特徴対象者以外の者> 介護保険料普通徴収額決定通知書(第1期～第3期)発送 ◆函館市介護保険条例第7条, 地方自治法第231条 (※転入者は4/1までに資格取得入力済の者)</p>
6月中旬	所得申告書 発送(対象:未申告者等)
	所得一斉照会(1/1の住所地等へ所得情報紹介)
7月上旬 中旬	<p><特徴対象者以外の者・10月特徴開始者> 介護保険料決定通知書 発送 ◆地方自治法第231条</p>
毎月上旬	月割賦課処理(資格取得による保険料決定(7月～) ・資格喪失や所得更正等による保険料変更)
中旬	<p><決定・変更> 介護保険料決定・変更・過年度通知書 発送 ◆地方自治法第231条</p>

② 収納事務

介護保険料の収納事務の流れを図示すると、以下のようになる。



◆関係法令

(地方税法の準用)

[介護保険法第143条]

保険料その他この法律による徴収金については、地方税法第9条、第13条の2、第20条、第20条の2および第20条の4の規定を準用する。(相続による納付義務の継承、繰上徴収、公示送達、徴収の囑託)

(滞納処分)

[介護保険法第144条]

市町村が徴収する保険料その他この法律の規定による徴収金は、地方自治法第231条の3第3項に規定する法律で定める歳入とする。

(普通徴収に係る納期)

[介護保険法第133条]

普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、当該市町村の条例で定める。

[函館市介護保険条例第5条]

普通徴収に係る保険料の納期は、毎年度の4月から翌年の3月までの各月の16日から末日までとする。なお、12月は28日までとする。

(督促および滞納処分等)

[地方自治法第231条の3]

普通地方公共団体の歳入を納付期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

[函館市税条例第12条]

納税者(特別徴収の方法によって市民税を徴収される納税者を除く。)または特別徴収義務者が納期限までに徴収金を完納しない場合においては、徴税吏員は、納期限後20日以内に督促状を発しなければならない。ただし、法第15条の規定によって徴収猶予をした期間内および繰上徴収をする場合においては、これを発しないものとする。

(3) 介護保険料の調定額等の推移

① 収納額および収入未済額の推移

平成28年度から令和2年度の5年間の調定額、収納額、収納率、不納欠損額および収入未済額の推移は、下記のとおりである。

(単位:円、%)

年度	区分	調定額	収納額	収納率	不納欠損額	収入未済額
平成28年度	現年度分	4,968,733,510	4,912,684,820	98.9	0	56,048,690
	滞納繰越分	121,470,047	33,026,770	27.2	29,070,650	59,372,627
	合計	5,090,203,557	4,945,711,590	97.2	29,070,650	115,421,317
平成29年度	現年度分	5,056,199,380	5,001,756,810	98.9	0	54,442,570
	滞納繰越分	120,983,697	30,697,508	25.4	29,053,321	61,232,868
	合計	5,177,183,077	5,032,454,318	97.2	29,053,321	115,675,438
平成30年度	現年度分	6,029,302,840	5,976,090,370	99.1	0	53,212,470
	滞納繰越分	122,037,888	33,625,637	27.6	36,404,142	52,008,109
	合計	6,151,340,728	6,009,716,007	97.7	36,404,142	105,220,579
令和元年度	現年度分	5,821,859,990	5,780,103,737	99.3	0	41,756,253
	滞納繰越分	112,888,619	38,307,576	33.9	29,464,250	45,116,793
	合計	5,934,748,609	5,818,411,313	98.0	29,464,250	86,873,046
令和2年度	現年度分	5,579,396,740	5,551,808,730	99.5	0	27,588,010
	滞納繰越分	93,124,506	31,072,686	33.4	27,364,272	34,687,548
	合計	5,672,521,246	5,582,881,416	98.4	27,364,272	62,275,558

② 被保険者の推移

函館市全市民に占める介護保険の被保険者数の推移は、下記のとおりである。

(単位：人，%)

年度	年度末(3月31日)現在		割合
	第1号被保険者数	人口	
H28	87,873	263,706	33.32
H29	88,984	260,174	34.20
H30	89,494	256,772	34.85
R1	89,783	253,340	35.44
R2	89,906	250,022	35.96

※第1号被保険者数は事業報告の数字を使用。

函館市の人口は漸減しているが、介護保険の被保険者は反比例し漸増している。

③ 所得段階別被保険者数の推移

函館市の介護保険料の平成28年度から令和2年度の所得段階別の被保険者数の推移は、下記のとおりである。

(単位：人，%)

区分		所得段階									合計
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
H28	被保険者数	25,450	7,590	7,514	11,413	6,394	10,892	10,281	4,560	3,779	87,873
	割合	28.96	8.64	8.55	12.99	7.28	12.39	11.70	5.19	4.30	100.00
H29	被保険者数	25,493	7,944	7,762	10,904	6,718	11,210	10,417	4,538	3,998	88,984
	割合	28.65	8.93	8.72	12.25	7.55	12.60	11.71	5.10	4.49	100.00
H30	被保険者数	25,335	8,336	7,906	10,608	6,790	11,456	11,122	4,051	3,890	89,494
	割合	28.31	9.31	8.83	11.85	7.59	12.80	12.43	4.53	4.35	100.00
R1	被保険者数	25,128	8,608	8,207	10,150	6,870	11,718	11,052	4,086	3,964	89,783
	割合	27.99	9.59	9.14	11.30	7.65	13.05	12.31	4.55	4.42	100.00
R2	被保険者数	24,905	8,927	8,366	9,706	6,901	11,870	11,003	4,158	4,070	89,906
	割合	27.70	9.93	9.30	10.80	7.68	13.20	12.24	4.62	4.53	100.00

※介護保険事業報告の各年度の3月31日の被保険者数を使用。

所得段階は9段階に区分されており、過去5年間の推移では各段階の構成割合はほぼ一定であるが、そのうち第1段階は27～28%と高い割合を占めている。

(注) 令和2年度の所得段階は、次のとおりである。

段階	対象者	保険料年額 () 内は基準額に対する率
1	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護の受給者 ・世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金の受給者 ・世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額+合計所得金額の合計が80万円以下の方 	37,560 (0.5) ↓ 軽減後 22,540 (0.3)
2	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額+合計所得金額の合計が80万円超～120万円以下の方	56,340 (0.75) ↓ 軽減後 37,560 (0.5)
3	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額+合計所得金額の合計が120万円を超える方	56,340 (0.75) ↓ 軽減後 52,590 (0.7)
4	本人が市民税非課税で、課税年金収入額+合計所得金額の合計が80万円以下の方(世帯の中に課税者がいる方)	67,610 (0.9)
5 (基準額)	本人が市民税非課税で、課税年金収入額+合計所得金額の合計が80万円を超える方(世帯の中に課税者がいる方)	75,120 (1.0)
6	本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が120万円未満の方	90,140 (1.2)
7	本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が120万円以上～200万円未満の方	97,660 (1.3)
8	本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が200万円以上～300万円未満の方	112,680 (1.5)
9	本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が300万円以上の方	127,700 (1.7)

※第1～3段階には、公費投入により、保険料の基準額に対する割合を引き下げる軽減を実施している。

④ 減免実施状況の推移

函館市の介護保険料の平成30年度から令和2年度の減免実施状況の推移は、下表のとおりである。

(単位:件、円)

事由	令和2年度			令和元年度			平成30年度		
	申請件数	減免件数	減免金額	申請件数	減免件数	減免金額	申請件数	減免件数	減免金額
災害	1	1	52,590	1	1	54,470	1	1	37,560
所得激減	2	2	55,100	0	0	0	1	1	41,310
農作物等の減収	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監獄等に拘禁	3	3	183,740	5	5	228,940	2	2	66,780
生活困窮者	7	7	76,400	30	29	289,100	30	29	516,440
コロナ(注)	436	426	32,851,240	0	0	0	0	0	0
合計	449	439	33,019,070	36	35	35	34	33	662,090

(注) コロナの交付額算定の基礎となる減免基準は、次のとおりである。

(ア) 減免対象となる被保険者及び減免額

保険料の減免額は、次の a 又は b のいずれかに該当するに至った第一号被保険者につき、それぞれの基準により算定した額とすること。

なお、いずれの基準にも該当する場合は、a を適用すること。

a 新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第一号被保険者全部

b 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次の(a)及び(b)に該当する第一号被保険者

【要件】

(a) 事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

(b) 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

【減免額の算定】

【表1】で算定した第一号保険料額に、【表2】の前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額 $((A \times B / C) \times d)$

【減免額の計算式】

$\begin{array}{l} \text{対象保険料額} \times \text{減額又は免除の割合} = \text{保険料減免額} \\ (A \times B / C) \qquad \qquad \qquad d \end{array}$

【表 1】

対象保険料額 = $A \times B / C$
A : 当該第一号被保険者の保険料額
B : 第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額
C : 第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額

【表 2】

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合 (d)
200万円以下であるとき	全部
200万円を超えるとき	10分の8

注：事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全部を免除すること。

(4) 滞納整理業務

① 滞納処分（函館市債権管理事務処理要領）

7 国民健康保険料（4）滞納整理業務①滞納処分を参照。

② 滞納者の滞納状況

令和2年度末の任意に抽出した滞納者10名の滞納状況は、次のとおり。

No.	滞納額 (円) R3.3末 時点	現況	年 齢	性 別	分 納	分納額(円) /月	滞納処 分の 実績
1	383,100	H31末～R2末に一部不納欠損。 夫婦分納付交渉中、今後差押え検討。	70	男	無	—	無
2	153,880	H31末～R2末に一部不納欠損。 夫婦分納付交渉中、今後差押え検討。	70	女	無	—	無
3	130,060	H27末、H28末に一部不納欠損。 交渉により、現在分納中。	79	女	有	10,000～20,000	有
4	150,280	交渉により、現在分納中。	69	男	有	12,000	無
5	105,560	交渉により、現在分納中。	70	男	有	10,000	無

6	326,800	H30 末～R2 末に一部不納欠損。 交渉により、現在分納中。	70	男	有	20,000	無
7	157,760	H27 末～R3 末に一部不納欠損。 交渉継続中。	74	女	無	-	無
8	130,060	R2 に差押え実施。交渉により、夫婦 で分納中。	68	男	有	夫婦で毎月 16,000 円＋年金 月 25,000 円	有
9	28,800	R2 末に一部不納欠損。 R2 に差押え実施。交渉により、夫婦 で分納中。	69	女	有	夫婦で毎月 16,000 円＋年金 月 25,000 円	有
10	231,100	分納不履行のため交渉中。	67	男	有	10,000	無

(5) 不納欠損

① 不納欠損処理（函館市債権管理事務処理要領）

7 国民健康保険料（5）不納欠損①不納欠損処理を参照。

② 令和 2 年度の不納欠損処理の総括

介護保険料の滞納者に対しては、電話や訪問催告をするなかで、特に悪質な滞納者には財産調査を行い、差押等を実施しているところであるが、財産がなく徴収不能となったものや、本人死亡により相続人への交渉ができなかったものなどが時効完成したことから、不納欠損処分を行うものである。

今後においても、現年度中の滞納の発生を抑制するためきめ細やかに催告することや、滞納者に対しては早い段階で分納誓約をさせ納付させるとともに、早期に財産調査を実施し、積極的に差押等を執行することにより債権を確保し、不納欠損の縮減に努めたい。

不納欠損実績

	不納欠損金額	不納欠損件数	不納欠損人員
平成 30 年度	36,404,142 円	8,062 件	881 人
令和元年度	29,464,250 円	6,574 件	771 人
令和 2 年度	27,364,272 円	5,199 件	673 人

収納率

	現年度分	滞繰分	計
平成 30 年度	99.1%	27.6%	97.7%
令和元年度	99.3%	33.9%	98.0%
令和 2 年度	99.5%	33.4%	98.4%

〔令和 2 年度 不納欠損事由について〕

介護保険料の徴収については、後述の対策等により収納率の向上に努めているところであるが、下記の事由により不納欠損処分に至ったものである。

ア 不納欠損事由

(ア) 生活困窮（561人）

本人が低収入（低年金、不定期労働等）のため納付が困難な場合や、本人が家族に扶養され、その世帯が低収入のため納付が困難な場合等

(イ) 死亡（90人）

本人が死亡し、相続人との交渉ができない場合等

(ウ) 所在不明（22人）

- ・生活実態がないため通知書等を公示送達した者
- ・生活実態を確認できず、常時不在のため、交渉ができない者

《参考》不納欠損事由別人数（単年度）

	生活困窮	死亡	所在不明	計
平成 30 年度 (人数)	714 人	143 人	24 人	881 人
平成 30 年度 (金額)	31,626,022 円	4,060,330 円	717,790 円	36,404,142 円
令和元年度 (人数)	643 人	104 人	24 人	771 人
令和元年度 (金額)	25,846,770 円	2,962,940 円	654,540 円	29,464,250 円
令和 2 年度 (人数)	561 人	90 人	22 人	673 人
令和 2 年度 (金額)	24,343,912 円	2,336,250 円	684,110 円	27,364,272 円

イ 適用条項

(ア) 介護保険法

(時効)

第 200 条 保険料、納付金その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び保険給付を受ける権利は、これらを行することができる時から 2 年を経過したときは、時効によって消滅する。

2 保険料その他この法律の規定による徴収金の督促は、時効の更新の効力を生ずる。

(イ) 民法

第 1 4 7 条～第 1 5 2 条

附則

(時効に関する経過措置)

第 1 0 条 略

2 施行日前に旧法第 1 4 7 条に規定する時効の中断の事由又は旧法第 1 5 8 条から第 1 6 1 条までに規定する時効の停止の事由が生じた場合におけるこれらの事由の効力については、なお従前の例による。

【改正前の民法】

(時効の中断事由)

第 1 4 7 条 時効は、次に掲げる事由によって中断する。

- 1 請求
- 2 差押え、仮差押え又は仮処分
- 3 承認

〔令和 2 年度 介護保険料収納対策の状況〕

介護保険料に係る収納率向上のため、次のような取組みを実施している。

ア 介護保険に対する周知広報

- ・介護保険制度に関するパンフレットを介護保険事業計画年度ごとに全戸配布
- ・市政はこだてによる介護保険制度の周知活動および介護保険料の納期を毎月周知
- ・FM いるかによるラジオ CM 放送 (合計 3 6 日間 : 年 1 0 8 回放送)

イ 口座振替利用の勧奨

- ・市政はこだてへの記事掲載 (年 5 回程度)
- ・ペイジー導入による手続きの簡素化
- ・本徴収時、転入時に送付する納入通知書にリーフレットを同封
- ・6 5 歳到達時に被保険者証を送付する際の口座振替依頼書の同封
- ・納付交渉時等における口座振替利用の案内

(口座振替加入者の推移)

- ・平成30年度(3月末) 2,316人
- ・令和元年度(3月末) 2,337人
- ・令和2年度(3月末) 2,322人

《参考》被保険者数と普通徴収者数(各年度:3月31日現在)

	被保険者数①	普通徴収者数②	②/①
平成30年度	89,494人	13,013人	14.5%
令和元年度	89,783人	12,265人	13.7%
令和2年度	89,906人	12,281人	13.7%

*普通徴収者は、普通徴収と特別徴収の併徴収者を含む

ウ 生活保護受給者に対する対策

生活保護受給者の納付対策として、福祉事務所担当ケースワーカーと連携し、納付指導や代理納付への移行等、納付の確保に努めた。

(代理納付実績/介護保険料加算認定数)

- ・平成30年度(3月末) 1,827人/2,118人
- ・令和元年度(3月末) 1,755人/2,005人
- ・令和2年度(3月末) 1,645人/1,921人

エ 催告書等の送付

滞納者に対しては、催告書を年2回送付し、下記オと連動させながら徴収の確保に努めている。また、滞納者対策として、介護保険の給付制限について、簡易・明瞭に説明した内容のリーフレットを催告書に同封し、介護保険制度の趣旨の理解を強く図りながら徴収の確保に努めている。

オ 電話・訪問による納付指導・相談等

滞納者に対しては、毎月電話・訪問による納付指導や相談等を通じて、滞納者それぞれの生活状況を把握、納付誓約書および口頭誓約による分割納付など、以下の対応を講じている。

(ア) 担当者の地区別配置

地区ごとに、担当する会計年度任用職員を配置して納付交渉を行い、困難ケースについては職員対応に切り替えるなど、納付相談・指導について細かに対応している。

(職員2人と会計年度任用職員6人の体制)

(イ) 滞納者に対する早期の催告

納期から1か月経過しても納付がない者は、交渉記録カードを出力し滞納者として管理しており、交渉記録カードを出力した時点から電話や訪問により催告している。

(ウ) 不在者に対する夜間の集金および電話催告

会計年度任用職員の勤務時間を月に2回18時30分までに設定し、日中不在者に対する夜間の集金、訪問等による催告を実施している。また、月に1回職員による夜間電話催告を実施している。

カ 要介護認定申請時における納付指導およびサービス利用時の給付制限の実施

差押えを行うまでに至らない少額年金収入のみの者が多いため、納付交渉にも応じないなど納付観念が希薄な滞納者については、介護認定の申請時に滞納状況に応じてサービス利用時の給付が償還払いになることや給付額を減額する旨の説明をするとともに、時効が到来していない未納保険料の納付を指導している。

介護認定申請時に1年以上の未納期間があるものについては、納付交渉を行い、納付もしくは納付誓約に至らないものについては給付制限措置を実施することとしている。

また、時効が完成し、保険料の徴収権が消滅したものについては、その期間・金額に応じてサービス利用時の本人負担割合を1割（所得により2割または3割）から3割（または4割）に引き上げる給付制限措置を実施している。

（給付制限実績）

- ・平成30年度 15件
- ・令和元年度 11件
- ・令和2年度 8件

キ 差押え等の執行

所得がありながら納付交渉に応じない滞納者に対しては、預金、給与、年金等を調査した結果を基に、平成25年度から介護保険課単独で差押えを執行している。

（差押実績）

- ・平成30年度 11件 486,445円
- ・令和元年度 21件 1,366,001円
- ・令和2年度 6件 458,489円

（交付要求）

- ・令和元年度 5件 81,180円
- ・令和2年度 1件 配当実績なし

介護保険 滞納繰越分決算調書

(単位：件、円、%)

年度		当初調定額		更正額		最終調定額		収納額		還付未済額	
		件数	調定額	件数	更正額	件数	調定額	件数	収納額	件数	未済額
	特徴	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H26	普徴	5	24,400	0	0	5	24,400	2	13,800	0	0
	計	5	24,400	0	0	5	24,400	2	13,800	0	0
	特徴	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H27	普徴	35	212,930	0	0	35	212,930	26	163,980	0	0
	計	35	212,930	0	0	35	212,930	26	163,980	0	0
	特徴	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H28	普徴	90	474,222	0	0	90	474,222	63	340,190	0	0
	計	90	474,222	0	0	90	474,222	63	340,190	0	0
	特徴	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H29	普徴	1,130	5,557,380	0	0	1,130	5,557,380	444	2,269,706	0	0
	計	1,130	5,557,380	0	0	1,130	5,557,380	444	2,269,706	0	0
	特徴	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H30	普徴	6,947	38,846,031	15	△58,220	6,933	38,787,811	1,723	10,023,480	0	0
	計	6,947	38,846,031	15	△58,220	6,933	38,787,811	1,723	10,023,480	0	0
	特徴	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R1	普徴	8,795	48,883,803	159	△895,660	8,660	47,988,143	3,333	18,254,200	6	31,610
	計	8,795	48,883,803	159	△895,660	8,660	47,988,143	3,333	18,254,200	6	31,610
	特徴	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	普徴	17,002	93,998,766	174	△953,880	16,853	93,044,886	5,591	31,065,356	6	31,610
	計	17,002	93,998,766	174	△953,880	16,853	93,044,886	5,591	31,065,356	6	31,610

(前ページの続き)

年度	収納率	未納額		不納欠損額		翌年度繰越	
		件数	未納額	件数	欠損額	件数	繰越額
	特徴	0.00	0	0	0	0	0
H26	普徴	56.55	3	10,600	3	10,600	0
	計	56.55	3	10,600	3	10,600	0
	特徴	0.00	0	0	0	0	0
H27	普徴	77.01	9	48,950	4	14,150	5
	計	77.01	9	48,950	4	14,150	5
	特徴	0.00	0	0	0	0	0
H28	普徴	71.73	27	134,032	25	125,212	2
	計	71.73	27	134,032	25	125,212	2
	特徴	0.00	0	0	0	0	0
H29	普徴	40.84	696	3,287,674	651	3,089,430	45
	計	40.84	696	3,287,674	651	3,089,430	45
	特徴	0.00	0	0	0	0	0
H30	普徴	25.84	5,262	28,764,331	4,516	24,124,880	746
	計	25.84	5,262	28,764,331	4,516	24,124,880	746
	特徴	0.00	0	0	0	0	0
R1	普徴	37.97	5,454	29,765,553	0	0	5,454
	計	37.97	5,454	29,765,553	0	0	5,454
	特徴	0.00	0	0	0	0	0
合計	普徴	33.35	11,451	62,011,140	5,199	27,364,272	6,252
	計	33.35	11,451	62,011,140	5,199	27,364,272	6,252

介護保険料 不納欠損集計表

令和 3年 3月31日

〈不納欠損の内訳〉

(単位：円)

	決定年度	決定番号	不納欠損額	
	令和 2年度	00001		0 27,364,272
不納欠損額の内訳	介護保険法第200条1項によるもの (処分停止期間の満了のもの)			0 0
	介護保険法第200条1項によるもの (処分停止期間中に消滅時効が完成したもの)			0 0
	介護保険法第200条1項によるもの (直ちに納付義務を消滅させたもの)			0 0
	介護保険法第200条1項によるもの (消滅時効が完成したもの)			0 27,364,272

〈滞納理由別の内訳〉

(単位：件,円)

年度	生活困窮	死亡	所在不明	その他	合計
平成 26 年度	3	0	0	0	3
	10,600	0	0	0	10,600
平成 27 年度	3	1	0	0	4
	12,800	1,350	0	0	14,150
平成 28 年度	22	3	0	0	25
	117,782	7,430	0	0	125,212
平成 29 年度	569	69	13	0	651
	2,768,270	276,940	44,220	0	3,089,430
平成 30 年度	3,936	410	170	0	4,516
	21,434,460	2,050,530	639,890	0	24,124,880
合 計	4,533	483	183	0	5,199
	24,343,912	2,336,250	684,110	0	27,364,272

(6) 監査結果と意見

① 監査手続

介護保険料の賦課業務および滞納額への滞納整理業務が、要綱等に準拠しているか関係書類を閲覧し、必要に応じて担当者への質問等を行い、事務手続きが適正に行われているか検証した。

また、介護保険料の滞納者への不納欠損が、要綱等に準拠しているか関係書類を閲覧し、必要に応じて担当者への質問等を行い、事務手続が適正に行われているかどうかを検証した。

② 監査結果

ア 指摘

(ア) 滞納整理業務のシステム化

滞納整理業務についての事務手続きが、適正に行われているか確認するために、滞納額上位者との経過記録を請求したところ、事務手続きがシステム化されていないために、滞納額上位者の検索ができないので、任意に選出した滞納者のデータ（「(2) 滞納者整理業務②滞納者の滞納状況」参照）しか閲覧できない状況である。

また、滞納者との経過記録については、徴収担当者が滞納者個人別に手書きで記録している「介護保険料交渉記録カード」のコピーを受領した。手書きで記録している書類しかないため、記載する担当者によっては非常に読みにくい記録も散見される。

費用対効果も考慮し、国民健康保険料のシステムを参考にして、介護保険料の滞納整理業務に優先度の高い部分から、早期にシステム化していただきたい。

なお、システム化されるまでは、経過記録については、文書作成ソフトにより保存していただきたい。内容についても、国民健康保険料を参考にして、財産調査および不納欠損の実施状況等も併せて記録していただきたい。

(イ) 不納欠損に関する個別調書の未作成

不納欠損処理が適正に行われているか確認するために、市長決裁の添付書類である「不納欠損に関する個別調書」の閲覧を求めたところ、年度および納期ごとの不納欠損事由（滞納原因 生活困窮）の記載がある債権残額の内訳表を受領した。

函館市債権管理事務処理要領に記載されている添付書類の「不納欠損に関する個別調書」の記載内容としては、①債権残額、②時効起算日（最終の時効起算日）、③時効完成日、④時効完成に至った事由などが求められている。

受領した資料では、①債権残額しか確認できないが、②時効起算日（最終の時効起算日）、③時効完成日、④時効完成に至った事由など

については、一覧表に表示できないため別の帳票で要件に該当するか確認しているようだ。

そこで、システム化を検討し、滞納者各人の「不納欠損に関する個別調書」を作成していただきたい。

また、形式としては、④時効完成に至った事由を簡潔な文書により記載した後に、①債権残額、②時効起算日（最終の時効起算日）、③時効完成日を別紙一覧表示すると分かり易いと思われる。

イ 意見

(ア) 預貯金の取引履歴調査の強化

徴収職員は、滞納者に対する差押に先立ち差押の対象となる財産の有無などを把握するため、任意調査である質問・検査を行うことができる。

滞納者のほとんどの者が金融機関と取引を行っていると考えられ、また、預貯金については金融機関側が反対債権（預金者に対し金融機関が保有している債権＝貸付等）を有していない限り、即時差押・取立が可能な換金性の高い資産であるから、財産調査の中でも、金融機関調査は特に重要性の高い調査である。

函館市債権管理事務処理要領では「必要に応じ1か月～数か月程度の取引履歴が確認できる明細の交付を受ける。」こととされ、介護保険料においても3か月分の取引履歴の明細の交付を受けている。

また、取引履歴調査により判明した財産の事例について質問したところ、生命保険契約調査を実施していることもあり、特にないということである。

しかし、取引履歴の精査により、例えば、年一回の株式の配当等の入金、年払いの満期返戻金のある損害保険料の出金などから差押対象財産が判明する可能性も考えられるので、取引履歴の入手期間については「1年以上」に変更するよう検討していただきたい。

また、財産があるのに保険料を納付しない悪質な滞納者については、2年間の短い時効期間内に、親族名義の預貯金口座に預け替えたり、預貯金を引き出して現金で保管したりして、本人名義の預貯金口座の残高を減らすことも考えられるため、取引履歴のうち内容が不明の入出金について調査するよう検討していただきたい。

(イ) 納付相談時の滞納者財務状況把握の充実

滞納者の現況については、「電話による納付勧奨を強化し、また、休日・夜間納付相談窓口を開設し、納付交渉の機会の拡大に努め、納付相談時には詳細な収入状況を把握し、納付分割など、個々の生活実態に即した方法による納付指導を行っている。」状況である。

滞納者の滞納額を減らすには、「納付相談時の状況把握」がポイン

トになるため、限られた相談時間内でより良い効果を得るため、事前準備が重要になる。

そこで、預貯金通帳コピー、自営業者の確定申告書一式、会社役員
の会社の確定申告書一式など事前準備に必要な書類を予め郵送、難
しければ当日持参してもらうよう検討していただきたい。

例えば、自営業者の所得税確定申告書には、利子、配当、不動産、
事業、給与、退職、山林、譲渡、一時および雑の10種類の所得ごと
に記載されているので、発生原因である財産を発見しやすい。

また、会社役員の子会社の法人税申告書には、重要科目の内訳書があ
り、滞納者と会社に関する金銭・不動産貸付取引などが把握できるの
で、差押対象財産が判明する可能性も考えられる。

9 市税の収納・滞納整理業務

(1) 収納・滞納整理事務の概要

「滞納整理の基本的な進め方」は、1. 効果的な滞納整理の推進を図るため、①滞納整理の計画的事務執行、②滞納整理処理方式の的確な選定、③優先的整理対象の選定（高額・悪質・累積滞納者、倒産その他の事由により緊急処理を要する者）を行うこととされている。

そのためには、2. 滞納者の実態把握の促進が重要であり、①実態調査と納付指導、②実情に応じた適切な措置の執行（厳正な滞納処分の実施および納税の猶予）など適切な措置を行う必要がある。

「滞納整理の基本的な事務」は、1. 滞納整理状況の記録および報告（滞納整理支援システムの記録整理および折衝と調査結果の報告）を行い、2. 現金出納事務の厳正な取り扱い（現金引継書、領収証書等の処理）が不可欠である。3. 滞納事案等の引継ぎについても、早期に処理（住所異動等にかかる引継ぎ、交付要求（競売事件を除く）・差押事案の引継ぎ）を進める必要がある。

「具体的な滞納整理方法」としては、督促状に続き催告書も発せられている状況にあるものについては、滞納整理にあたるものとしており、1. 面談による納税督促および指導、2. 住所異動の整理、3. 財産調査、4. 財産差押、5. 滞納処分の執行停止を進めていくことになる。

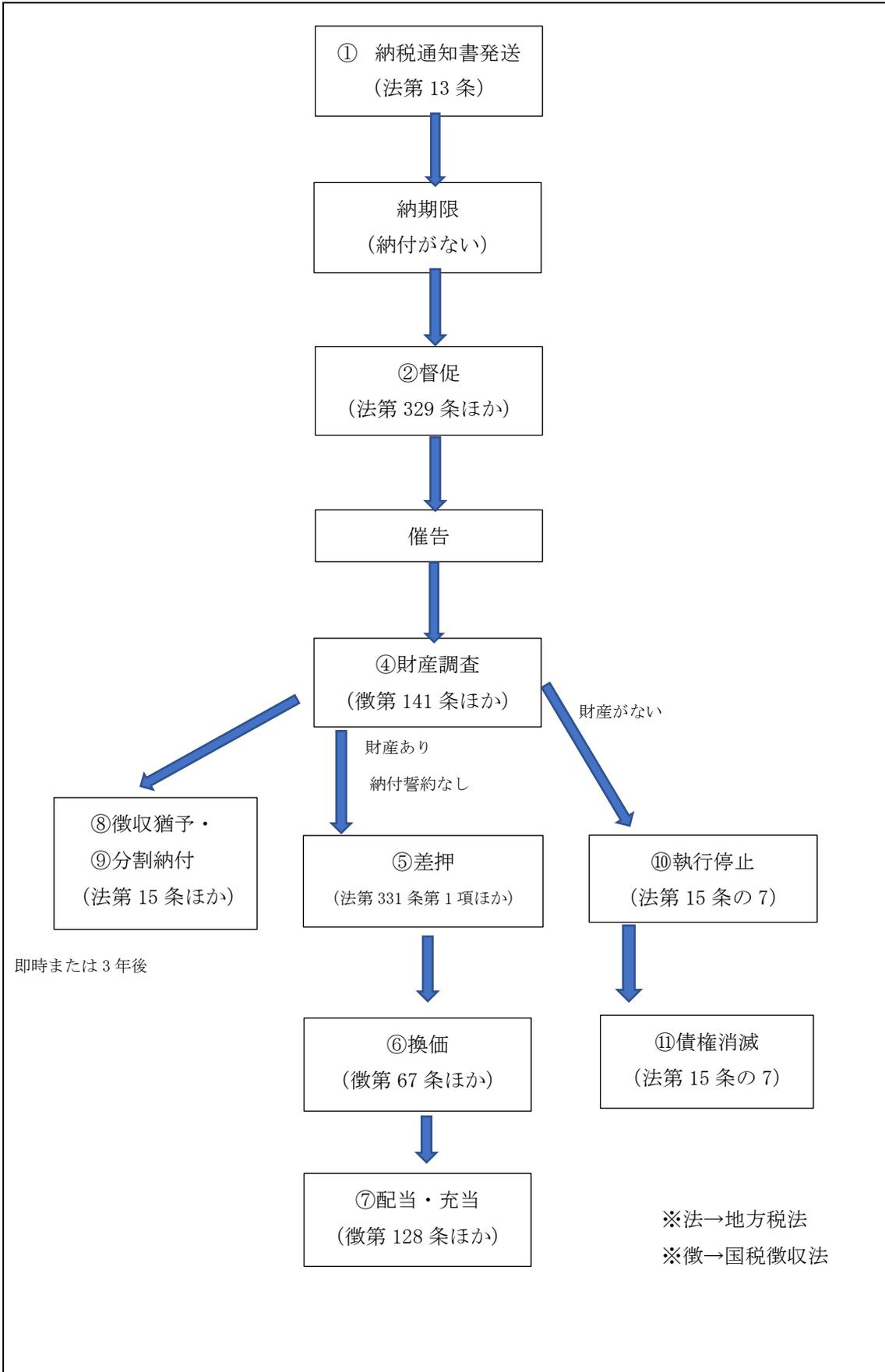
「現年課税新規滞納者に対する滞納整理方法」としては、通信催告滞納整理方式の採用をし、効率的に処理する。省力された事務量を優先的整理対象事案および繰越滞納経歴のある事案に重点的に投入することとしている。

具体的整理方法としては、早期に着手し、方針をきめ、早期完納完結を図る。

「繰越滞納者に対する滞納整理方法」は、1. 整理区分の明確化を行い、2. 具体的整理方法をきめ、適切に処理することとされている。

「高額滞納者に対する整理方法」は、収入、資産などの実態調査を迅速に行い、適正な法的措置を講じるものである。

(2) 滞納整理業務フロー



(3) 市税における各計数の推移等

[調定額・収入額・不納欠損額・収入未済額の推移]

(単位：千円，%)

		調定額	収入率	収入額	不納欠損額	収入未済額
平成28年度	現年度分	31,917,081	98.9	31,558,575	35,267	323,239
	滞納繰越分	1,506,829	25.4	383,031	265,360	858,438
	合計	33,423,910	95.6	31,941,606	300,627	1,181,677
平成29年度	現年度分	32,230,267	99.0	311,911,378	45,688	273,201
	滞納繰越分	1,178,074	25.2	297,352	206,772	673,950
	合計	33,408,341	96.4	32,208,730	252,460	947,151
平成30年度	現年度分	32,112,677	99.0	31,790,253	40,094	282,330
	滞納繰越分	946,197	22.8	216,167	133,645	596,385
	合計	33,058,874	96.8	32,006,420	173,739	878,715
令和元年度	現年度分	32,549,270	98.9	32,198,687	38,796	311,787
	滞納繰越分	877,326	23.5	205,863	118,188	553,275
	合計	33,426,596	96.9	32,404,550	156,984	865,062
令和2年度	現年度分	32,093,348	97.9	31,419,465	35,642	638,240
	滞納繰越分	864,367	22.4	193,854	100,427	570,087
	合計	32,957,715	95.6	31,613,319	136,069	1,208,327

注：収入未済額と翌年度滞納繰越分の調定額について

収入済額中当該年度中に処理することができなかつた還付金（還付未済額）または、滞納繰越分の調定の更正により、収入未済額と翌年度の滞納繰越分の調定額に差が生じる。

令和元年度収入未済額と令和2年度滞納繰越分の調定額の差を例にとると、令和元年度の収入済額 32,404,549,539 円中、還付未済額が 484,216 円あり、令和2年度滞納繰越分の調定額（年度当初額）が下記表のとおり 865,546,265 円となった。

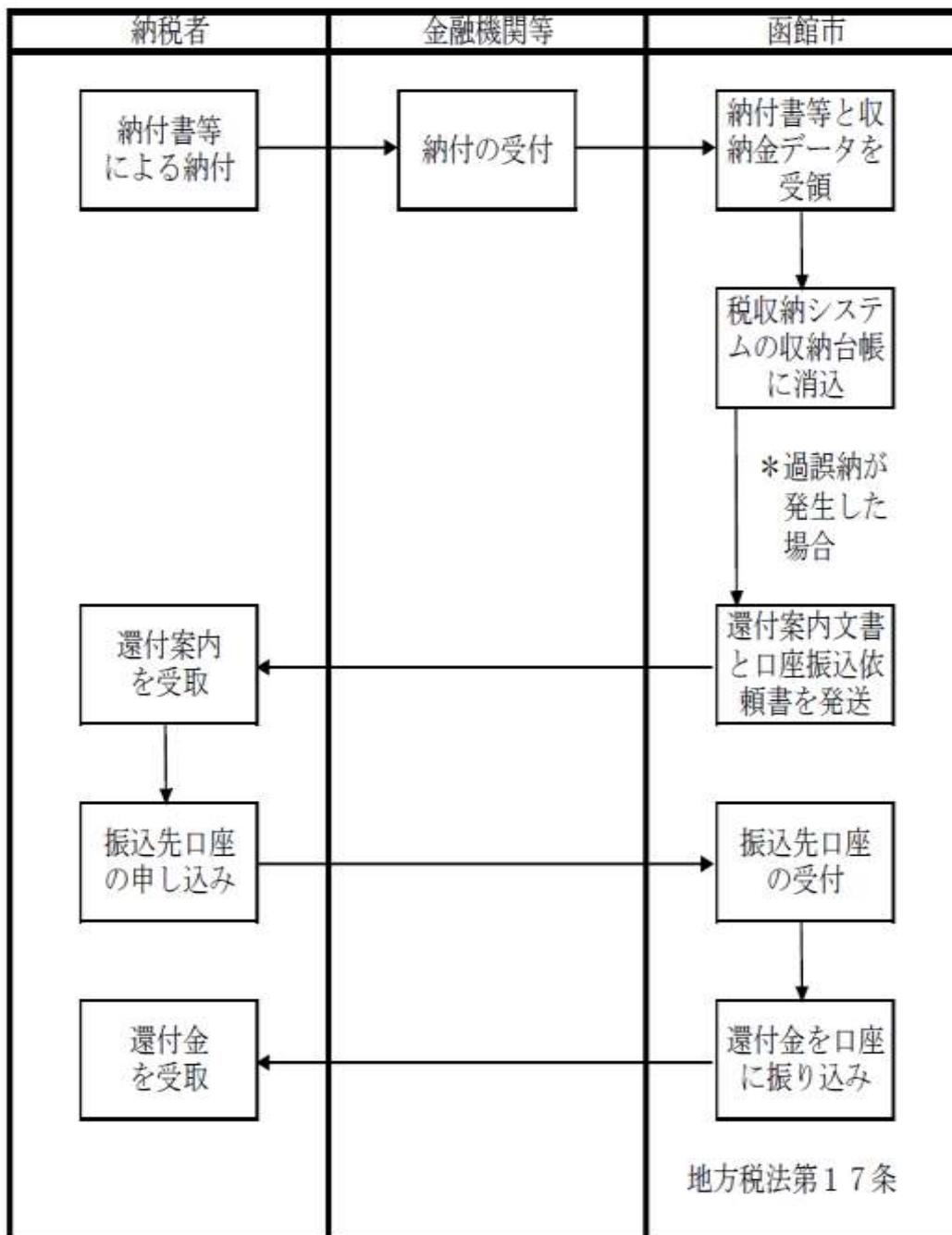
このほかに、令和2年度中に滞納繰越分の調定額にかかる更正額が△1,178,708 円となっており、令和2年度滞納繰越分の調定額（決算額）が 864,367,557 円となった。

(単位：円)

		調定額A	収入額B	内還付未済額D	不納欠損額C	収入未済額A-B-C	令和2年度滞納繰越分調定額(年度当初額) A-(B-D)-C
平成31年度	現年度分	32,549,269,403	32,198,686,538	454,216	38,795,397	311,787,468	312,241,684
	滞納繰越分	877,325,875	205,863,001	30,000	118,188,293	553,274,581	553,304,581
	計	33,426,595,278	32,404,549,539	484,216	156,983,690	865,062,049	865,546,265

		令和2年度滞納繰越分調定額(年度当初額) ^a	年度中更正額 ^b	令和2年度滞納繰越分調定額(決算額) a+b
令和2年度	滞納繰越分	865,546,265	△1,178,708	864,367,557

〔収納消込および過誤納還付フロー〕



〔口座振替及びコンビニ納付による収入額の推移〕

(単位：千円)

	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
口座振替	5,584,814	5,564,178	5,514,372	5,642,068	5,652,168
コンビニ納付	2,614,376	2,727,737	2,762,420	2,937,381	3,034,846
〈参考〉					
市税収入額合計	31,941,606	32,208,730	32,006,420	32,404,550	31,613,319

市税収入額のうち口座振替による納付割合は、約17.5%で横ばいであるが、コンビニ納付は5年推移では8.1%から9.6%と上昇している。

市民にとってコンビニは身近な存在であり、近くにあればより納付しやすい状況にあることが窺える。

〔滞納繰越分の収納状況、不納欠損処理額及び換価実績の推移〕

(単位：千円、%、件)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
滞納繰越分 調定額	1,506,829	1,178,074	946,197	877,326	864,367
滞納繰越分 収納額	383,031	297,352	216,167	205,863	193,854
収納率	25.4	25.2	22.8	23.5	22.4
不納欠損 処理額	265,360	206,772	133,645	118,188	100,427
換価実績 (件数)	2,268	2,172	1,846	1,962	1,813

〔督促状の発送件数の推移〕

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
督促状発送件数	101,745	96,805	93,782	92,092	80,233

〔執行停止の推移〕

(単位：千円、件、人)

事由	区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
無財産等	金額	174,585	112,342	80,079	87,475
	人数	635	614	489	457
	件数	4,281	3,464	2,359	2,310
生活困窮等	金額	2,889	3,576	4,874	2,933
	人数	33	40	26	33
	件数	214	276	161	196
所在不明等	金額	3,062	11,104	3,550	3,062
	人数	35	40	41	27
	件数	226	302	186	148
合計	金額	180,536	127,022	88,503	93,470
	人数	703	694	556	517
	件数	4,721	4,042	2,706	2,654

注：道民税を含む。

〔不納欠損の推移〕

(単位：千円、件、人)

事由	区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
無財産等 (即時消滅)	金額	136,416	72,854	54,635	62,883
	人数	820	574	416	416
	件数	2,561	1,748	1,288	1,241
執行停止 (期間満了3年)	金額	26,504	24,436	29,746	24,393
	人数	577	477	473	469
	件数	1,534	1,201	1,221	1,192
時効成立 (5年経過)	金額	140,762	119,646	111,914	85,119
	人数	1,877	1,619	1,434	1,172
	件数	5,573	4,707	4,126	3,162
合計	金額	303,682	216,936	196,295	172,395
	人数	3,274	2,670	2,323	2,057
	件数	9,668	7,656	6,635	5,595

注：道民税を含む。

〔差押状況の推移〕

(単位：千円)

	区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当年度差押	滞納税額	718,042	733,551	969,457	360,167
執行状況	件数	2,050	1,913	1,931	1,879
交付要求による 収納状況	金額	12,032	3,665	6,617	9,091
	件数	43	29	18	21
公売による収 納状況	金額 (カッコ 内は滞納金額)	0	0	0	472 (472)
	件数	0	0	0	1

注：道民税を含む。

〔区分別差押等の状況〕

(単位：千円、件)

区 分	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		
	件数	滞納税額	件数	滞納税額	件数	滞納税額	件数	滞納税額	件数	滞納税額	
差 押	不動産	13	13,312	22	86,301	64	305,457	26	637,816	5	90,346
	債権	2,355	582,735	2,027	621,707	1,849	428,094	1,905	331,641	1,874	269,821
	自動車	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他動産	0	0	1	10,034	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	2,368	596,047	2,050	718,042	1,913	733,551	1,931	969,457	1,879	360,167
交 付 要 求	81	87,320	222	69,747	61	25,352	71	158,548	49	76,326	
合 計	2,449	683,367	2,272	787,789	1,974	758,903	2,002	1,128,005	1,928	436,493	

注：道民税を含む。

(4) 監査結果と意見

① 監査手続

未納の各種税金に対する対処について、令和 2 年度の市税決算収入未済額の件数等を令和 3 年 8 月末現在のものも提示を求め、監査した。督促の状況については下表のとおりであった。

令和 2 年度 市税決算収入未済額の件数等

(令和 3 年 8 月末現在)

現年度分	件数	金額(円)	督促件数	未納 件数	未納金額(円)
個人住民税	6,637	184,554,946	6,500	5,136	157,958,775
軽自動車税(種別割)	501	4,434,431	501	423	3,715,292
法人市民税	165	59,564,800	134	106	12,198,650
鉦産税	0	0	0	0	0
入湯税	6	2,434,640	0	0	0
たばこ税	1	29,385	1	1	29,385
固定資産税(土地家 屋)・都市計画税	3,671	305,582,412	3,558	3,122	209,602,026
固定資産税(償却資 産)	105	81,639,900	42	78	55,429,200
計	11,086	638,240,514	10,736	8,866	438,933,328

(令和3年8月末現在)

滞納繰越分	件数	金額(円)	督促件数	未納 件数	未納金額(円)
個人住民税	12,087	260,701,146	12,087	10,920	237,617,703
軽自動車税(種別割)	1,107	8,851,004	1,107	1,034	8,266,252
法人市民税	139	7,939,608	139	121	6,706,393
鉱産税	0	0	0	0	0
入湯税	0	0	0	0	0
たばこ税	0	0	0	0	0
固定資産税(土地家 屋)・都市計画税	7,410	288,055,915	7,410	6,946	271,898,421
固定資産税(償却資 産)	17	4,539,200	17	17	4,514,200
計	20,760	570,086,873	20,760	19,038	529,002,969

※現年督促件数は、徴収猶予の特例猶予対象で猶予期限未到来のものに係る督促状が決算時未済件数より少ない。

② 監査結果

ア 指摘

なし

イ 意見

なし

10 収納・滞納整理事務に関する総括的監査

(1) 監査手続

担当部局より滞納整理事務についてのヒアリングを行い、事務執行の基本となる「函館市債権管理事務処理要領（令和2年6月改訂版）」、「市税滞納整理事務の手引き（令和3年5月）」、「令和3年度 新任職員・滞納整理研修」資料等を閲覧した。

事務の執行については、納税者の財産権に影響を与える場合もあることから、適法性に主眼をおき監査を行った。

なお、滞納整理事務の意見等の詳細については、税目別の各論の記載を参照。

(2) 監査結果

① 指摘

なし

② 意見

公債権とは、公法上の原因に基づいて発生する債権であり、市税のように自力執行権のある強制徴収公債権と自力執行権のない非強制徴収公債権に区分される。

国民健康保険料、介護保険料も強制徴収公債権に分類される。

函館市では、適法・適正な事務の執行を目的として「函館市債権管理事務処理要領」を制定し、滞納整理事務を行っている。

市税等の滞納額の減少に向けては、様々な施策を実施することにより一定の効果に結び付けているところは評価できる点である。

今後においても市税の各税目、国民健康保険料、介護保険料のそれぞれの担当課における滞納整理情報の共有は重要と思料する。

滞納整理は、納税者「人」が相手であり、その対応は千差万別である。

滞納に至った経緯や事情を聴取・調査し、個々に判断したうえで適法・適正な執行をしなければならない。

滞納整理の結果は、市の歳入に直結する重要事項であることを念頭に置き、事務の執行を進めていただきたい。

徴税費の面では、令和2年度の市税31,613,319千円に対して、純徴税費は620,940千円であり、その割合は1.96%となっており、連年推移を見ても減少していることから今後も効率的な事務運営を期待したい。

1.1 情報管理体制について

(1) 監査手続

市税の情報管理体制に関する監査のため、「電算室運用管理業務委託契約書（令和元年度・令和2年度）」、「作業指示書（固定資産税及び都市計画税）」の提示を求め、適切な情報管理が行われているかを監査した。

なお、電算室運用管理業務委託先である株式会社エスイーシーに対し、①電子計算機の監視および電算室の管理等、②電子計算機稼働計画の作成等、③電子計算機の運用およびオペレーション、④データパンチ入力⑤プログラムの作成および修正、⑥製本および封入封緘の業務委託をしている。

市税等全体の「通知事務等の外部委託の状況」は、下表のとおりであった。

科目	外部委託の有無	外部委託の選定方法	契約書	根拠法令
個人市道民税	有	随意契約	電算室運用管理業務委託 (R2)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 随意契約ガイドライン 2- (4) -エ
軽自動車税	有			
法人市民税	無	—		
固定資産税・都市計画税 (土地・家屋)	有	随意契約	電算室運用管理業務委託 (H31)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 随意契約ガイドライン 2- (4) -エ
固定資産税・都市計画税 (償却資産)	有			
市たばこ税	無	—		
入湯税	無	—		
国民健康保険料	有	随意契約	納入通知書作成・印字・封入封緘業務委託	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 随意契約ガイドライン 2- (4) -エ
介護保険料	有	随意契約	普通徴収額決定通知書封入封緘業務委託	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 函館市契約条例施行規則第30条の2 随意契約ガイドライン1

(2) 監査結果

情報の取扱いについては問題がなかったが、電算室運用管理業務委託先の選出が、随意契約によってなされ、且つ、30年以上変更がなく、既得権益化する可能性がある。

業務内容を切り分けて入札すべき必要性があることを含めて、入力作業員の派遣や補助職員の採用等についても、毎年厳しく検討していく必要がある。

随意契約については、「函館市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン（平成27年12月18日改正）」に基づき、「随意契約理由書（令和2年度分を確認）」の作成があり、次のように理由付けされている。

『市の電子計算機については、昭和62年に庁内に設置した「電子計算機メーカー選定委員会」において日本電気株式会社が選定されたものであるが、システム全体の保証、機器のリース・保守および運用体制をも含めて選定されたものである。このうち運用部分については、上記業者が、電子計算機導入後の運用事業所として日本電気株式会社から推薦があったものである。上記業者は、日本電気株式会社と共に本市と当該電子計算機等の賃貸借契約を締結しており、また、多数の当該電子計算機関連システムを構築した実績を有しているうえ、安全対策やデータ保護対策面において経済産業省の認定を受けている事業所として十分な体制を整えている。以上により、本市の電子計算機を運用できる唯一の市内業者である上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約することとしたい』

【参考：随意契約を行うことができる場合の基準 2（4）エ】

2 その性質または目的が競争入札に適しない契約をするとき (令第167条の2第1項第2号)

<運用上の留意点>

・「その性質または目的」とは、通常は「契約の内容」と同義と解され、契約の内容が競争入札に適しない場合に適用されるものである。このため、契約の相手先が、「業務内容を熟知しており信頼度が高いこと」「当該業務に精通していること」等のみをもって適用できない。

(4) 特定の1者でなければ履行することができない役務の提供

<運用上の留意点>

・他の者では履行し得ない役務の提供であることについて、同業他社に確認するなど客観的に確認すること。

・実績のある者が他にないこと、または実績が豊富であることのみをもって特定の1者でなければ履行できない理由にはならないこと。契約の確実な履行には実績のあることが望ましい場合は、実績要件を入札参加条件とした競争入札の実施を検討すること。

エ 既存のシステムと密接不可分の関係にあり、同一システム開発者以外の者にプログラムの増設・追加または改修等を履行させると既存のシステムの運用に著しく支障が生じるおそれがあるもの

<運用上の留意点>

・ 密接不可分な関係や著しく支障が生じるおそれについて具体的に説明すること。

・ 大規模な改修等を行う場合、改修等に係る費用と新規業者が新たにシステムを構築した場合との費用比較を行い、競争入札を実施することができるかどうかを検討すること。

- ① 指摘
なし
- ② 意見
なし

【指摘および意見の一覧】

包括外部監査の結果、識別された指摘および意見についての一覧は次のとおり。

区分	指 摘 お よ び 意 見	頁数
第3部 監査結果と意見（総論）		
意見1	<p>市税等の申告及び賦課決定等について</p> <p>市税等の事務においては、適正・公平な執行が最も重要である。また、人口減少や予算規模の縮小も見込まれるため効率的・効果的な執行を念頭におく必要がある。</p> <p>賦課決定等については、多くの自治体で過徴収等の事例があり、事務処理ミスが発生しないよう細心の注意を払うとともに、チェック体制強化やシステム操作マニュアルの再確認が必要と思料する。</p>	13
意見2	<p>未納・滞納対策と債権回収について</p> <p>地方公共団体の債権である地方税や保険料等は、市民の適正な申告と納税・納付により成り立っているものである。</p> <p>未納や滞納が発生し債権回収が困難になれば、市の歳入に影響を及ぼすものであり、法令等に則り厳正かつ適正な執行が望まれる。</p>	14
意見3	<p>情報システム管理について</p> <p>市税等の業務においては、電子計算機の監視や電算室の管理および電子計算機稼働計画の作成等を外部事業者に委託している。</p> <p>市税等の情報は重要な個人情報であり、情報漏洩を防止する観点からも適切な情報管理体制を維持することが重要である。</p>	15
意見4	<p>市税等の市民に対する周知・広報について</p> <p>申告・納税は、市民（国民）の義務であるが、税に関する法令等は随時の改正があり、税制への正しい理解が浸透していない面がある。</p> <p>広報媒体として市ホームページは重要であり、また各団体を通じての周知活動は意義があり継続すべきである。</p> <p>紙媒体としての「市政はこだて」も活用し、必要な情報が市民に周知されるよう期待したい。</p>	15

区分	指 摘 お よ び 意 見	頁数
第4部 監査結果と意見（各論）		
1 個人市民税		
意見5	未申告者の把握 未申告者の把握については、課税の公平性の観点から重要であり、課税データ等を基に対象者の抽出を行い、適正な課税の維持が望まれる。	21
意見6	ダブルチェックの徹底 過徴収等の原因の大部分は、事務処理ミスであり、防止のためにはダブルチェックが有効である。	22
意見7	特別徴収率の向上 特別徴収率の向上により、未納・滞納の未然防止および滞納処分等の徴税コストの減少が期待できるので、一層の推進が望まれる。	22
2 法人市民税		
意見8	納税義務者の把握 納税義務者の把握においては、多面的な情報収集とともに定期的な調査を行う体制作りが必要である。	26
意見9	税に関する専門性の強化、税務署の連携 税に関する業務の執行においては、高度な専門知識の習得が求められており、研修会等の習得機会が重要である。 税務署との連携も有効と考えられる。	27
意見10	法人市民税（プレプリント用紙）の送付縮小について プレプリント申告用紙の送付を縮小し、納付書のみを送付に切り替えることにより、事務の軽減および経費の削減が可能と思われる。	27
3 固定資産税（土地・家屋・償却資産）及び都市計画税		
意見11	未評価家屋調査について 未評価家屋調査については、新規把握の際の航空写真の活用やソフト開発が必要ではないか。 また、未評価物件の課税に関する周知活動も継続することが望まれる。	53
意見12	土地家屋等の情報収集について 土地家屋等の情報収集については、コスト削減の観点および登記電子データの有効活用から電子システムの導入が望まれる。	54

区分	指 摘 お よ び 意 見	頁数
指摘 1	<p>相続人不存在への対応</p> <p>相続人不存在（相続人全員が相続放棄または死亡）への対応については、安易に課税保留することなく、積極的に相続財産管理人の選任申立を行うべきである。</p> <p>空き家問題とも関連性があり優先的に取組む必要がある。</p>	55
意見 1 3	<p>相続人不存在への対応</p> <p>相続人の把握等については、事務量が多大となり負担が見込まれるため、専門職（弁護士、行政書士等）へ外注する方法も考慮すべきである。</p>	55
指摘 2	<p>償却資産申告内容調査等の状況</p> <p>償却資産申告内容について、疑義等がある場合には実地調査をする必要がある。</p> <p>実地調査は、数年で一巡するなどの計画を策定すべきである。</p>	57
意見 1 4	<p>償却資産申告内容調査等の状況</p> <p>償却資産の国税資料との照合については、資料内容の有効性が必須であり、精度を上げた審査に向けての仕組みを構築することが望まれる。</p>	58
意見 1 5	<p>評価計算の監査</p> <p>土地の評価については、検討資料を保存し、情報の蓄積が重要である。</p> <p>函館市には不整形地が多く存在し、その評価計算には膨大な事務量を要すると思われるが、対象地の把握とともに評価計算の精度の向上が望まれる。</p>	61
意見 1 6	<p>都市計画税に関する監査</p> <p>都市計画税の税額計算の際に、不整形地の評価計算において見解の相違があった。</p> <p>評価事務においては参考書等に頼るのではなく、要綱等による規定の制定が望まれる。</p>	62
指摘 3	<p>非課税物件の適否</p> <p>非課税物件の適否について、住宅図等と現状との相違があるため、実態調査等により適正な課税を行う必要がある。</p> <p>実態調査については、現地確認や登記情報の確認、所有者の確定申告内容の確認も有効である。</p>	63
意見 1 7	<p>宗教法人等の非課税特例の適否</p> <p>宗教法人等の非課税特例の適否について、実態把握の観点から定期的な調査が望まれる。</p>	64

区分	指 摘 お よ び 意 見	頁数
意見 1 8	家屋評価の適否 家屋評価の適否について、課税の基礎となる計算書類は、課税の時効まで保存すべきである。 また、電子保存化の検討が望まれる。	67
7 国民健康保険料		
指摘 4	不納欠損に関する個別調書の未作成 不納欠損処理においては、適正な執行が不可欠であるが、市長決裁の添付書類である「不納欠損に関する個別調書」が未作成のものがあるので、函館市債権管理事務処理要領に基づいた処理が必要である。	102
指摘 5	現年度分の優先納付指導の是正 納付相談時には、現年度分を優先的に納付するよう指導しているが、国民健康保険料の時効は2年のため、時効完成を避けて不納欠損額を減らすことによって、本来市の収入となるべき保険料を少しでも多く徴収するよう、過年度分を優先して納付するよう指導する必要がある。	102
意見 1 9	預貯金の取引履歴調査の強化 国民健康保険料の滞納者への対応については、預貯金の取引履歴調査の強化が重要である。 特に悪質な滞納者については深度ある調査の実施が望まれる。	103
意見 2 0	納付相談時の滞納者財務状況把握の充実 納付相談時における滞納者財務状況の把握方法については、多角的な方法により実施されることが望まれる。	103
意見 2 1	不定期収入者の前納制度等の検討 不定期収入者については、国民健康保険料のみならず他の税金も滞納するケースが多いので、前納制度等の検討が望まれる。	104
8 介護保険料		
指摘 6	滞納整理業務のシステム化 介護保険料の滞納整理業務については、事務手続きがシステム化されておらず、非効率であることからシステム化の必要がある。	124

区分	指 摘 お よ び 意 見	頁数
指摘 7	<p>不納欠損に関する個別調書の未作成</p> <p>不納欠損処理においては、適正な執行が不可欠であるが、市長決裁の添付書類である「不納欠損に関する個別調書」が未作成のものがあるので、函館市債権管理事務処理要領に基づいた処理が必要である。</p>	124
意見 2 2	<p>預貯金の取引履歴調査の強化</p> <p>介護保険料の滞納者への対応については、預貯金の取引履歴調査の強化が重要である。</p> <p>特に悪質な滞納者については深度ある調査の実施が望まれる。</p>	125
意見 2 3	<p>納付相談時の滞納者財務状況把握の充実</p> <p>納付相談時における滞納者財務状況の把握方法については、多角的な方法により実施されることが望まれる。</p>	125
1 0 収納・滞納整理事務に関する総括的監査		
意見 2 4	<p>滞納整理の結果は、市の歳入に直結する重要事項であり、函館市債権管理事務処理要領に基づき適正な執行が望まれる。</p> <p>徴税費の面では減少傾向にあり、今後とも効率的な事務運営を期待したい。</p>	135
合 計	<p>【指摘】 7 件</p> <p>【意見】 2 4 件</p>	